
宿毛市事前復興 まちづくり計画

令和8年3月



目 次

はじめに

はじめに.....	2
1. 計画の目的.....	2
2. 事前復興まちづくり計画の策定により期待される効果.....	2
3. 計画の位置づけ等.....	3
4. 宿毛市事前復興まちづくり計画の構成.....	4

第1編 現況と課題

第1章 宿毛市の現況.....	6
1. 宿毛市の概要.....	6
2. 人口.....	7
3. 産業.....	9
4. 土地利用.....	11
5. 都市基盤.....	13
6. 地域資源.....	15
7. 災害.....	16
第2章 市民意向.....	23
1. アンケート調査の概要.....	23
2. アンケート調査の結果.....	24
第3章 事前復興まちづくりの検討に向けた課題.....	28
1. 課題整理の視点.....	28
2. 事前復興まちづくりの検討に向けた課題.....	29

第2編 復興方針

第1章 復興方針.....	36
1. 復興の基本理念.....	36
2. 復興目標.....	37
3. 復興に向けた推進体制.....	38
4. 復興方針.....	40
第2章 復興まちづくりイメージ.....	53
1. 土地利用の基本的な考え方.....	53
2. 復興まちづくりイメージの検討.....	56
3. 応急期のまちづくり.....	59
4. 復興期のまちづくり.....	62

第3編 地域別の事前復興まちづくり計画

第1章 地域別の事前復興まちづくり計画の位置づけ等.....	71
1. 地域別の事前復興まちづくり計画の位置づけ等.....	71
2. 地域別の事前復興まちづくり計画の検討事項.....	72
第2章 西地域の事前復興まちづくり計画.....	73
1. 西地域の概要.....	73
2. 西地域の復興まちづくりの実現に向けた備え.....	74
3. 西地域の復興まちづくりの姿.....	82
第3章 中央地域の事前復興まちづくり計画.....	88
1. 中央地域の概要.....	88
2. 中央地域の復興まちづくりの実現に向けた備え.....	89
3. 中央地域の復興まちづくりの姿.....	97
第4章 小筑紫地域の事前復興まちづくり計画.....	103
1. 小筑紫地域の概要.....	103
2. 小筑紫地域の復興まちづくりの実現に向けた備え.....	104
3. 小筑紫地域の復興まちづくりの姿.....	112

第5章 沖の島地域の事前復興まちづくり計画.....	118
1. 沖の島地域の概要	118
2. 沖の島地域の復興まちづくりの実現に向けた備え.....	120
3. 沖の島地域の復興まちづくりの姿.....	129

第4編 復興事前準備

第1章 復興事前準備の位置づけ.....	138
1. 復興事前準備の位置づけ.....	138
第2章 復興事前準備	139
1. 復興事前準備の取組	139
2. 復興事前準備の重点施策.....	142

第5編 計画の推進と運用

第1章 計画の推進と運用	148
1. 計画の推進と定期的な見直し.....	148
2. 大規模災害発生後の運用.....	148

参考資料

1. 策定経過	150
2. 宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例	151
3. 策定委員会名簿	153
4. 地域ワークショップ 開催概要.....	154

はじめに

はじめに

1. 計画の目的

南海トラフ沿いの大規模地震が30年以内に発生する確率は60%~90%程度以上といわれており、最大クラスの地震が発生した際には、本市においても甚大な被害が生じることが想定されています。この南海トラフ地震による揺れや津波は、市民の生命を脅かし、住まいやなりわいの場を奪い去るため、まちや市民生活の復旧・復興に長期間を要する事態となる可能性があります。

東日本大震災では、被災後の復旧・復興が長期化し、人口減少や地域活力の衰退につながる事態が生じている地域が見受けられます。その要因の一つとして、復興後のまちの姿に対する住民の合意形成に時間を要したことがあげられています。

そのため、南海トラフ地震等の大規模災害が発生したとしても、速やかな復旧・復興の実現を図るため、復興の手順や復興後のまちの姿を事前に検討・整理し、宿毛市事前復興まちづくり計画（以下、「本計画」と言う。）を策定します。

2. 事前復興まちづくり計画の策定により期待される効果

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災した施設の応急復旧や災害復旧、避難所の運営、り災証明書の発行等、市職員は、多大な時間と人手を要する事態に陥ります。また、多くの市民が住まいや仕事を失う等の混乱下に置かれ、復興まちづくりに向けた取組が進まない状況になることが危惧されます。

復興の基本方針や復興後のまちの姿、そのために必要となる取組等を事前に検討しておくことで、大規模災害が発生したとしても、復興までの期間短縮や復興の質の向上、適切化等が図られます。また、結果として、地域の活力や魅力の維持・向上、人口流出の抑制等につながることを期待されます。

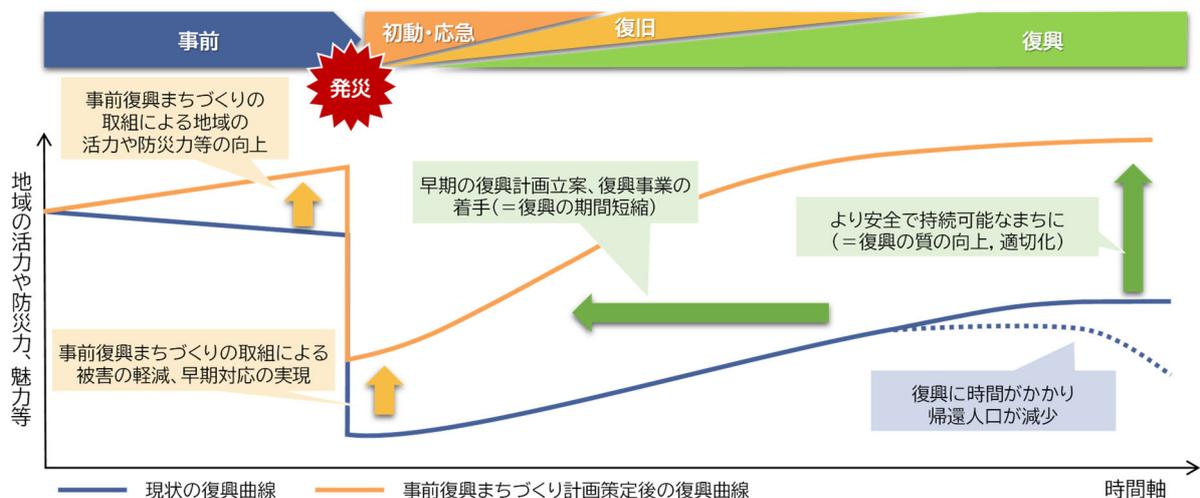


図 事前復興まちづくり計画により期待される効果イメージ

3. 計画の位置づけ等

3-1. 本計画の位置づけ

本計画は、本市の総合的な行政運営の指針である「宿毛市振興計画」、強靱な本市の構築に向けた施策等を定めた「宿毛市国土強靱化地域計画」を上位計画とし、防災やまちづくりをはじめとした各種関連計画との整合・連携を図るものです。

また、高知県により、市町村が発災後速やかに復興まちづくりに着手できるようにするため、事前の復興まちづくり計画策定の参考として示された「高知県事前復興まちづくり計画策定指針（高知県）」（令和4年3月）に基づき検討したものです。

なお、大規模災害発生後には、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条に基づく「復興計画」の基礎となるとともに、各種の復旧・復興事業等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものとなるものです。

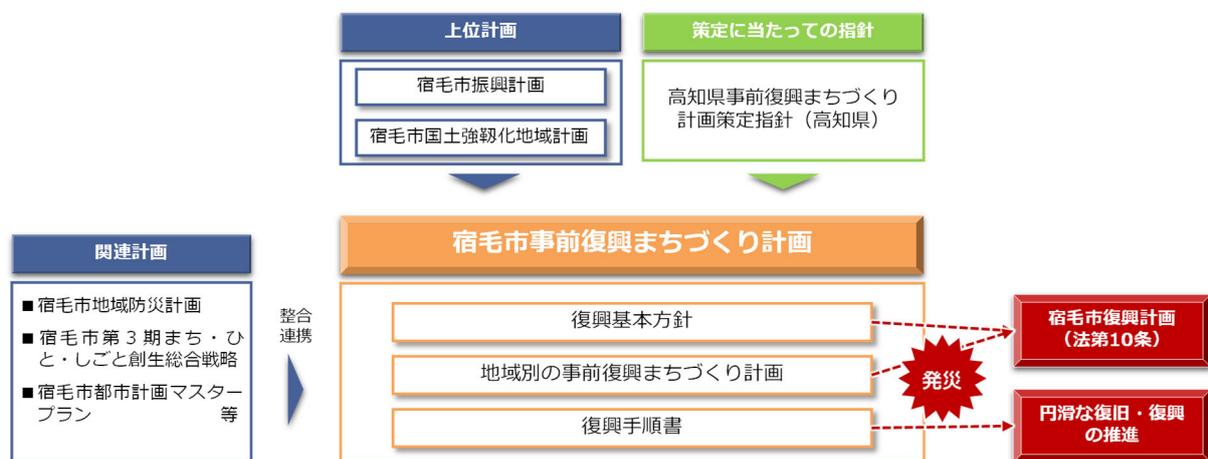


図 計画の位置づけ

3-2. 本計画が対象とする災害

本計画の検討に当たっては、揺れや津波によって甚大な被害が想定されている「南海トラフ地震」（最大クラスの地震・津波）を対象とします。

4. 宿毛市事前復興まちづくり計画の構成

宿毛市事前復興まちづくり計画は、

- ①大規模災害が発生した後の速やかな復興を図るため、大規模災害が発生したことを想定した「復興の姿」を、住民の皆様と事前に検討すること
- ②大規模災害が発生した際に、市職員等が取組まなくてはならないこと（復興の手順等）を明確にし、必要な準備を進めていくこと

を目的に、以下のような構成で作成します。

役割	概要	備考
(市全体の復興の姿) 復興方針	南海トラフ地震等の大規模災害の発生を見据え、復興まちづくりの基本的な考え方や土地利用方針等の復興基本方針を検討しておき、災害発生後には法に基づく復興計画の骨格となる。	主に、第2編
(地域別の復興の姿) 地域別の 事前復興まちづくり計画	津波により甚大な被害が想定される中央、西、小筑紫、沖の島地域を対象に、具体的な可住地の考え方や土地利用、復興パターン等を検討し、災害発生後の速やかな復興まちづくりの実現に備える。また、検討を通じて、事前に実施すべき施策・事業を検討する。 ※地域ごとのまちの成り立ちや地形条件、被害想定等が異なるため、4地域ごとに計画を検討する。	主に、第3編
復興事前準備	大規模災害発生後を想定した復興の姿や復興の手順等の検討を通じて、今現在、取り組むべき「事前の備え」（＝復興事前準備）を検討する。	主に、第4編
復興手順書	南海トラフ地震発生後から復興までの流れを踏まえた上で、職員等が行うべき復興業務の手順や体制等の整理を行い、復興に取り組む際の行動手順書となる。	別添

第1編 現況と課題

第1章 宿毛市の現況

1. 宿毛市の概要

本市は、四国の西南端に位置し、西には高知県唯一の有人離島である沖の島、鵜来島があり総面積は286.17km²(令和4年1月現在)となっています。

全般的に山岳・丘陵地帯で構成され、篠山を主峰とした全域の約9割が森林地帯となっており、その間を清流松田川が宿毛湾に向かって流れています。

気候は、四季を通じて温暖で、足摺宇和海国立公園に属する豊かな自然と相まって第一次産業を中心に発展してきました。冬には、気象条件が整えば、夕日が宿毛湾に沈むときにだるまのように見える「だるま夕日」を見ることが出来ます。



図 宿毛市の位置

2. 人口

2-1. 人口推移

令和2年の市の人口は19,033人となっており、30年前（平成2年）と比較して26.3%の減少となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、30年後（令和32年）の総人口は9,651人となっており、令和2年の人口から半減すると予測されています。

年齢別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあります。しかしながら、令和7年からは、老年人口も減少傾向に転じることが予測されており、人口減少・少子高齢化が加速的に進むことが示されています。



図 宿毛市の人口推移

出典：国勢調査（H2～R2）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

2-2. 人口分布

人口分布をみると、国道56号沿いや宿毛駅・東宿毛駅周辺の市街地、主要地方道宿毛城辺線沿いの山裾等に人口が集積しています。

また、平成22年から令和2年の人口増減をみると、国道56号東側の市街地では人口減少を見せ、宿毛駅西側周辺や平田町東平周辺等において人口増が見受けられます。

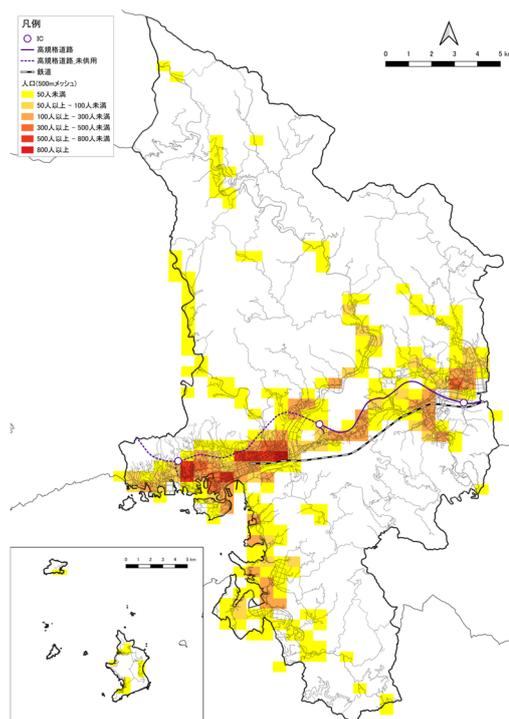


図 人口分布（令和2年）

出典：国勢調査

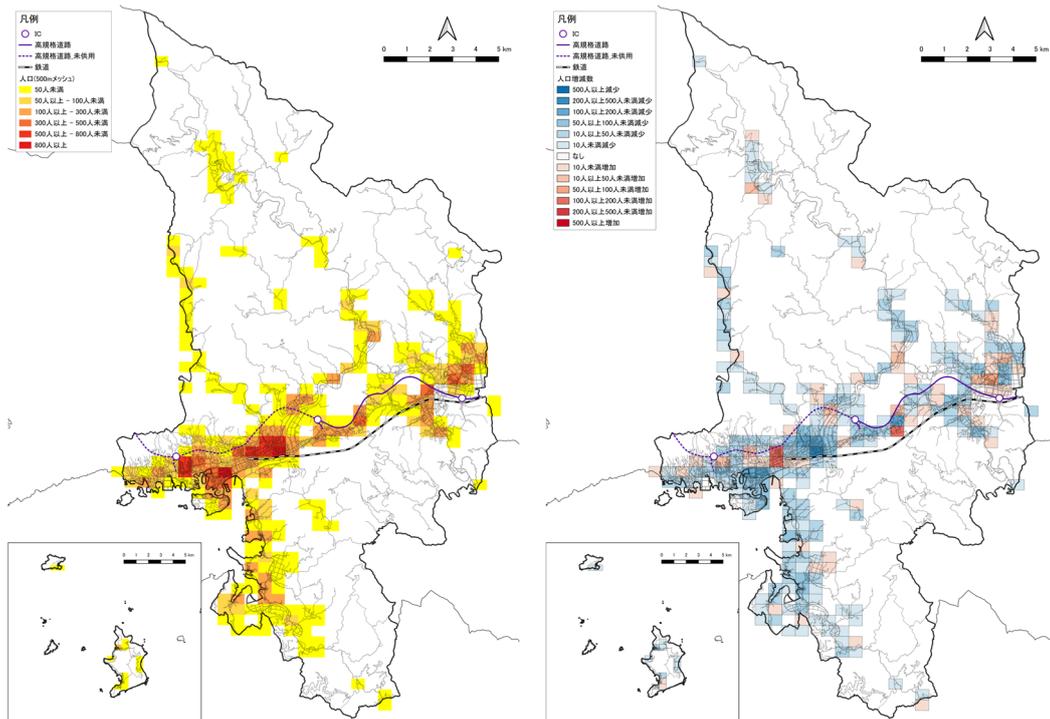


図 人口分布 (左：平成22年、右：平成22年から令和2年の増減数)

出典：国勢調査

2-3. 小地域別の高齢化率

小地域別の高齢化率をみると、令和2年では「橋上町楠山（橋上町出井・橋上町京法と合算）」が71.7%と最も高くなっています。

また、平成22年から令和2年にかけて、ほとんどの地域で高齢化率が上昇しています。

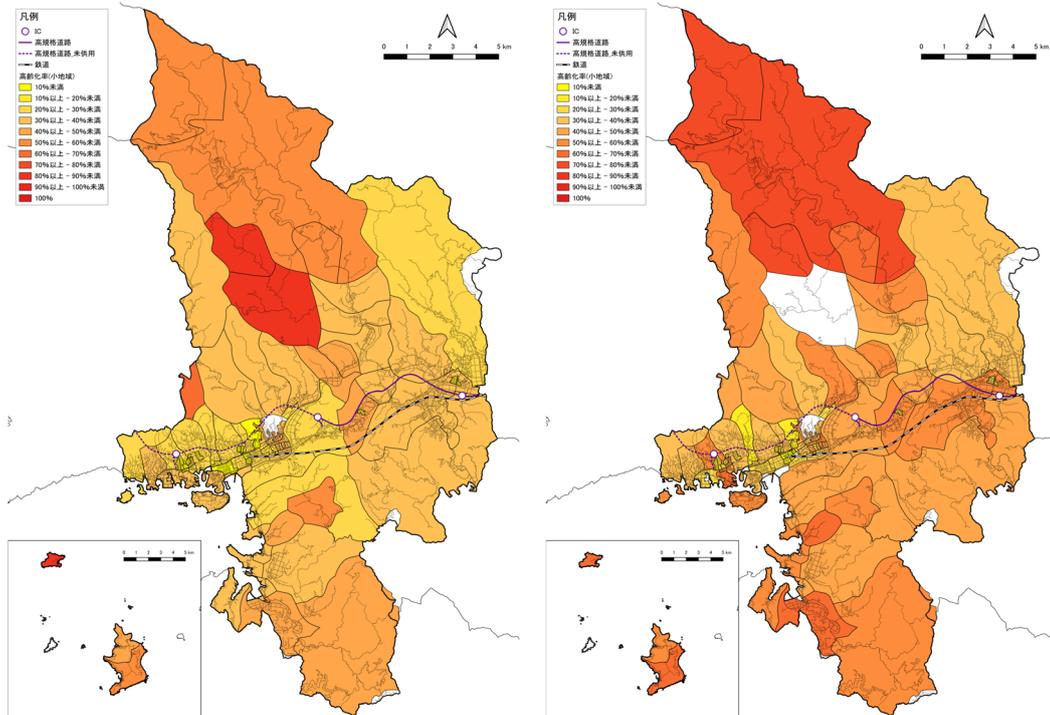


図 小地域別の高齢化率 (左：平成22年、右：令和2年)

出典：国勢調査

3. 産業

3-1. 事業所数・従業者数の推移

令和3年の事業所数・従業者数をみると、事業所数は「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」が多く、従業者数は「医療、福祉」、「卸売業、小売業」が多くなっています。

平成21年から令和3年にかけて「卸売業、小売業」の事業所数は、他の産業と比較して、減少数が大きくなっています。

表 産業大分類別事業所数、従業者数の推移

	H21年(2009年)		H26年(2014年)		R3年(2021年)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農業、林業	10	185	11	166	12	109
漁業	14	120	14	125	18	180
鉱業、採石業、砂利採取業	1	9	-	-	-	-
建設業	144	768	118	680	96	665
製造業	104	1,183	116	1,206	103	1,213
電気・ガス・熱供給・水道業	4	28	3	19	8	57
情報通信業	8	46	5	57	5	64
運輸業、郵便業	41	432	42	398	38	384
卸売業、小売業	443	1,911	376	1,763	315	1,570
金融業、保険業	24	250	19	174	14	140
不動産業、物品賃貸業	58	152	59	157	41	104
学術研究、専門・技術サービス業	30	152	29	137	25	125
宿泊業、飲食サービス業	258	1,139	240	991	193	872
生活関連サービス業、娯楽業	173	472	158	369	134	328
教育、学習支援業	61	485	52	391	40	436
医療、福祉	97	1,872	105	2,119	92	2,080
複合サービス事業	18	179	12	119	10	139
サービス業	86	328	86	281	67	254
公務	22	250	21	282	20	290
全産業	1,596	9,961	1,421	8,118	1,231	9,010

出典：経済センサス

3-2. 市町村内総生産

市町村内総生産をみると、令和元年度は77,187百万円となっており、高知県全体の2,466,288百万円の3.1%を占めています。

産業大分類別でみると、第一次産業が4.4%、第二次産業が20.6%、第三次産業が74.5%となっています。市内の産業で比率が高いのは、「保健衛生・社会事業」(17.3%)、「建設業」(12.5%)、「運輸・郵便業」(10.8%)、「卸売・小売業」(10.6%)となっています。

また、高知県全体に対する比率で高くなっているのは、「水産業」(高知県比：10.2%)、「運輸・郵便業」(同：6.6%)、「建設業」(同：4.8%)となっています。

表 経済活動別市町村内総生産（単位：百万円）

産業	年度	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
第一次産業 計		3,758	3,132	3,331	3,496	3,566	2,544	4,254	4,746	3,359
農業		1,488	1,474	1,350	1,326	1,420	1,585	1,568	1,406	1,220
林業		353	332	308	292	422	277	379	318	394
水産業		1,917	1,326	1,673	1,878	1,724	682	2,307	3,022	1,745
第二次産業 計		7,707	9,065	9,062	10,079	10,260	11,063	14,244	13,230	15,915
鉱業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業		4,307	4,137	4,418	4,660	6,124	4,808	6,000	5,983	6,276
建設業		3,400	4,928	4,644	5,419	4,136	6,255	8,244	7,247	9,639
第三次産業 計		54,567	54,672	55,806	56,220	59,093	58,797	59,733	57,883	57,482
電気・ガス・水道・廃棄物処理業		1,533	1,343	1,547	1,805	1,863	2,013	1,981	2,017	2,037
卸売・小売業		7,050	7,178	7,428	7,747	8,169	8,117	8,359	8,338	8,161
運輸・郵便業		8,360	8,676	9,288	9,449	10,055	9,764	10,460	8,671	8,366
宿泊・飲食サービス業		2,645	2,495	2,732	2,698	3,037	3,467	3,606	3,512	3,274
情報通信業		361	401	452	502	568	608	608	613	623
金融・保険業		2,749	2,544	2,453	2,240	2,330	2,244	2,187	2,340	2,307
不動産業		7,287	7,348	7,509	7,553	7,496	7,321	7,246	7,190	7,241
専門・科学技術、業務支援サービス業		1,838	1,826	1,881	1,818	1,628	1,315	1,294	1,285	1,295
公務		4,054	3,909	3,608	3,604	3,988	3,661	3,790	3,777	4,032
教育		4,049	3,827	3,558	3,493	3,470	3,451	3,411	3,370	3,330
保健衛生・社会事業		10,860	11,418	11,784	11,823	12,842	13,215	13,153	13,258	13,359
その他のサービス		3,781	3,707	3,566	3,488	3,647	3,621	3,638	3,512	3,457
輸入品に課される税・関税		816	836	927	1,243	1,259	1,091	1,290	1,341	1,338
(控除)総資本形成に係る消費税		405	407	449	648	790	712	817	815	907
計 (総生産)		66,443	67,298	68,677	70,390	73,388	72,783	78,704	76,385	77,187

出典：市町村経済統計

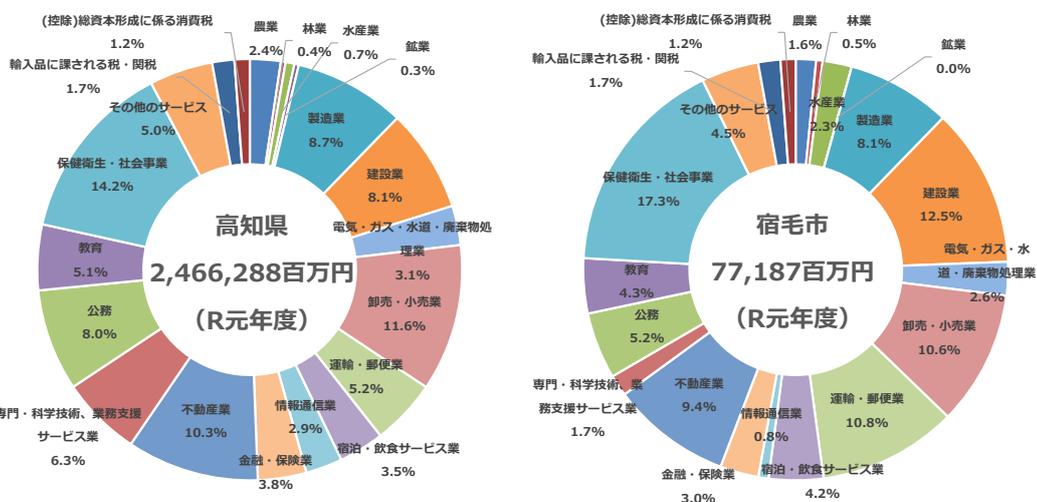


図 経済活動別市町村内総生産（左：高知県全体、右：宿毛市）

出典：市町村経済統計

4. 土地利用

4-1. 土地利用現況

国土数値情報の100mメッシュの土地利用現況から土地利用の傾向を確認すると、「森林」が88%、「田」と「その他の農用地」が6%、「建物用地」が3%となっています。

表 土地利用現況（100mメッシュから集計）

種別	面積(ha)	割合
田	1,164	4%
その他の農用地	424	2%
森林	25,089	88%
荒地	209	1%
建物用地	818	3%
道路	14	0%
鉄道	10	0%
その他の用地	222	1%
河川地及び湖沼	553	2%
海浜	7	0%
海水域	108	0%
ゴルフ場	-	-
合計	28,618	

※100mメッシュによる集計のため、割合の合計が100%にならない。

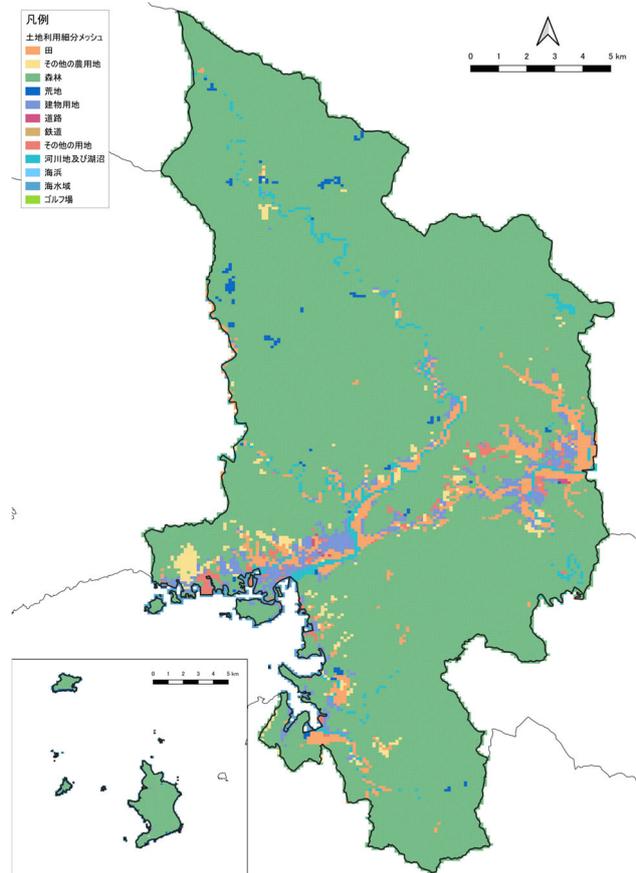


図 土地利用現況図

出典：国土数値情報

4-2. 都市計画区域内の土地利用現況

都市計画区域内の土地利用状況をみると、都市計画区域内面積2,413haのうち、自然的土地利用が1,638ha(67.9%)、都市的土地利用が543ha(22.5%)となっています。また、未利用地であるその他A(造成地、駐車場、資材置き場、荒地等)は、216ha、比率は9.0%となっています。

既成市街地や山裾の住宅団地等に住宅の土地利用が広がり、宿毛駅周辺等の用途地域内に商業施設等が立地しています。

表 土地利用現況(都市計画区域内)

種別		面積(ha)	割合	摘要	
自然的 土地利用	農用地	田	254	10.5%	田
		畑	180	7.5%	畑、樹園地、採草地等
	山林	1,112	46.1%	樹林地	
	原野	0	0.0%	原野	
	水面	92	3.8%	河川、湖沼、ため池等	
計		1,638	67.9%	-	
都市的 土地利用	宅地	住宅地	177	7.3%	住宅、共同住宅、店舗兼用住宅等
		商業地	87	3.6%	業務施設、商業施設、集合販売施設、宿泊施設等
		工業地	32	1.3%	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設等
		小計	296	12.3%	-
	都市運営	7	0.3%	官公庁施設、通信施設等	
	文教厚生	36	1.5%	学校等	
	交通用地	162	6.7%	道路、駅前広場	
	交通施設用地	21	0.9%	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地等	
	公共緑地	22	0.9%	公園・緑地、広場、運動場	
計	543	22.5%	-		
その他の 土地利用	その他A	216	9.0%	造成地、駐車場、資材置き場、荒地等	
	その他B	15	0.6%	墓園、神社仏閣、ゴルフ場等	
	その他C	0	0.0%	道路法面など他に分類されないもの	
	計	231	9.6%	-	
地区面積		2,413		-	

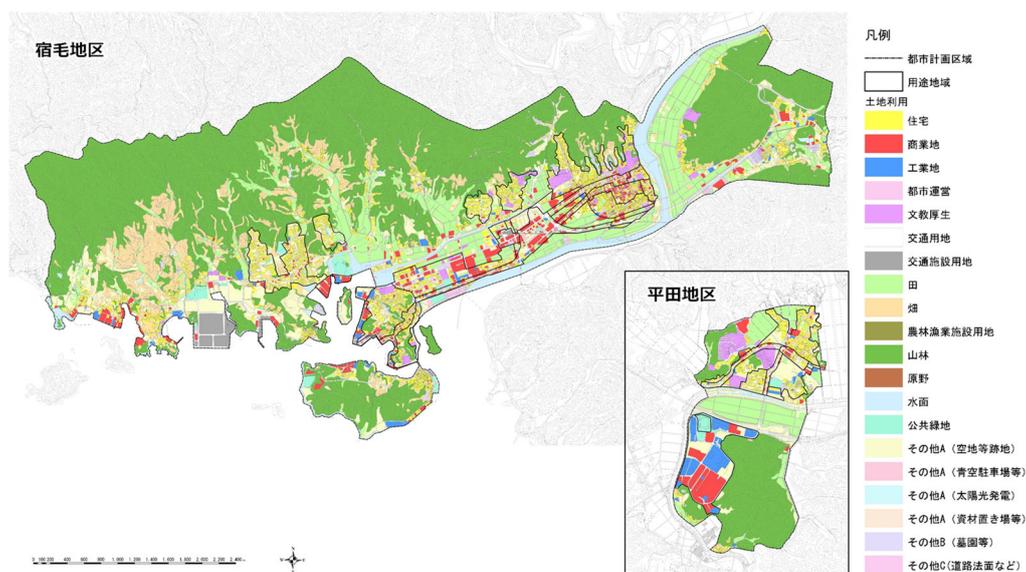


図 土地利用現況図(都市計画区域)

出典：都市計画基礎調査

5. 都市基盤

5-1. 公共交通

本市の公共交通は、鉄道、路線バスを中心に、週に1回ずつ運行されているコミュニティバスや、児童生徒のほか一般市民も利用可能なスクールバスなどが運行しています。

また、沖の島の母島や弘瀬、鵜来島を巡航する定期船も運航しています。

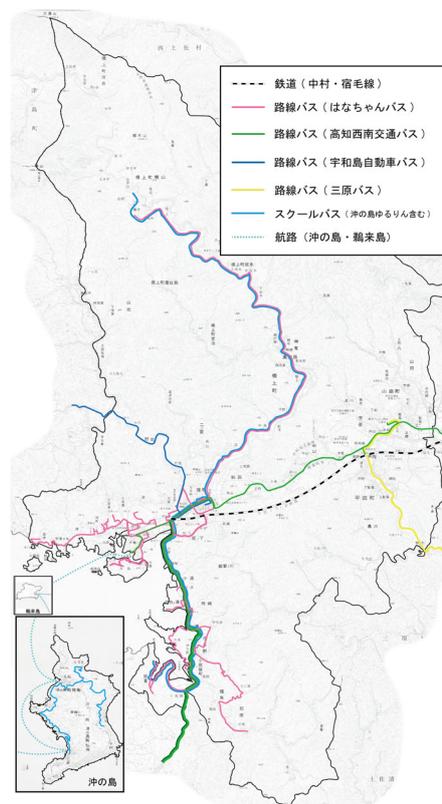


図 公共交通

出典：宿毛市地域公共交通計画

表 宿毛市内の公共交通

種別	路線名	運行事業者	平日運行本数
鉄道	中村・宿毛線	土佐くろしお鉄道株式会社	普通：13便 特急：上り2便、下り1便
路線バス	宿毛線 (宿毛 - 中村)	高知西南交通株式会社	7往復
	小才角線 (宿毛 - 清水)		6往復
	ふれあい大月線 (宿毛 - 大月)		6往復
	片島岸壁線 (宿毛駅 - 片島岸壁)		3往復
高速バス	宇和島宿毛線 (宿毛 - 宇和島)	宇和島自動車株式会社	10往復
	しまんとブルーライナー	高知西南交通株式会社 近鉄バス株式会社との運行	1往復
コミュニティバス	橋上線	宿毛市	4往復 (週2回)
	栄喜線		4往復 (週2回)
	石原線		4往復 (週2回)
	藻津線		4往復 (週2回)
	まちぐる線		4往復
スクールバス	県道宿毛津島線	宿毛市	1往復
	県道安満地福良線		行き：1本、帰り：2本
	県道沖ノ島循環線		2往復 (水・木曜日のみ診療所行きの便あり)
航路	沖の島航路		2便

出典：宿毛市地域公共交通計画

5-2. 都市施設

都市施設（医療、福祉、商業、子育て・教育、観光施設）の立地をみると、国道56号沿いや国道321号沿い、宿毛駅・東宿毛駅周辺の市街地、（主）宿毛城辺線沿いに、商業施設や医療施設、福祉施設などが立地しています。

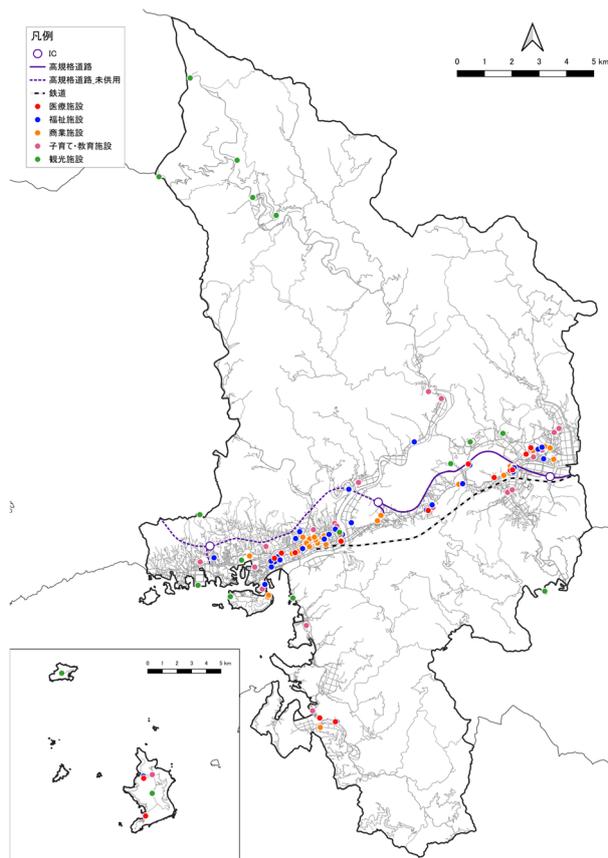


図 都市施設の立地状況

出典：国土数値情報、トクバイ、iタウンページ、宿毛市HP、高知県オープンデータ

5-3. 公共施設

災害対応の拠点となる市役所については、老朽化と南海トラフ地震対策として、希望ヶ丘にある海拔20mの高台に移転（令和4年5月開庁）しています。また、きぼうが丘保育園をはじめ、宿毛警察署や高知県宿毛合同庁舎等が高台に移転しています。



図 公共施設の高台移転

出典：宿毛市

7. 災害

7-1. 南海トラフ地震

(1) 揺れ

本市では南海トラフ地震が発生した場合、震度5強から震度7の発生が想定されています。市の広範囲に広がる震度6弱は「耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがあり、倒れるものもある」という揺れであり、揺れによる人的被害・建物被害の発生が懸念されます。

また、地震継続時間は1.5分から2.5分と予測されています。

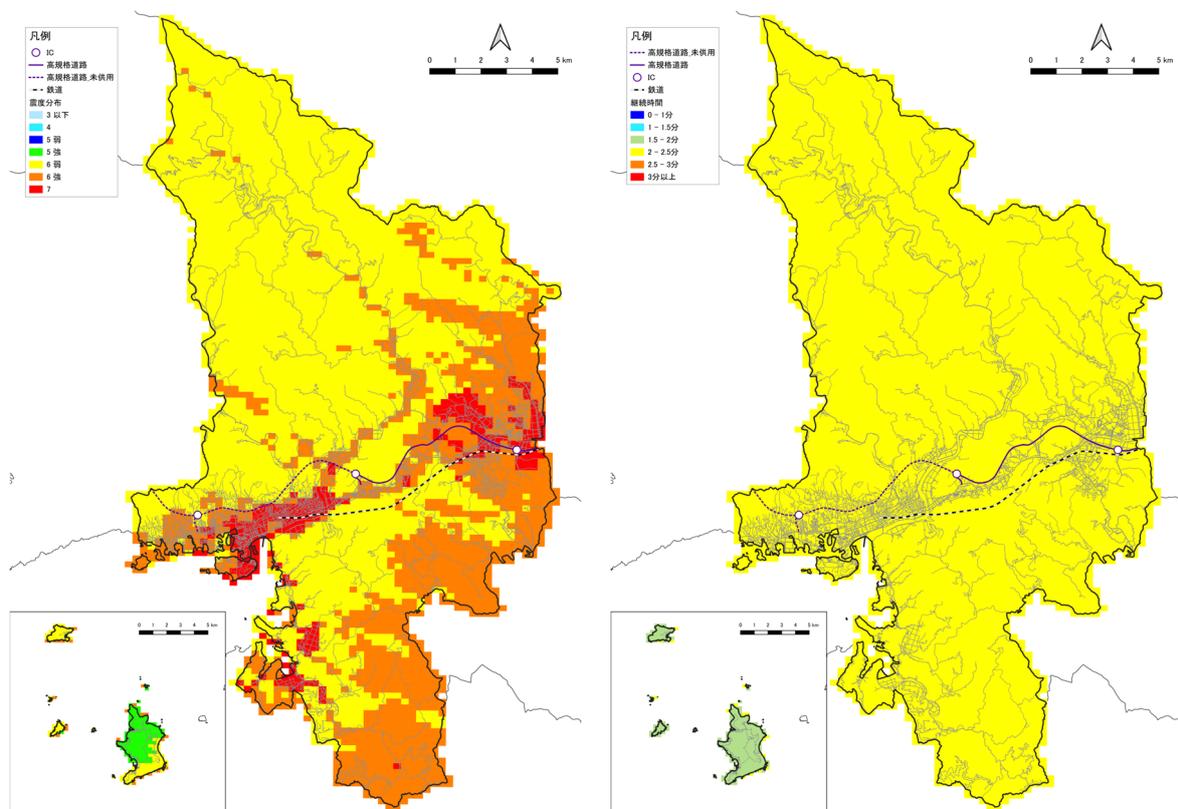


図 震度分布

図 地震継続時間

出典：令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について

(2) 津波

① L1 津波の浸水想定区域

L1 津波の津波浸水想定区域は、平野部の広い範囲で2.0m～5.0mの浸水深が、小筑紫地域の沿岸部では、5.0m～10.0mの浸水深が想定されています。

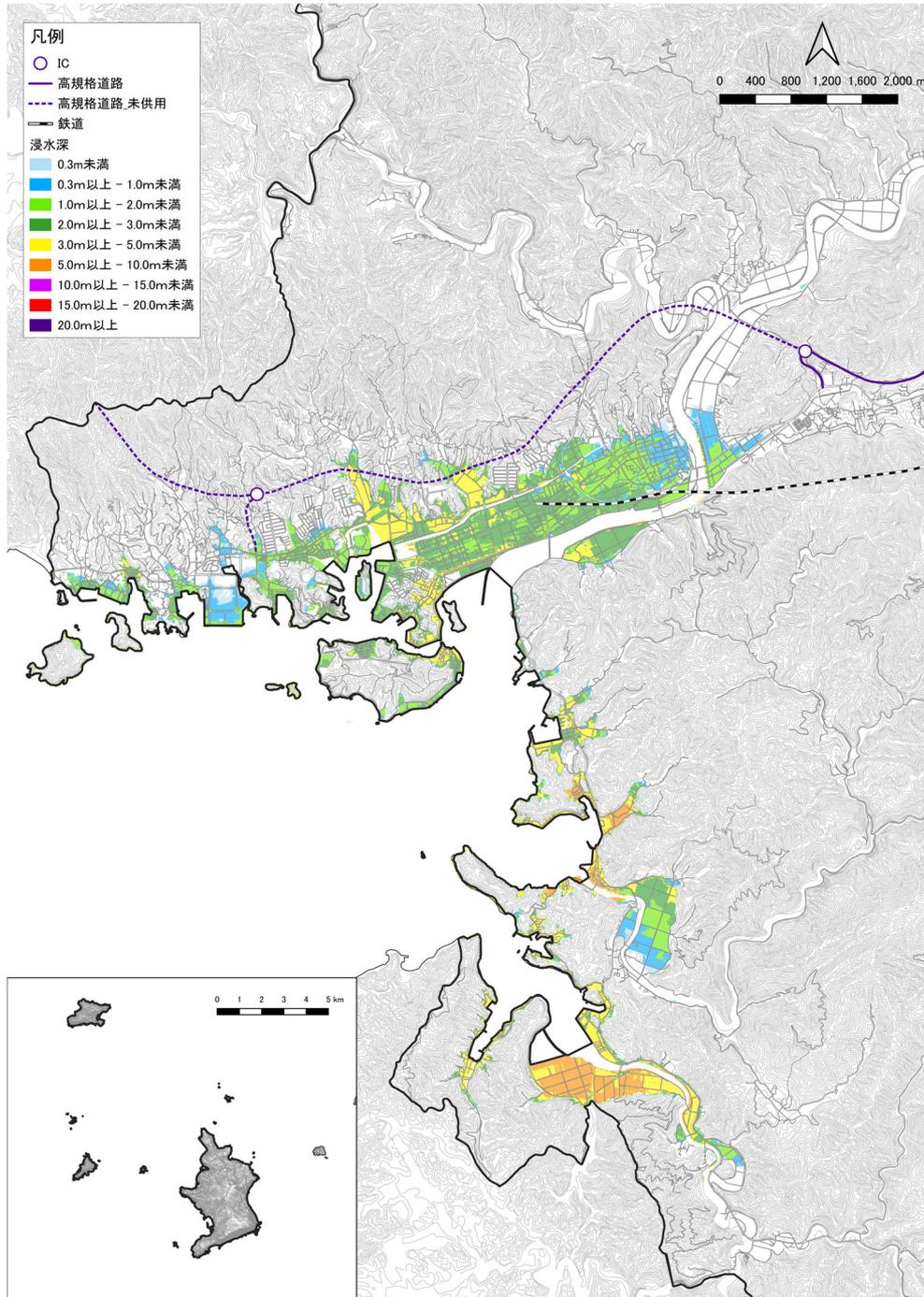


図 津波浸水想定区域

出典：南海トラフ地震による震度分布・津波浸水予測（高知県 平成24年12月）

② L2 津波の浸水想定区域

L2 津波（堤防なし）の津波浸水想定区域は、平野部の広い範囲で5.0m～10.0mの浸水深が、西地域や小筑紫地域の沿岸部では、10.0m以上の浸水深が想定されています。

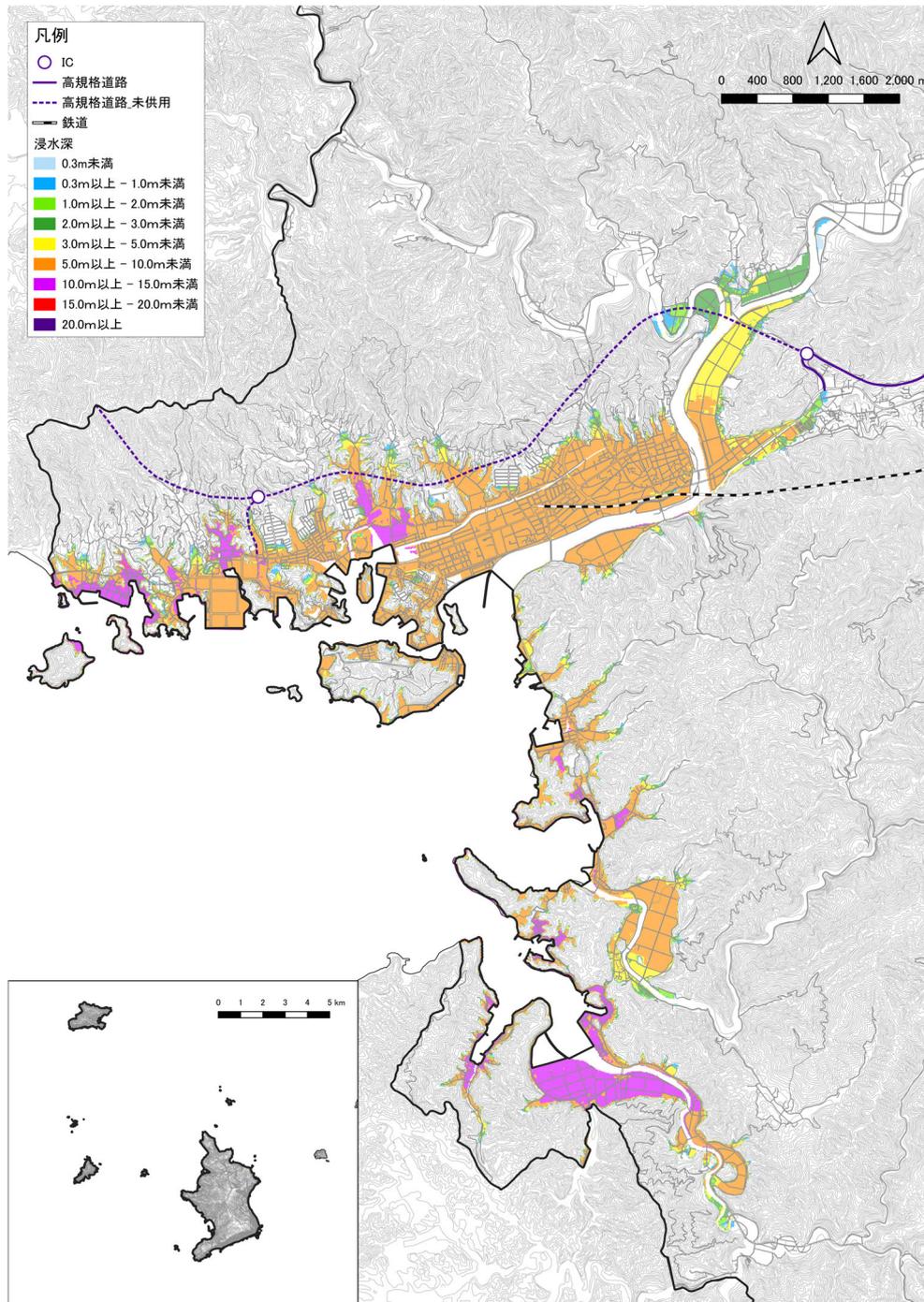


図 津波浸水想定区域

出典：令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について

③ 津波災害警戒区域

平野部の広い範囲で 5.0m~10.0mの基準水位が指定され、西地域や小筑紫地域の沿岸部の一部では、10.0m以上の基準水位が指定されています。

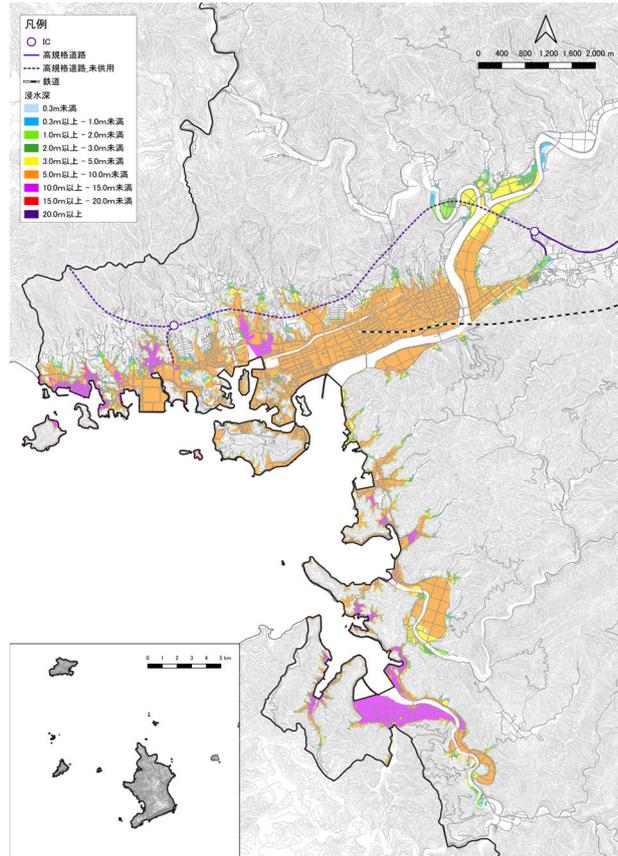


図 津波災害警戒区域
出典：高知県資料（令和4年）

④ 長期浸水

平野部の広い範囲で浸水深 2.0m未満の長期浸水が想定されています。西片島や大深浦、小筑紫町福良の一部では浸水深 3.0m~5.0mの長期浸水が想定されているところもあります。

南海トラフ地震宿毛市長期浸水対策 検討結果（令和3年3月 宿毛市）では、排水が完了するまでに要する期間として、宿毛エリアで22日、新田・高砂エリアで35日、全エリアで排水が完了するのに41日と想定されています。

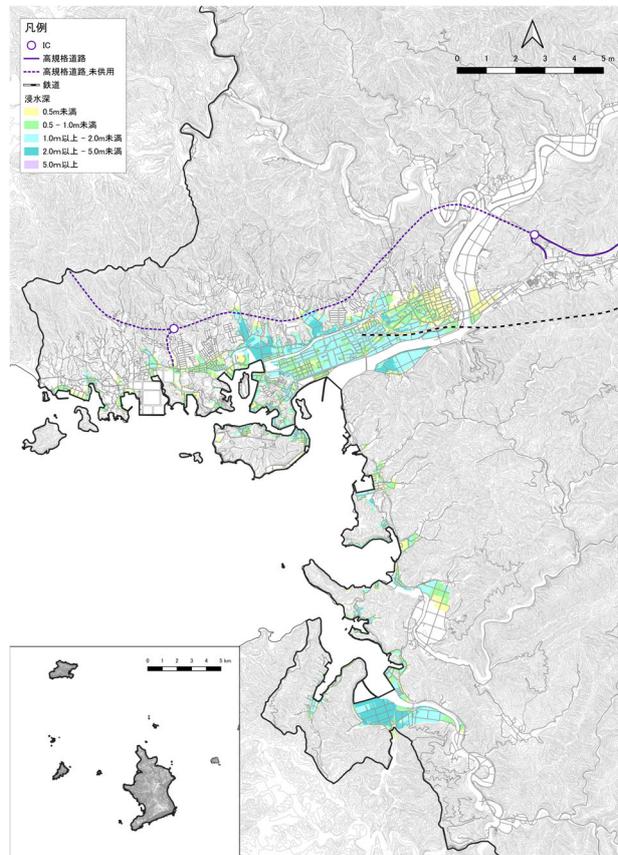


図 長期浸水予想図
出典：高知県提供資料（平成24年）

参考：新たな被害想定

高知県では、国が令和7年3月に公表した新たな被害想定をベースに、県内の詳細なデータなどを加味して、より精緻な震度分布・津波浸水予測を算出し、令和7年10月に公表しました。

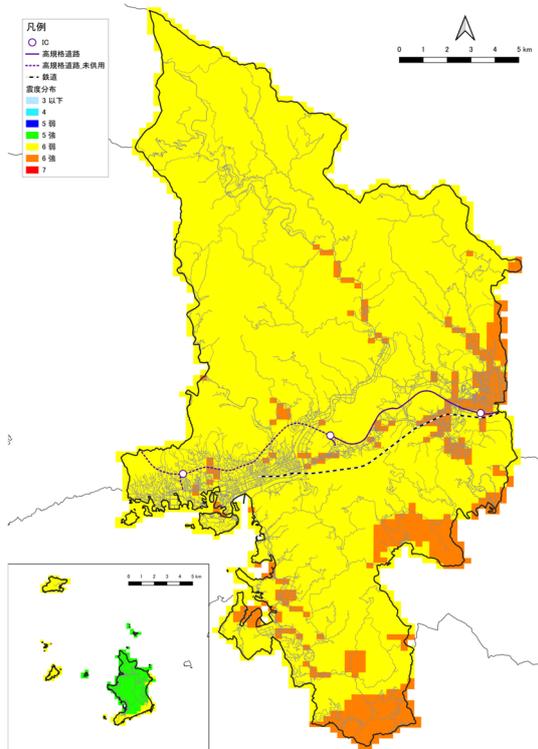


図 震度分布（平成24年公表）

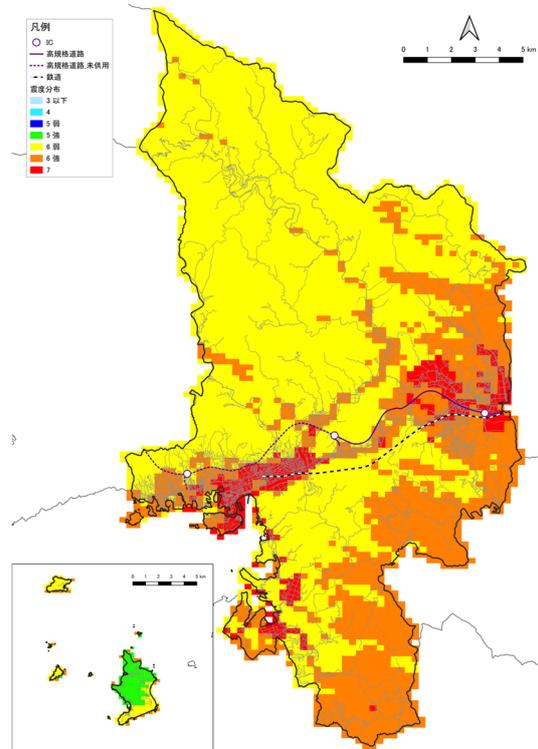


図 震度分布（令和7年公表）

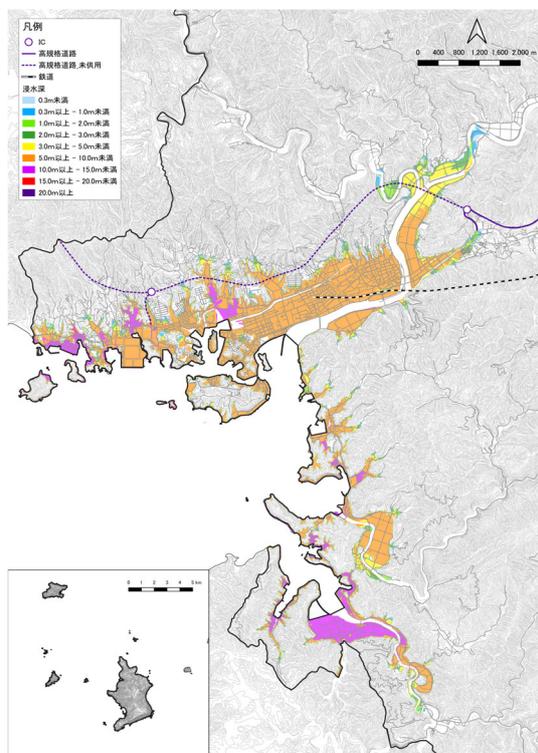


図 津波浸水想定区域（平成24年公表）

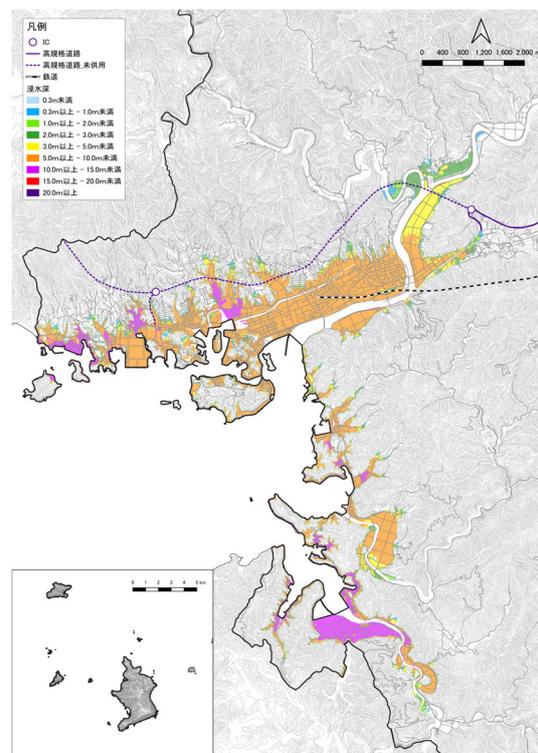


図 津波浸水想定区域（令和7年公表）

(3) 被害想定

南海トラフ地震による最大クラスの地震・津波が発生した際には、9,500棟(全建物棟数の約58%)の建物被害、760人の死者数(全人口の約4%)、1,200人の負傷者数(全人口の約6%)が生じる可能性があります。

表 建物被害【棟】

被災ケース		建物棟数	液状化	揺れ	急降地崩壊	津波	地震火災	合計
地震動	津波							
L1	L1	16,408	150	1,300	60	4,800	10	6,400
西側	ケース⑩		150	3,600	60	5,600	20	9,500

表 人的被害【人】

被災ケース		人口	死者数			負傷者数			
地震動	津波		建物倒壊	津波	合計	建物倒壊	急降地崩壊	津波	合計
L1	L1	19,033	70	180	250	600	10	20	620
西側	ケース⑩	(R2)	220	540	760	1,200	10	30	1,200

被災ケース		人口	負傷者のうち重傷者数			1日後の避難者数		
地震動	津波		建物倒壊	津波	合計	避難所	避難所外	合計
L1	L1	19,033	110	10	120	7,000	3,700	11,000
西側	ケース⑩	(R2)	360	10	370	8,500	4,600	13,000

※合計が合わない場合があります。

※被災ケースの地震動の西側、津波のケース⑩とは、本市で最大の死者数が発生する地震・津波ケースの組合せ

出典：南海トラフ巨大地震による被害想定（高知県 令和7年度）

7-2. 土砂災害

土砂災害（特別）警戒区域は、本市の広い範囲で指定され、市街地の北側の山裾にも土砂災害（特別）警戒区域が指定されています。

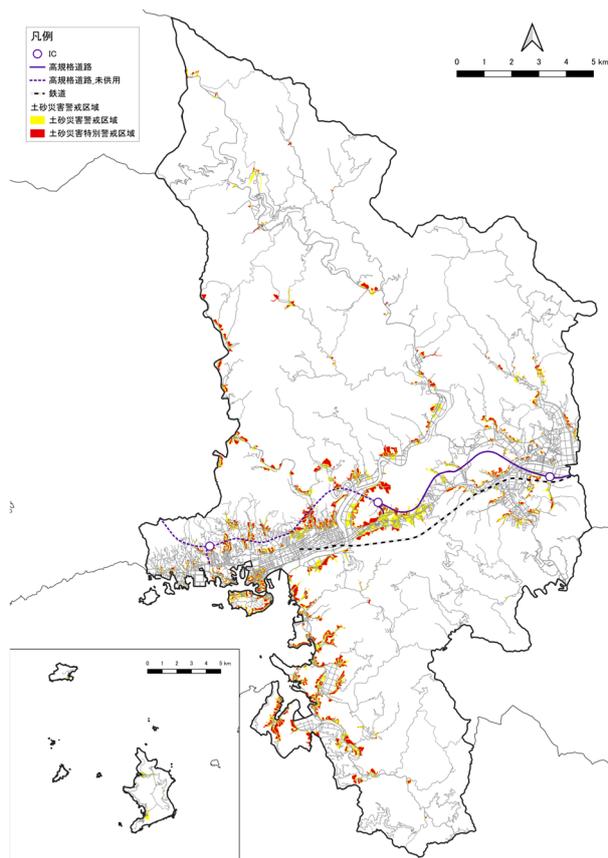


図 土砂災害（特別）警戒区域
 出典：国土数値情報

7-3. 洪水

松田川の洪水浸水想定区域では、市街地の広い範囲で 2.0m～5.0mの浸水深、松田川沿いでは、3.0m～10.0mの浸水深が想定されています。

中筋川の洪水浸水想定区域では、中筋川沿いで 2.0m～5.0mの浸水深、平田の一部では 5.0m～10.0mの浸水深が想定されています。

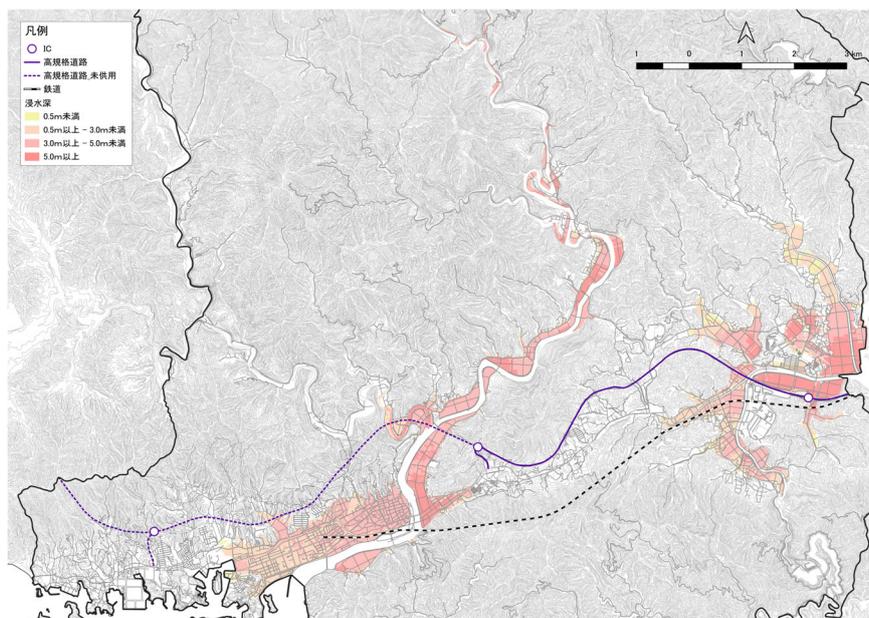


図 洪水浸水想定区域（松田川・中筋川（想定最大規模））

出典：高知県提供資料

第2章 市民意向

1. アンケート調査の概要

1-1. 調査の目的

宿毛市事前復興まちづくり計画の検討に当たり、基礎的データの構築と市民への事前復興の取組等の周知を図るため、事前復興に関するアンケート調査を実施しました。

アンケート調査では、災害発生から避難生活、応急期、復興までの時間経過に応じた市民の生活の場や居住形態等に関する意向を把握しました。

1-2. 調査方法と回収状況

アンケート調査は、郵送配布とあわせて、市公式LINE登録者への配信、市HPへの掲載を行いました。結果として、全体で774票の回答を得ています。

表 調査方法

調査地域	宿毛市全域
対象者	宿毛市に在住する20歳以上の市民
調査方法	郵送配布・郵送回収及びweb回答
配布数	2,000票
抽出方法	市民2,000人を無作為抽出（年齢に配慮） 郵送配布とあわせて、市公式LINE登録者への配信
調査期間	令和5年10月12日（木）～令和5年10月27日（金）

表 回収状況

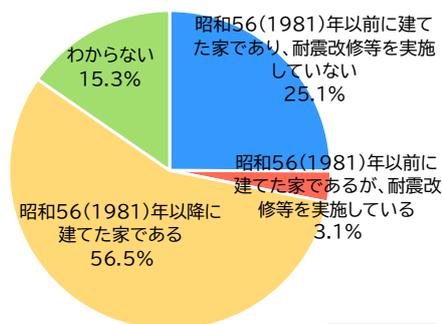
配布数	回収数		回収率 ^{※1}
2,000票	774票		38.7%
	うち郵送	587票	29.4%
	うちWeb回答	101票	5.1%
LINEによる配信	うち市公式LINEから回答	86票	(参考：4.3%)

※1：回収率は、郵送配布の2,000票に対する比率

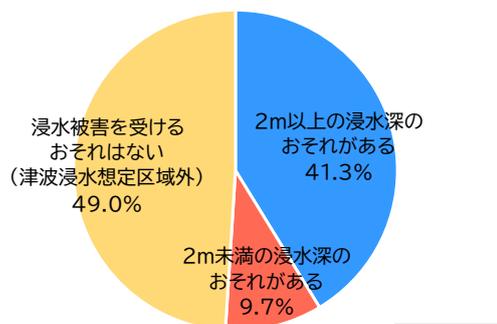
2. アンケート調査の結果

2-1. 自宅の災害リスク

自宅の建物倒壊リスクが高い方（昭和56年以前に建てた家）は、25.1%となっています。また、自宅に津波浸水被害のリスクがある方は、半数程度となっています。



■自宅の建物倒壊のリスク



■自宅の津波浸水被害のリスク

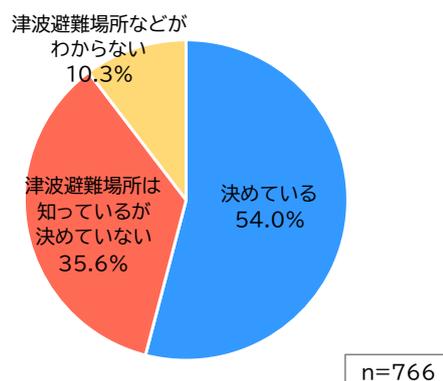
2-2. 災害発生から復興までの生活

①一次避難

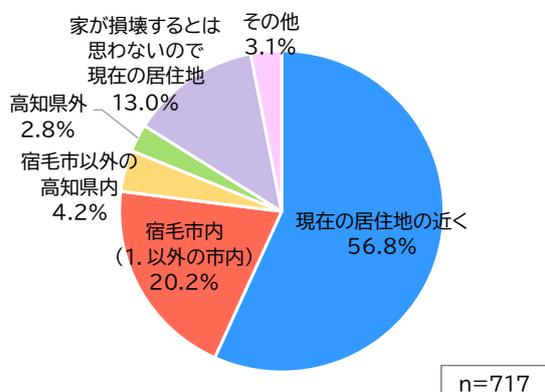
大規模災害が発生した場合、一時的に避難する場所は、「決めている」が54.0%となっています。

②避難生活

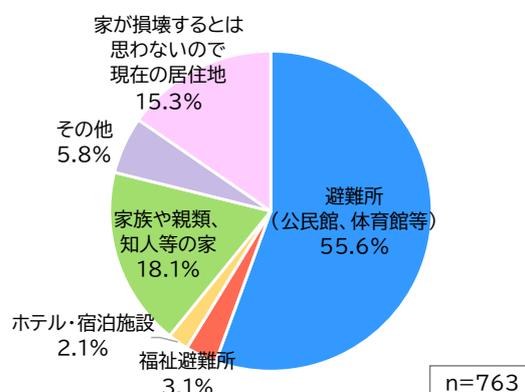
住まいが損壊した場合等における避難生活の期間は、「現在の居住地の近く」の「避難所（公民館、体育館等）」で避難生活を過ごすことを想定している方が多くなっています。



■一時避難場所の想定状況



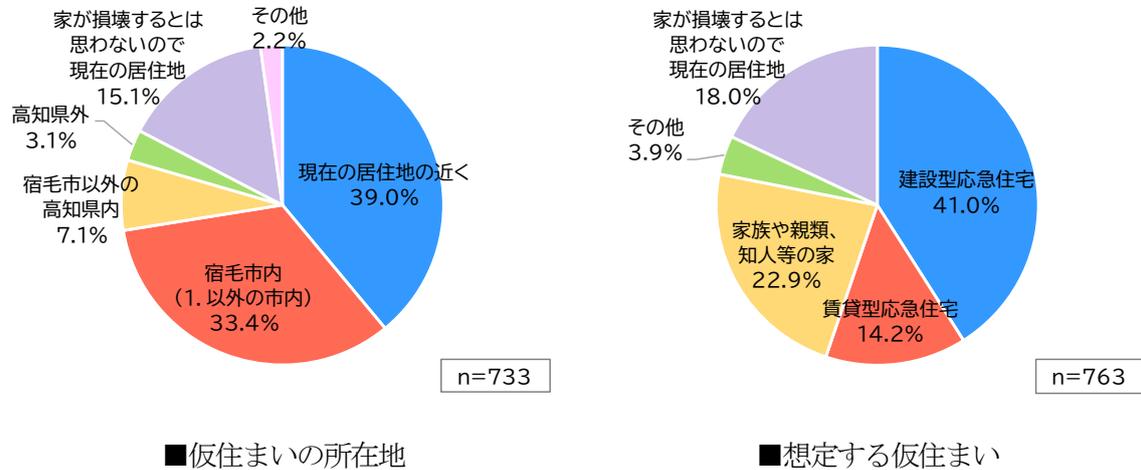
■避難生活時の場所の所在地



■避難生活時の場所

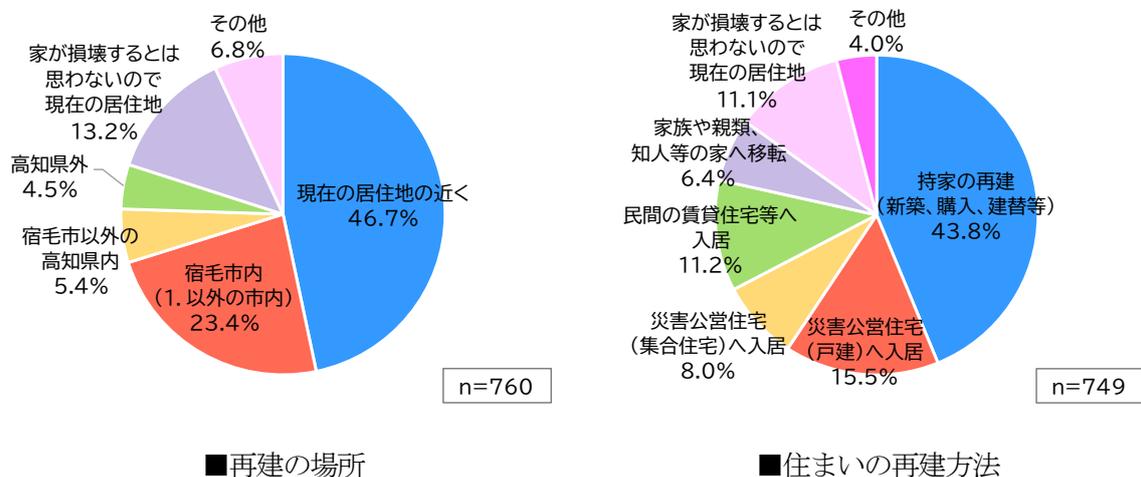
③応急期

大規模災害が発生し、長期間、仮住まいでの生活が必要となった場合、「現在の居住地の近く」や「宿毛市内（現在の居住地の近く以外の市内）」で「建設型応急住宅」を想定している方が多くなっています。



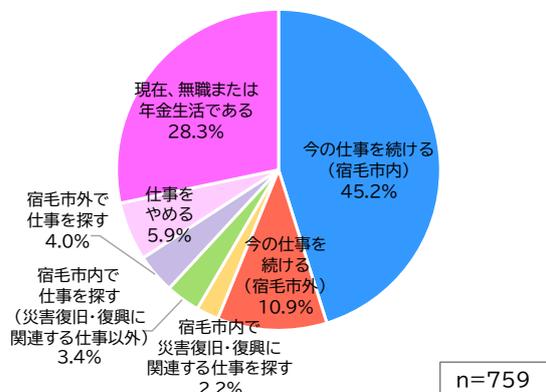
④自宅の再建

自宅が損壊して、新たな住まいの再建が必要となったとき、再建の場として、「津波に対しての安全性が高い」や「現在の居住地に近い」、「買い物などの利便性が高い」ということから、「現在の居住地の近く」か「宿毛市内（現在の居住地の近く以外の市内）」で、「持家の再建」や「災害公営住宅（戸建）へ入居」の形式を想定している方が多くなっています。

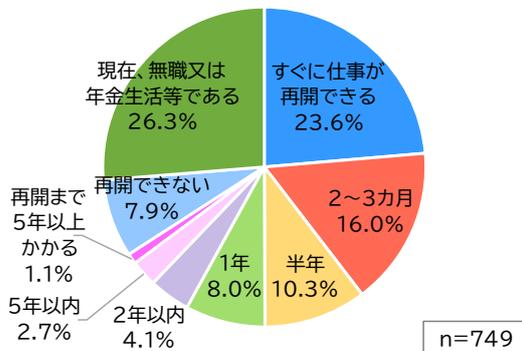


2-3. なりわいの復興

大規模災害発生後の仕事の継続意向としては、「今の仕事を続ける（宿毛市内・市外）」が56.1%となっています。また、仕事の再開時期については、半年以内に再開できると回答した方が半数程度となっています。ただし、「再開できない」と回答した方が7.9%となっています。



■仕事の継続意向

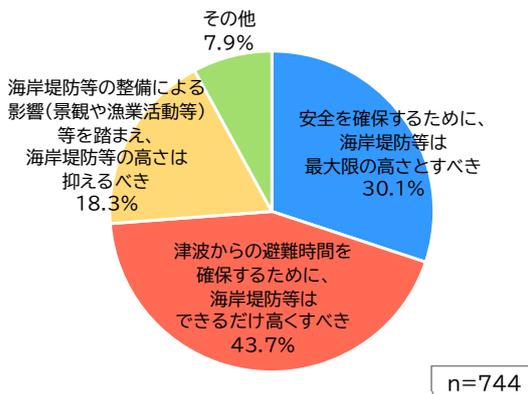


■仕事の再開時期

2-4. 復興まちづくり

①海岸堤防整備のあり方

海岸堤防の整備のあり方は、「津波からの避難時間を確保するために、海岸堤防等はできるだけ高くすべき」が43.7%と最も多く、次いで「安全を確保するために、海岸堤防等は最大限の高さとすべき」が30.1%、「海岸堤防等の整備による影響（景観や漁業活動等）等を踏まえ、海岸堤防等の高さは抑えるべき」が18.3%となっています。



■海岸堤防整備のあり方

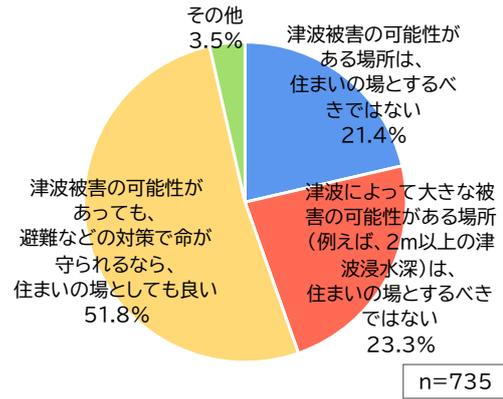
海岸堤防の整備に重視すべきことについては、「可能な限り人命を守る」が83.0%と最も多く、次いで「避難時間をかせぐ」が56.8%、「可能な限り財産を守る」が21.9%となっています。



■海岸堤防整備の考え方において重視したこと

②津波被害が発生する区域の住まいの場としての利用

津波被害が発生する区域と住まいの場については、「津波被害の可能性があっても、避難などの対策で命が守られるなら、住まいの場としても良い」が51.8%と最も多く、次いで「津波によって大きな被害の可能性のある場所（例えば、2m以上の津波浸水深）は、住まいの場とするべきではない」が23.3%、「津波被害の可能性のある場所は、住まいの場とするべきではない」が21.4%となっています。



■津波被害が発生する区域と住まいの場

③優先的に高台に移転すべき施設

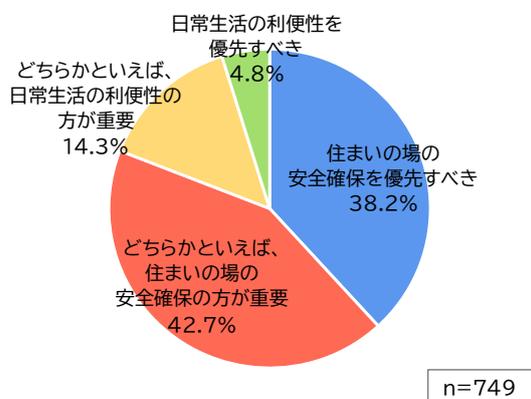
優先的に高台に移転すべき施設として、「病院や診療所」や「学校」、「高齢者や障がい者が利用する施設」などをあげる方が多くなっています。



■優先的に高台に移転すべき施設

④復興まちづくりにおける安全確保と生活利便性の関係

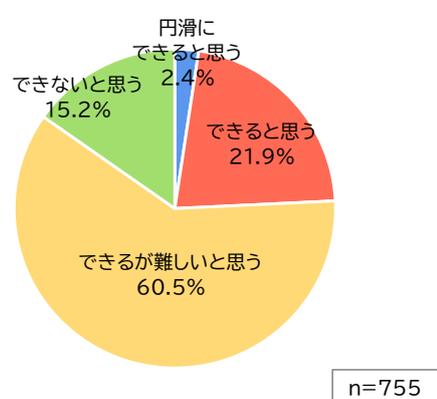
復興まちづくりにおいて、高台等に住まいを確保することで、日常生活の利便性が低下する可能性があることに対しては、「安全確保」を重視する意見が多くなっています。



■復興まちづくりにおける安全確保と生活利便性

⑤地域の方々との合意形成

近所の方々がまとまって再建することについては、「できるが難しいと思う」が60.5%と最も多く、次いで「できると思う」が21.9%、「できないと思う」が15.2%となっています。



■地域の方々との合意形成

第3章 事前復興まちづくりの検討に向けた課題

1. 課題整理の視点

災害発生から復興までの市民の生活の場は、下図に示したように、①命を守るために避難、②指定緊急避難場所での待機、③避難所等での生活、④応急仮設住宅等での生活、⑤生活を取り戻す といった段階的に変化せざるを得ない状況になることとなります。

また、住まいの場とあわせて、仕事の継続・再開や、切れ目のない保健・医療・福祉の継続、教育の早期再開、地域コミュニティの存続等、日常生活における様々な視点から、復興後の姿を事前に検討しておくことや事前の備えに取り組むことが必要です。

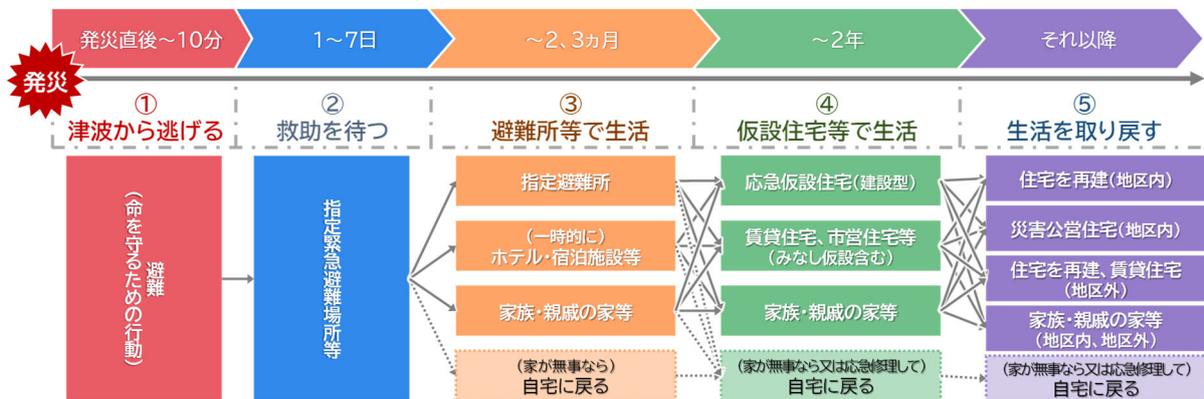


図 災害発生から復興までの生活の場のイメージ

これらを踏まえ、以下の5つの視点で課題の整理を行います。

- (1) 命を守る
- (2) 生活を再建する
- (3) なりわいを再生する
- (4) 歴史・文化を継承する
- (5) 地域の課題等の解決につなげる

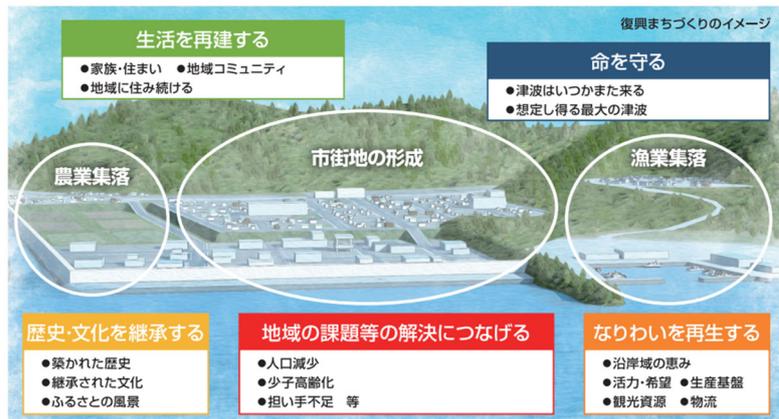


図 事前復興まちづくり計画策定の基本理念

出典：高知県事前復興まちづくり計画策定指針

2. 事前復興まちづくりの検討に向けた課題

2-1. 「命を守る」ための課題

(1) 海岸堤防等の整備とあわせたまちづくりや避難対策の検討が必要

(現状や市民意向等)

- ・本市は津波により平野部の広い範囲で5 m以上の浸水が想定されており、南海トラフ地震による被害想定では、地震・津波により760人の死者が想定されています。
- ・市民意向では、可能な限り人命を守るために、海岸堤防等はできるだけ高くすべきという意見が多くなっています。

市民の命を守ることができる安全・安心なまちの実現に向け、現段階から海岸堤防等の整備促進を図ることが必要です。また、大規模災害発生後には、再び災害が発生しても、人命や財産等を守るための適切な海岸堤防等の整備を検討することが必要です。

海岸堤防等の整備と整合を図りながら、L2津波により浸水被害が想定される区域における土地利用の在り方や確実な避難に向けた条件整備等に取り組むことが必要です。

(2) 地域住民との十分な合意形成が重要

(現状や市民意向等)

- ・現在においても人口減少や高齢化が進む中で、南海トラフ地震が発生した際には、人口減少に拍車がかかることが懸念されます。
- ・多くの公共施設が浸水想定区域内にあるとともに、長期浸水の影響やライフラインの被災等が生じるおそれがあります。また、津波浸水想定区域が平地部の広範囲に広がり、応急期等に活用できる土地が不足することが懸念されます。
- ・市民意向では、地域の方々との合意形成について「できるが難しいと思う」という意見が6割を占めています。

いつ起こるかわからない南海トラフ地震に対して、人口減少や少子高齢化等は避けて通れない状況にあり、大規模災害が発生した時点の人口規模や市民意向等を踏まえながら、持続可能な復興まちづくりを検討することが必要となります。

被災者は、避難生活や応急期を他地域で暮らさざるを得ない状況になり、地域で復興まちづくり等を話し合う機会の確保が困難になると想定されます。早期復興の実現のため、地域で話し合い等を進めておくことが重要です。

2-2. 「生活を再建する」ための課題

(1) 被災者支援や住まいの再建へのきめ細やかな対応

(現状や市民意向等)

- ・南海トラフ地震による被害想定では、建物被害として9,500棟、1日後の避難者数が13,000人に及ぶと想定されています。
- ・市民意向では、自宅が損壊して、新たな住まいの再建が必要となったときの再建の場所として、「現在の居住地の近く」か「宿毛市内（現在の居住地の近く以外の市内）」を希望する意向が高くなっています。

大規模災害により住まいの場を失うことで、市外への人口流出等につながることを懸念されるため、避難生活から応急期の一時的な住まい、住まいの再建までを通じて、市内で住み続けるための方向性を明確にしておくことが重要です。

また、被災者へのきめ細やかな支援を図ることが必要です。

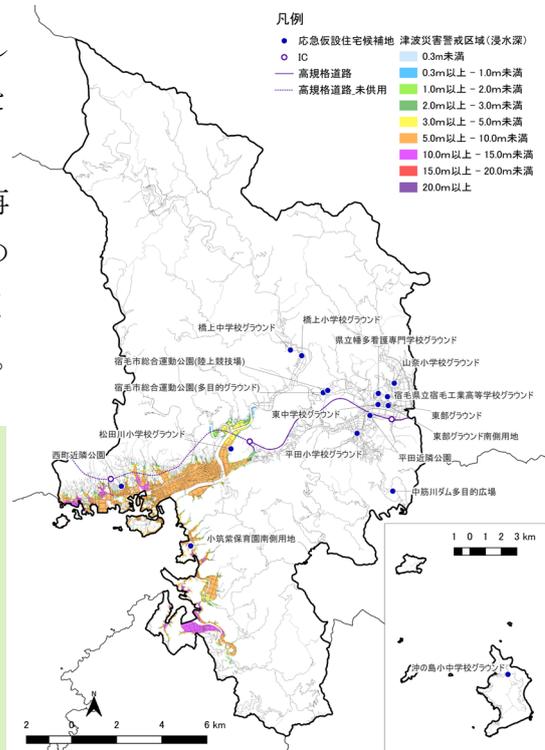


図 応急仮設住宅の建設候補地
出典：応急期機能配置計画

(2) 人口減少下の中での安全でコンパクトな復興まちづくり

(現状や市民意向等)

- ・本市の人口は19,033人（令和2年 国勢調査）となっていますが、30年後の令和32年の総人口は9,651人と半減する予測が示されています。
- ・市街地には、多くの公共施設や都市施設が立地していますが、津波浸水想定区域内に含まれており、甚大な被害を受ける可能性を有しています。
- ・津波浸水想定区域にあった市役所は、老朽化と南海トラフ地震対策として、希望ヶ丘にある海拔20mの高台に移転（令和4年5月開庁）しています。他にも、きぼうが丘保育園、宿毛警察署、高知県宿毛合同庁舎等が整備されています。

大規模災害が発生した際には、市外への人口流出等が生じる可能性があり、人口減少に拍車がかかることが懸念されます。持続可能なまちづくりの重要性は一層高まることから、安全の確保を前提に、住む場所として魅力あるコンパクトな復興まちづくりを検討することが必要です。

本市の中心部として、賑わいや活力を取り戻すため、宿毛駅等の拠点性を活かした市街地の再興を図るとともに、公共施設等の事前の高台移転等を検討することが必要です。

(3) 道路や公共交通、水道・電気・ガス等のインフラやライフラインの早期復旧・復興 (現状や市民意向等)

- ・大規模災害の発生後には、地震・津波による道路の寸断や公共交通の被災、ライフラインの遮断など、生活に必要な基盤が損壊することが想定されています。
- ・また、本市は、長期浸水が想定されており、インフラやライフラインの復旧には時間を要することが懸念されます。

市民の生活を支える基盤となるインフラやライフライン等の早期復旧・復興に向けた備えに取り組む必要があります。

(4) 保健・医療、福祉、教育等の継続・早期再開 (現状や市民意向等)

- ・市街地を中心に、保健・医療、福祉、子育て・教育等の各種施設が立地していますが、津波浸水想定区域内に含まれており、甚大な被害を受ける可能性を有しています。
- ・市民意向では、優先的に高台に移転すべき施設として、「病院や診療所」、「学校」、「高齢者や障がい者が利用する施設」などをあげる方が多くなっています。

大規模災害が発生したとしても、医療、福祉、教育等の継続を目指すとともに、被災した際の早期再開・復旧に向けた備えが必要です。

また、大規模な災害が発生した際には、被災者は大きなストレスを受けることから、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行う必要があります。

2-3. 「なりわいを再生する」ための課題

(1) 市の基幹産業となる農林水産業の早期復旧・復興

(現状や市民意向等)

- ・温暖な気候を生かした野菜や柑橘類（土佐文旦・直七等）、豊後水道に面した宿毛湾における豊富な水産物（キビナゴ等）等の魅力的な産品を活かした第一次産業が基幹産業の一つとなっています。
- ・災害発生時には、農地や樹園地・林地の土砂災害や冠水、漁港施設の損壊、集出荷施設や市場機能等の損失などが生じることが想定されます。

大規模災害が発生した際に、農林水産業の生産基盤が被災したとしても、なりわいの維持・早期再開を図るための備えが必要です。

特に、本市には14の漁港があり、住まいとなりわいが密接した漁業集落を形成していますが、津波による甚大な被害が想定され、速やかな漁業の再開と安全な住まいの確保に努める必要があります。



図 漁港の位置
出典：高知県の資料に加筆

(2) 働く場の維持・確保、新たな産業の創出

(現状や市民意向等)

- ・宿毛駅・東宿毛駅周辺を中心拠点とした商業・業務機能の集積による活力や賑わいのエリア、宿毛湾港工業流通団地や高知西南中核工業団地を産業拠点とした産業の集積エリアが形成されています。
- ・災害発生時には、商業施設や地元商店、工業団地の工場等は損壊するなど、雇用の場の喪失が想定されます。
- ・本市の事業所数・従業者数は減少傾向にあり、災害によって被災した際には、更なる産業の縮小が懸念されます。
- ・市民意向では、大規模災害後の仕事の継続について「今の仕事を続ける」という意向が半数以上となっていますが、「仕事をやめる」という意向も6%程度あります。また、仕事の再開時期については、「再開まで5年以上かかる」と「再開できない」といった意見は1割程度あります。

地域活力の維持には、産業の維持・再生が不可欠であり、雇用の場の喪失は、人口流出等に拍車をかけるおそれがあります。雇用の維持が人を守り、まちを守ることにつながることから、早期の産業の復旧・復興を図ることが必要です。

また、宿毛湾港や四国横断自動車道の新規 IC 整備等の交通拠点を活かし、新たな産業の創出等に取組む必要があります。

2-4. 「歴史・文化を継承する」ための課題

(1) 地域の歴史・文化等の資源を守る

(現状や市民意向等)

- ・本市を代表する景観資源であるだるま夕日や宿毛城跡・宿毛貝塚などの各地に点在する史跡等、魅力的な観光・地域資源を有しています。
- ・本市の松田川河口の町並みは、江戸期に山内可氏が初代領主として宿毛へ配されてから本格的に整備された町割りが残されており、歴史を感じる古き良き風景が残されています。一方、住宅が密集するとともに、建築物の老朽化が進行していることから、災害発生時には、甚大な被害が発生するおそれがあります。

歴史・文化等の様々な地域資源は、本市の宝であり、次世代に継承していくべき資産として、保全・継承を図ることが必要です。

また、大規模災害が発生した際には、地域で育まれてきた歴史や文化に配慮した復興まちづくりを検討することが必要です。

(2) 地域に根付いた祭りやイベント等の継続

(現状や市民意向等)

- ・毎年10月上旬に行われる「市民祭宿毛まつり」をはじめ、それぞれの地域の祭りやイベント等が受け継がれています。

地域の祭り等は、地域コミュニティの形成や活力の源になることから、維持・継承を図ることが必要です。

2-5. 「地域の課題等の解決につなげる」ための課題

(1) 庁内の復興体制の事前検討

(現状や市民意向等)

- ・災害対応の拠点となる市役所について、老朽化と南海トラフ地震対策として、希望ヶ丘にある海拔 20m の高台に移転（令和 4 年 5 月開庁）しています。
- ・大規模災害時には、職員も被災することが想定されるとともに、通常業務と災害対応を両立する必要があり、人員不足が懸念されます。

災害対応や復興業務等の庁内体制について、事前に検討しておき、職員一人ひとりが理解しておく必要があります。

また、応援職員の受入体制や団体・民間等との連携体制等についても、想定しておく必要があります。

(2) 復興まちづくりに関する住民合意への取組

(現状や市民意向等)

- ・市民意向では、復興まちづくりや住まいの再建場所に関する地域単位での合意形成について、「できるが難しいと思う」という意向が高くなっています。

円滑な復興まちづくりの実現には、市民との合意形成が重要であり、命を守るだけでなく、生活再建、なりわい、歴史・文化など、様々な復興まちづくりの方向性に関して、市民の意向把握と計画への反映が必要です。

第2編 復興方針

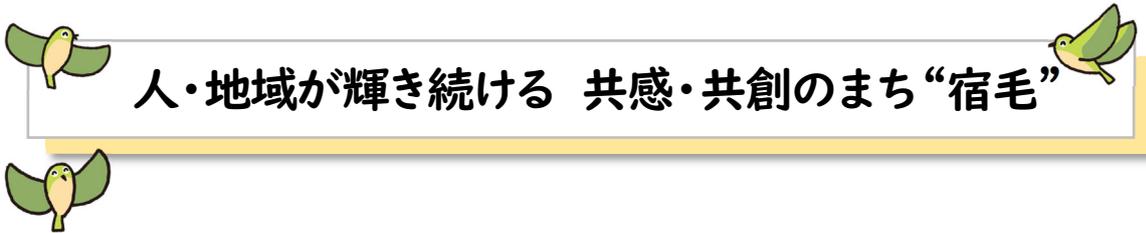
第1章 復興方針

1. 復興の基本理念

本市の上位関連計画である宿毛市振興計画及び宿毛市都市計画マスタープランでは、まちの将来像を「人が輝き 自然と生きる 共感・共創のまち“宿毛”」としています。

命を守り、生活を再建するためには、人命を守ることを前提として、再び発生する災害に対応できるよう、地域住民と共に未来の宿毛市の姿を考え、まちづくりを進めるなど、将来も安心でき、活力ある地域づくりに向けて、被災後も『人が住み続け、そこで活動すること』が重要です。また、なりわいを再生し、歴史・文化を継承していくためには、地域が一体となって、だるま夕日をはじめとする美しく感動する景観、新たな産業、文化・芸術などを共に創り、活かし、後世に残すなど、『魅力ある地域が続くこと』が重要です。

そのため、本計画では、被災後も上位関連計画のまちの将来像である「人が輝き 自然と生きる 共感・共創のまち“宿毛”」を継続・発展させていくため、基本理念を以下のように定めます。



2. 復興目標

本市において、南海トラフ地震等の大規模災害の発生を想定した上で、「命を守る」、「生活を再建する」、「なりわいを再生する」、「歴史・文化を継承する」の4つの観点から、復興目標を設定しました。

「命を守る」ための復興目標

再び災害が発生したとしても市民の命を守ることができる安全なまちの形成

被災者一人ひとりに寄り添った復興と将来のまちの姿を地域の方と共に考え、共有し、再び災害が発生したとしても人命を守ることができる安全・安心な地域づくりを実現します。

「生活を再建する」ための復興目標

安全・安心な住まいと生活環境の再建

復興までの期間の安全・安心な住まいの確保とあわせて、インフラ・ライフライン・都市施設等のより良い早期復旧・復興を地域の方と共に実現します。

また、災害時においても、市民の生活に欠かせない、医療・福祉、教育等の維持や早期再開等を実現します。

「なりわいを再生する」ための復興目標

魅力と活気あふれる働く場の維持・創出

農林水産業や商工業等の地域を支えるあらゆる産業の維持・再建、新たな魅力の創出を図り、早期に雇用を取り戻し、賑わいや活気があふれ、引き続き地域に住み続けられる基盤づくりを実現します。

「歴史・文化を継承する」ための復興目標

次世代への地域資源の継承と更なる魅力の発揮・まちの活性化

歴史ある町割り、文化・歴史、景観、祭り等の地域資源を次世代に継承するとともに、市の魅力を高め、来訪したくなる魅力づくりに努め、まちの活性化を実現します。

3. 復興に向けた推進体制

3-1. 復興本部の設置

南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、復興までに長期間を要することになった際には、復興業務に関する意思決定や調整機関として復興本部の設置を検討します。

応急・復旧業務から復興業務は、切れ目のない対応が求められることから、地域防災計画に定められた災害対策本部の分掌事務を基本に、復興本部の体制を検討します。

大規模災害発生後における復興まちづくりの推進において、復興までの期間を通じて多くの人員等が必要となる業務として、①応急仮設住宅の確保と維持管理、②被災者に対する生活支援、③なりわい再生、④市街地復興整備等が想定されます。一方で、応急期から復興期にかけては、通常業務との調整が必要となるとともに、復興業務に必要な人員は時間経過とともに変化することが想定されるため、下記に示した班構成等を踏まえながら、必要に応じた人員配置を行います。

表 復興本部に設置する組織の一例（案）

組織	主な復興業務	関連する災害対策本部の主な組織
復興推進班	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画に基づく事業推進の総合調整に関すること 復興事業の進捗状況等の管理及び情報発信に関すること 	本部事務局、総務班
応急仮設住宅 対応班	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅への入居及び退去並びに応急仮設住宅の維持管理に関すること 	建築班
生活支援 対応班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者（応急仮設住宅の入居者含む）の心と身体の健康の維持及び生活再建の支援に関すること 教育の再開や歴史・文化等の再建に関すること 	調査班、出納班、救援活動支援班、医療救護班、教育班、避難所班
なりわい再生 対応班	<ul style="list-style-type: none"> 仮設店舗・仮設事業所への入居及び退去並びに維持管理に関すること 事業者の経営相談及び経営支援に関すること 被災者の就労相談・就労支援に関すること 	情報班、土木班、商工観光班、農林水産班
復興整備 対応班	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備の計画、設計及び実施に関すること 土木施設等の計画、設計及び実施に関すること 災害公営住宅の計画、設計及び実施に関すること 生活インフラの計画、設計及び実施に関すること 復興に必要な土地、建物の取得及び補償に関すること 	建築班、土木班、上下水道班、環境衛生班

3-2. 復興体制の運用

復興業務については、別添で作成した「宿毛市事前復興まちづくり計画 復興手順書」を参考に業務遂行を図るものとします。また、被災状況や応援職員等によって、復興に関わる業務量等が変化することが想定されることから、柔軟な体制とします。

なお、復興体制の運用においては、以下の事項を検討します。

(1) UR 都市機構等との協定に基づく協力体制

東日本大震災の復興では、独立行政法人都市再生整備機構（以下、「UR 都市機構」と言う。）へ復興事業に必要な業務及び工事一式を委託している事例がありました。

本市は、UR 都市機構と「宿毛市における津波防災まちづくりの推進に向けた協定」を締結していることもあり、協定に基づく取組の中で、連携を深めておき、大規模災害時の復興事業における協力体制の構築を図ります。

(2) 全国の自治体等からの支援

復興の取組には、膨大なマンパワーを必要とすることから、災害時の応援協定等を結んでいる自治体をはじめ、国や県、全国の自治体からの応援職員の受入を想定しておくことが重要です。

(3) 外部への委託

復興事業の計画、設計及び実施については、建設コンサルタントへの発注を行うなど、効率的な復興業務の推進を図ることが重要です。

4. 復興方針

4-1. 施策体系

復興の基本理念や復興目標の実現に向けた復興方針の施策体系を以下のように定めます。

柱	復興方針	復興方針の内容
命を守る	方針1 自然災害に対応できるまちの形成	① 人的被害を抑制する海岸堤防等の整備 ② 津波被害が想定される区域を含めた土地利用計画の作成 ③ 公共土木施設の早期復旧 ④ 命を守るための避難場所等の整備
	方針2 地域住民との連携による早期復興の実現	① 復興の方向性等に関する調整・共有 ② 地域住民との合意形成
生活を再建する	方針1 早期の復旧・復興に向けて必要な取組等の実施	① 災害廃棄物等の適切な処理 ② 迅速な公費解体等の実施 ③ 長期浸水対策の推進
	方針2 被災者の暮らしや生活に寄り添う継続的な支援	① 被災状況・被災者情報の管理 ② 生活再建に関する継続的かつきめ細やかな支援
	方針3 被災者の段階的な住まいの場の確実な提供	① 応急仮設住宅の供給 ② 恒久的な住宅の確保 ③ 既存ストック等を活かした早期復興
	方針4 宿毛市ならではのコンパクトな市街地・集落の復興まちづくりの実現	① 中心拠点の再興 ② 市街地・集落の早期復興に向けた復興まちづくり ③ 重要な公共施設・都市機能等の安全な高台等への移転や集約化
	方針5 市民生活や生産活動を支える交通ネットワークの形成	① 災害に強い道路ネットワークの形成 ② 港湾施設の早期復旧・復興 ③ 暮らしを支える移動手段の確保
	方針6 生活利便性を高める都市基盤・ライフライン等の早期復旧・復興	① ライフライン(水道、汚水処理施設)の早期復旧・復興 ② ライフライン(電気、ガス、電話等)の早期復旧・復興の促進 ③ 生活の質を高める公園等の早期復旧・復興
	方針7 公的及び公共性の高いサービスの持続的な提供	① 医療・保健・福祉サービスの持続的な提供 ② 保育・教育等の維持・早期再開
なりわいを再生する	方針1 基幹産業である農林水産業の復旧・復興	① 農地・果樹園、農道等の再生 ② 林地・林道等の再生 ③ 漁港・関連施設等の再生
	方針2 賑わいと活力の維持に向けた商工業の復旧・復興	① 賑わいの場の維持・創出 ② 産業拠点の再生・創出 ③ 観光施設等の再生 ④ 土地利用計画とあわせた企業誘致等による新たな雇用の創出
	方針3 地場産業等の維持・発展に向けた支援体制の構築	① 被災者の雇用の維持・拡大に向けた支援体制の強化
歴史・文化を継承する	方針1 文化施設・文化財の保護・復旧	① 文化施設の復旧 ② 文化財等の保護・復旧
	方針2 地域住民の誇りとなる町並みや景観づくり	① 宿毛の歴史を感じる町並みの維持・再生 ② 景観資源の視点場の復旧・活用
	方針3 地域に根付いた祭り等の継承	① 地域に根付いた祭りやイベントの維持・再生

4-2. 復興方針

施策体系に基づき、復興方針を定めます。なお、それぞれの方針の実現に向けた復興業務等として、「宿毛市事前復興まちづくり計画 復興手順書」の関係箇所を示しています。

(1) 「命を守る」ために

再び災害が発生したとしても市民の命を守ることができる安全なまちの形成

被災者一人ひとりに寄り添った復興と将来のまちの姿を地域の方と共に考え、共有し、再び災害が発生したとしても人命を守ることができる安全で安心な地域づくりを実現します。

方針1 自然災害に対応できるまちの形成

南海トラフ地震は繰り返し発生することから、二度と同じ被害を起こさぬよう、地域の暮らしや愛着ある資源等との調整を図りながら、災害に強い地域の形成を目指します。

① 人的被害を抑制する海岸堤防等の整備

- ・海岸堤防等の整備は、復興まちづくりの基礎となることから、高知県との連携のもと、早期の復旧・整備
- ・大規模な海岸堤防等の整備は、漁業者の生産活動や景観、生活等に影響を与えることから、住民・地域との速やかな合意形成の実現

➤【復興手順書】3-2.公共土木施設等の災害復旧

② 津波被害が想定される区域を含めた土地利用計画の作成

- ・海岸堤防等の整備を踏まえた津波浸水想定区域等を確認した上で、安全・安心な住まいの場の配置
- ・災害発生後の海岸堤防の整備等によっても、津波浸水が想定される区域における災害危険区域等の指定の検討
- ・災害危険区域の指定等を踏まえ、地域の活性化に寄与する土地利用計画の検討

➤【復興手順書】3-3.安全・安心な市街地・公共施設整備

③ 公共土木施設の早期復旧

- ・国や県等の施設管理者との連携のもと、公共土木施設（土砂災害対策、洪水対策、津波・高潮対策等）の早期復旧・整備

④ 命を守るための避難場所等の整備

- ・復興まちづくりにおいて、地震・津波、高潮、洪水、土砂災害等の様々な災害から確実な避難の実現が図られるよう、避難場所や避難所、避難経路等の確保・拡充
- ・長期浸水のおそれを踏まえ、一時的に滞在を強いられる可能性が高い避難場所等における環境整備

■参考：災害危険区域

災害危険区域とは、建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度です。

東日本大震災の被災した市町村では、津波で甚大な被害があった地域や津波シミュレーションの結果を踏まえてリスクの高いエリア等を災害危険区域として指定し、住民の生命や財産等を守り、再度の被害が起きないまちづくりに取り組んでいます。

なお、災害危険区域として指定した区域においては、公園や緑地、産業施設等の立地を促し、地域の活性化や魅力創出を図っています。



図 災害危険区域の指定

出典：石巻市ホームページ

方針2 地域住民との連携による早期復興の実現

なんとしても人命を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、被災者一人ひとりのきめ細やかな意向把握と、コミュニティ等の単位における合意形成に基づき、将来のまちの姿をともに検討し、速やかな復興を実現します。

① 復興の方向性等に関する調整・共有

- ・津波浸水被害が想定されている地域においては、「地域別の事前復興まちづくり計画」をたたき台とした復興まちづくりの方向性の検討
- ・被災後における地域住民の意向を反映した復興の方向性等の検討（集団移転、かさ上げ現地再建、再開発、拠点整備等の重要事項など）

➤【復興手順書】1-2.復興計画の策定等

② 地域住民との合意形成

- ・市街地、漁村部、山間部など地域特性に応じて復興内容が異なることから、様々な地域・地区の住民との合意形成のあり方（協議会等の設置、地区単位でのワークショップや説明会等）の検討

➤【復興手順書】1-2.復興計画の策定等

(2)「生活を再建する」ために

安全・安心な住まいと生活環境の再建

復興までの期間の安全・安心な住まいの確保とあわせて、インフラ、ライフライン、都市施設等のより良い早期復旧・復興を関係機関や地域の方との協働により実現します。

また、災害時においても、市民の生活に欠かせない、医療・福祉、教育等の維持や早期再開等を実現します。

方針1 早期の復旧・復興に向けて必要な取組等の実施

大規模災害時には、大量の災害廃棄物や全壊家屋の発生等が想定されます。速やかな復旧・復興の実現には、災害廃棄物の処理や公費解体等が不可欠であり、速やかな実行を図ります。

また、南海トラフ地震に伴う地盤沈降により、本市では広範囲にわたる長期浸水のおそれがあります。浸水域からの安全な避難・救助と迅速な排水により、長期浸水の早期解消を図ります。

① 災害廃棄物等の適切な処理

- ・ 応急期機能配置計画に基づき、災害廃棄物の仮置場等の速やかな確保
- ・ 県や周辺市町村との連携のもと、災害廃棄物の適切な処理体制の構築

➤【復興手順書】3-1.災害廃棄物処理

② 迅速な公費解体等の実施

- ・ 倒壊してがれき状態となっている建物及び元の敷地外に流出した建物について、公費による解体・撤去の実施

➤【復興手順書】3-1.災害廃棄物処理

③ 長期浸水対策の推進

- ・ 長期浸水が発生した場合は、止水のための緊急復旧体制を速やかに構築するとともに、排水ポンプ車・応急ポンプ等の確保
- ・ 長期浸水により被害を受けた住民の救助・救出のための人員・資機材の確保

方針2 被災者の暮らしや生活に寄り添う継続的な支援

大規模な災害の発生から復旧・復興までの道のりは、長期間を要することが想定されることから、時期に応じたニーズ等を的確に把握し、被災者一人ひとりへ適切な支援ができる体制の構築を図ります。

① 被災状況・被災者情報の管理

- ・速やかな応急危険度判定等の実施、り災証明の発行、被災者台帳の整備等の速やかな実施
- ・被災者台帳等の適切な更新・管理とあわせて、庁内での情報共有体制の構築
- ・被災者一人ひとりに寄り添った、心のケア等の対応

➤【復興手順書】2-1.住宅対策、2-3.被災者の暮らしの再建支援、2-7.心のケア

② 生活再建に関する継続的かつきめ細やかな支援

- ・被災者の各種相談窓口の設置や経済的支援（義援金、災害弔慰金、災害援護資金、納税緩和措置等）に関する適切な運用・情報発信
- ・障がい者や外国人等の被災者に対しても、避難行動から避難生活、応急期、復興期までの期間を通じて、分かりやすい情報発信や相談対応

➤【復興手順書】2-2.被災者への経済的支援、2-3.被災者の暮らしの再建支援

方針3 被災者の段階的な住まいの場の確実な提供

災害により自宅等が流出・損壊した被災者の住まいは、避難所から一時的な仮の住まい（応急仮設住宅等）を経てから、恒久的な住宅の確保といったように段階的に変わっていくことが想定されます。

この期間が長期化すると、市外への人口流出等の要因となることから、段階的な住まいの場の確実かつ速やかな提供を実現します。

① 応急仮設住宅の供給

- ・応急期機能配置計画に基づき、県との連携のもと、建設型応急住宅の確保
- ・応急仮設住宅の建設地として、公有地で不足する際には、民間の土地所有者等への協力依頼
- ・公営住宅や民間賃貸住宅等の活用体制の構築

➤【復興手順書】2-1.住宅対策

② 恒久的な住宅の確保

- ・被災の程度が小さい家屋等における速やかな応急修理等の実施
- ・被災規模や被災者の意向等を踏まえた復興まちづくり事業（防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等）の推進と恒久的な住宅の確保に向けた支援
- ・被災規模や被災者の再建意向等も踏まえた、災害公営住宅の整備の検討

➤【復興手順書】2-1.住宅対策

③ 既存ストック等を活かした早期復興

- ・既存の住宅団地における空家・空地、低未利用の公共用地等について、応急仮設住宅や恒久的な住宅の確保への活用可能性を検討
- ・津波浸水想定区域外の既存集落等への差し込み型移転による早期復興の実現

➤【復興手順書】2-1.住宅対策

方針4 宿毛市ならではのコンパクトな市街地・集落の復興まちづくりの実現

被災後の更なる人口減少の歯止めをかけるため、宿毛駅・東宿毛駅等を中心としながら、商業・業務等による賑わい空間を再生するなど、暮らしの質を高めるコンパクトな市街地形成を目指します。

また、主要な公共施設や都市機能等については、安全な高台等への移転も含めて集約化を検討します。

① 中心拠点の再興

- ・道路網や公共交通等の復旧・復興と整合を図りながら、希望ヶ丘や宿毛駅周辺等において商業・業務機能が集積する中心拠点の再興を検討
- ・まちの活力や賑わいを創出する中心拠点の再生・創出に向け、市街地復興事業等による市街地再生の検討

② 市街地・集落の早期復興に向けた復興まちづくり

- ・地域特性や市民意向等を踏まえ、嵩上げによる現地再建や高台移転等による安全な居住環境の創出、多重防御による復興まちづくりの検討
- ・復興まちづくり計画に基づく、復興事業の推進

➤【復興手順書】1-2.復興計画の策定等

③ 重要な公共施設・都市機能等の安全な高台等への移転や集約化

- ・公共施設や各種都市機能等は、施設の被害状況や住宅地へのアクセス等を踏まえて、安全な高台等への移転や集約化を検討

➤【復興手順書】1-2.復興計画の策定等

方針5 市民生活や生産活動等を支える交通ネットワークの形成

本市の道路網は、国道 56 号や国道 321 号等から構成されており、災害発生後には、速やかな道路啓開等を図ります。

復興まちづくりにおいては、まちの改編による住まいの場の変化に応じた道路網の形成や公共交通の確保を目指します。

① 災害に強い道路ネットワークの形成

- ・被災後においては、関係機関との連携のもと、四国広域道路啓開計画（R6.12 更新）及び高知県道路啓開計画（R6.2）、高知県道路啓開手順書（案）（R6.2）に基づき、緊急輸送道路を主体とする道路ネットワークの早期確保
- ・四国横断自動車道の整備促進等、復興まちづくりと整合を図った、道路ネットワークの形成
- ・四国横断自動車道の整備に伴う造成地等の確保や活用に向けた検討

➤【復興手順書】3-4.社会基盤施設の復興

② 港湾施設の早期復旧・復興

- ・地域の産業を支える宿毛湾港が被災した際には、速やかな航路啓開と復旧・復興
- ・南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送継続計画（R7.2 改定）及び宿毛湾港 BCP（H28.3 改定）に基づき、宿毛新港での航路啓開や受入体制の確保

③ 市民の暮らしを支える移動手段の確保

- ・高齢化が進む中で、公共交通は市民の貴重な移動手段であり、災害が発生した際にも、土佐くろしお鉄道、路線バス（高知西南交通株式会社、宇和島自動車株式会社）、コミュニティバス、市営定期船（沖の島、鶴来島）の維持・復旧
- ・土佐くろしお鉄道が被災した際には、その再建は困難になる可能性があり、新たなモビリティの導入の検討
- ・航路のみで結ばれている離島（沖の島、鶴来島）については、航路啓開や港の早期復旧等により、速やかな移動手段の確保
- ・災害発生からの時間経過に応じて、避難所や応急仮設住宅、新たな住宅地などの住まいの場の変化に応じた公共交通の確保

➤【復興手順書】3-6.公共交通の復興

方針6 生活利便性を高める都市基盤・ライフライン等の早期復旧・復興

大規模災害時には、ライフラインや公共交通機関、市民の生活を支える様々な施設等が停止する可能性があります。

災害が発生したとしても、日常生活を支える各種の都市施設やライフライン等の維持が図られることを目指すとともに、応急対応や早期復旧に向けた適切な対応に努めます。

① ライフライン(水道・汚水処理施設)の早期復旧・復興

- ・水道が使用できなくなった際に、飲料水や生活用水などの必要となる水の提供に向けた応急給水体制の構築
- ・避難所における仮設トイレの設置や建設型応急仮設住宅等における水道・合併処理浄化槽等の速やかな確保
- ・復興まちづくり計画や復興事業等との整合を図りながら、水道・汚水処理施設の計画的な整備

➤【復興手順書】3-4.社会基盤施設の復興、3-7.水道・汚水処理施設の復旧

② ライフライン(電気・ガス・通信等)の早期復旧・復興

- ・電気、ガス、通信等のライフラインは、市民生活に不可欠な基盤であることから、民間事業者等と連携を図りながら早期の復旧
- ・避難所や応急仮設住宅等の生活の場に応じた適切な対応
- ・復興まちづくり計画や復興事業等との整合を図りながら、電気、ガス、通信等の計画的な整備促進

➤【復興手順書】3-5.ライフラインの復興(民間事業者等との調整)

③ 生活の質を高める公園等の早期復旧・復興

- ・公園施設について、応急仮設住宅の建設地などの応急・復旧期に活用できる公園施設の確認
- ・被災した公園施設等については、計画的な復旧・復興
- ・災害危険区域の指定等を行った低未利用地を活用した新たな公園等の整備の検討

➤【復興手順書】3-4.社会基盤施設の復興

方針7 公的及び公共性の高いサービスの持続的な提供

大規模災害時には、市民の生活を支える医療や保健・福祉施設、子どもの教育に必要な学校等の施設が利用できなくなることが想定されます。

災害が発生したとしても、医療・福祉、教育等の継続が図られることを目指すとともに、被災した際の早期再開・復旧等に努めます。

① 医療・保健・福祉サービスの持続的な提供

- ・大規模災害発生時においても、公的施設・民間施設等の連携のもと、地域医療や保健・福祉サービスの維持・継続
- ・避難所や応急仮設住宅の配置等を踏まえ、仮設診療所や巡回診療所等の設置の要請を検討
➤【復興手順書】2-4.医療サービスの回復、2-5.福祉サービスの回復、2-6.災害時要配慮者支援

② 保育・教育等の維持・早期再開

- ・大規模災害発生時においても、公的施設・民間施設等との連携のもと、保育や教育等の維持・継続
- ・保育・幼児教育・学校施設の被災状況等に応じて、応急仮設校舎の確保や民間施設の利用等による早期の授業再開
- ・学校給食の早期再開

➤【復興手順書】2-8.学業支援

(3) 「なりわいを再生する」ために

魅力と活気あふれる働く場の維持・創出

農林水産業や商工業等の地域を支えるあらゆる産業の維持・再建、新たな魅力の創出を図り、早期に雇用を取り戻し、賑わいや活気があふれ、引き続き地域に住み続けられる基盤づくりを実現します。

方針1 基幹産業である農林水産業の復旧・復興

本市の基幹産業となる第一次産業や豊富な地域産品を守るため、農地・農道、樹園地・林地・林道、漁港・関連施設等の早期復旧・復興を図ります。

① 農地・果樹園、農道等の再生

- ・津波により塩害被害を受けた農地の除塩作業をはじめ、農地・農業用施設の早期復旧
- ・集出荷施設や設備の復旧等による流通体制の早期復旧
- ・営農再開に向けた各種の支援体制の構築（相談窓口、資金的な支援の情報提供等）

➤【復興手順書】4-3.農業の早期復旧支援

② 林業・林道等の再生

- ・二次被害の拡大防止のための緊急対策をはじめ、林道・共同利用施設等の早期復旧
- ・林業の再開に向けた各種の支援体制の構築（相談窓口、資金的な支援の情報提供等）

➤【復興手順書】4-4.林業・木材産業の早期復旧支援

③ 漁港・関連施設等の再生

- ・漁港の被害状況の把握と復旧、関連機関と連携した漁場の掃海等
- ・漁船や漁業施設（養殖施設を含む）、共同利用施設等の被害状況の把握と復旧に向けた支援の実施
- ・漁業の再開に向けた各種の支援体制の構築（相談窓口、資金的な支援の情報提供等）

➤【復興手順書】4-5.水産業の早期復旧支援

方針2 賑わいと活力の維持に向けた商工業の復旧・復興

大規模災害時には、商店等の賑わい・活気が失われることが想定されるため、応急仮設店舗の早期確保や新たな賑わい拠点の形成等を図ります。

また、地域における雇用の場として、地場産業の維持・発展や新たな企業誘致等による、商工業の復旧・復興に努めます。

① 賑わいの場(商業・飲食業等)の維持・創出

- ・ 応急仮設住宅の配置等を踏まえた応急仮設店舗や仮設商店街の確保
- ・ 復興まちづくりと整合を図った、復興時の賑わい拠点の形成に向けた検討
- ・ 事業の再開に向けた各種の支援体制の構築（相談窓口、資金的な支援の情報提供等）

➤【復興手順書】4-1.商工業の早期復旧支援

② 産業拠点の再生・創出

- ・ 仮設の事業所の確保や物流ルートの早期復旧等、産業活動の維持に向けた支援方策の検討
- ・ 宿毛湾港周辺及び宿毛港湾工業流通団地は、産業の集積を図る拠点として、高規格道路 IC へのアクセス強化とあわせた魅力ある産業団地の形成
- ・ 津波被害のない平田に位置する高知西南中核工業団地は、大規模災害が発生したとしても、市の活力を生み出す拠点として、また、地域の雇用の維持にも寄与することから、被災企業等の早期の復旧に向けた支援

➤【復興手順書】4-1.商工業の早期復旧支援

③ 観光施設等の再生と新たな魅力の創出

- ・ 既存の観光施設等の再建に向けた支援
- ・ アクセス道路の強化や観光客の受け入れに向けた PR の強化
- ・ 災害危険区域の指定に伴い生じる低未利用地の活用による新たな魅力の創出

➤【復興手順書】4-2.観光振興

④ 土地利用計画とあわせた企業誘致等による新たな雇用の場の創出

- ・ 災害危険区域の指定に伴い生じる低未利用地の活用について、四国横断自動車道の整備と併せた新たな企業誘致等の検討

方針3 地場産業等の維持・発展に向けた支援体制の構築

災害を受け、撤退を余儀なくされる事業者が多くなることが想定されることから、被災した事業者に対する支援や新たな雇用創出に向けた様々な対策に努めます。

① 被災者の雇用の維持・拡大に向けた支援体制の強化

- ・ 人口流出防止のためには、雇用が重要であることから、関係機関等との連携のもと、被災者の就業支援の実施
- ・ 特定技能外国人等の外国人は、地域経済を支える大切な担い手であり、被災した外国人等の個々のニーズを踏まえた支援

(4)「歴史・文化を継承する」ために

次世代への地域資源の継承と更なる魅力の発展・まちの活性化

歴史ある町割り、文化・歴史、景観、祭り等の地域資源を次世代に継承するとともに、市の魅力を高め、来訪したくなる魅力づくりに努め、まちの活性化を実現します。

方針1 文化施設・文化財の保護・復旧

土佐への文化の入口であった本市には、各時代の遺跡等が存在しています。また、本市の歴史や文化を伝えるとともに、市民の様々な活動の場となる文化施設が立地しています。

これらの文化施設・文化財等を災害から守り、継承していくための取組を推進していきます。

① 文化施設の復旧

- ・既存の文化施設は、被害の状況や施設の役割等を踏まえながら、複合施設としての整備等も見据えた復旧の検討

➤【復興手順書】3-8.文化施設・文化財の再建・保存、3-9.文化活動等の維持

② 文化財等の保護・復旧

- ・文化財を災害から守るための対策とあわせて、対策の遅れによる損傷・劣化を防ぐ対策の実施
- ・貴重な文化財等が被災した際には、関係機関との連携のもと修復等の実施
- ・宿毛城跡や宿毛貝塚等をはじめとする地域に点在する歴史・文化資源は、市の貴重な資産として継承

➤【復興手順書】3-8.文化施設・文化財の再建・保存、3-9.文化活動等の維持

方針2 地域住民の誇りとなる町並みや景観づくり

松田川河口部の歴史ある町割りが被災するおそれがある中で、本市の歴史を伝えていく必要性や被害状況を鑑み、歴史を感じる町割りの保存と居心地が良く歩きたくなる町並みとして再生するなど、更なる地域活性化につながる復興の姿を検討します。

本市を代表する景観資源である「だるま夕日」は、大規模災害が起きたとしても永遠に続くものであり、視点場の確保を図るなど、地域住民が誇りを持てるまちづくりを検討します。

① 宿毛の歴史を感じる町並みの維持・再生

- ・町割りに代表される町並みは、本市の“まち”を代表する姿であり、被災後のまちづくりの検討においても守り育てるものとして配慮

② 景観資源の視点場の復旧・活用

- ・咸陽島やだるま夕日等の風景は、本市を代表する景観として、視点場の復旧に努めるとともに、更なる観光スポットとしての活用が図られるよう整備を検討

方針3 地域に根付いた祭り等の継承

毎年10月中旬に行われる「市民祭宿毛まつり」をはじめ、それぞれの地域の祭りやイベント等が受け継がれています。

地域の祭り等は、地域コミュニティの形成や地域活力の源になることから、その存続を図ります。

① 地域に根付いた祭りやイベントの維持・再生

- ・市民祭宿毛まつりをはじめ、地域に根付いた祭りやイベントの維持・再生

第2章 復興まちづくりイメージ

1. 土地利用の基本的な考え方

高知県事前復興まちづくり計画策定指針では、「命を守る」、「生活を再建する」、「なりわいを再生する」、「歴史・文化を継承する」、「地域の課題解決につなげる」の5つの視点から土地利用の基本的な考え方が示されています。本市の復興まちづくりにおける土地利用においても、この考え方を踏襲しながら、地域特性等に応じた具体的な方針を整理します。

(1) 「命を守る」ために

【高知県指針】

- 庁舎、学校等の災害対策の拠点となる施設は浸水しないエリアへの配置を基本とする。
- 居住地は浸水しないエリアへの配置を基本とする。ただし、被害想定や市街地の立地状況等から現地再建が望ましい地域は、多重防御により、津波浸水を抑え居住することとする。
- 店舗や工場等の施設は、地域産業の早期再建の観点から、津波浸水を許容した土地利用を検討する場合には避難対策が前提となる。

【宿毛市の具体的な方針】

- ▶ 現在の市役所周辺等における公共施設の集積を活かし、新たな高台の整備も見据え、公共施設の集約を図る。
- ▶ 学校や幼稚園・保育園等は、施設の統合も含めた検討の上、浸水しないエリアへの配置を基本とする。ただし、施設の立地状況等から現地再建や既存施設の継続使用が望ましい場合は、安全確保に向けた対策強化を図り、対応することとする。
- ▶ 居住地は浸水しないエリアへの配置を基本とし、人口減少傾向を踏まえ、居住の集約を含めた再建とする。
- ▶ 市の賑わいの再建のため、希望ヶ丘周辺や宿毛駅、主要幹線道路沿いへ商業施設等の集約を促す。その際、津波浸水想定区域内においては、安全な高台等への避難路となる道路や避難施設の整備を行う。
- ▶ 工場や事業所等は、高規格道路や宿毛湾港等を活かした施設配置を促す。その際、津波浸水想定区域内においては、安全な高台等への避難路となる道路や避難施設の整備を行う。

(2)「生活を再建する」ために

【高知県指針】

- 新しいまちは可能な限り既存のまちの近くに整備し、道路網や公共交通を確保する。
- 点在する複数の小規模集落については、公共サービスの維持の観点から集約化も視野に入れつつ、既存コミュニティの再建を踏まえて復興を検討する。



【宿毛市の具体的な方針】

- ▶ 人口減少傾向が進む中で、既存の市街地・集落の成り立ちや年齢・職業等の違いによる再建意向、コミュニティの維持等を踏まえつつ、小規模集落の集約や既存市街地への移転等を検討し、持続可能なまちとしての再建を行う。
- ▶ 集約した市街地・集落等における生活利便性の向上につながる各種施設の配置を促す。
- ▶ 高台等の新たなまちの形成とあわせた道路網・公共交通の確保を行う。

(3)「なりわいを再生する」ために

【高知県指針】

- 店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建の観点から津波浸水を許容した土地利用も検討する。
- 農業・漁業集落は、命を守るために職・住の分離も視野に検討する必要がある。なりわいと暮らしが深く関わるため、住みやすさと働きやすさを考慮して宅地や農地を配置する。



【宿毛市の具体的な方針】

- ▶ 市の賑わいの再建のため、希望ヶ丘周辺や宿毛駅、主要幹線道路沿いへの商業施設等の集約を促す。その際、津波浸水想定区域内においては、安全な高台等への避難路となる道路や避難施設の整備を行う。
- ▶ 工場や事業所等は、高規格道路や宿毛湾港等を活かした施設配置を促す。その際、津波浸水想定区域内においては、安全な高台等への避難路となる道路や避難施設の整備を行う。
- ▶ 漁港と一体となった漁村集落は、漁業者の継続意向等も踏まえながら漁港の集約も含めた復旧を検討する。
- ▶ 災害危険区域の指定に伴い生じる低未利用地の活用に向け、地域の活性化等に資する土地利用の検討を行う。

(4)「歴史・文化を継承する」ために

【高知県指針】

- 歴史や文化などの地域資源を地域の心の支えとなるシンボルとして再生・活用する。



【宿毛市の具体的な方針】

- ▶ だるま夕日の見える美しい海岸の景観を見ることができる道路や視点場等の確保を図る。
- ▶ 文化施設等は、施設の統合も含めた検討の上、再建を検討する。

(5)「地域の課題解決につなげる」ために

【高知県指針】

- 公共サービスの維持などのために集落の集約化による住みやすいまちづくりや、高度化した情報通信技術等による新しい生活スタイルも踏まえ、以前より住みやすいまちづくりを目指す。
- 持続可能な社会の実現を目指した視点等を盛り込む。



【宿毛市の具体的な方針】

- ▶ 人口減少は避けて通ることができない中で、居住や都市機能の集約等による利便性の高いまちづくりを目指すとともに、地域の活性化等に資する土地利用等を促す。

2. 復興まちづくりイメージの検討

2-1. 二つの復興まちづくりイメージの検討

大規模災害が発生した際の復興まちづくりでは、現況の土地利用から大きく変わる可能性があります。特に、多くの住民が住んでいる沿岸部の市街地や集落等は、壊滅的な被害を受けるおそれがあり、安全な場所での住まいの確保とあわせて、災害危険区域の指定による住居の用に供する建築物の制限等の措置を行う必要性があります。

一方、応急期においても、津波災害警戒区域外及び様々な災害ハザードを踏まえた安全・安心な一時的な住まいの確保が必要であり、市民の生活の場所が大きく変わる可能性があります。

そのため、復興まちづくりイメージとして、「応急期」と「復興期」の二つの復興まちづくりイメージを示すこととします。

2-2. 二つの復興まちづくりイメージ

(1) 応急期のまちづくりイメージ

- ・津波による甚大な被害を受け、住まいが被害を受けた際には、平田・山奈・橋上、既存集落等の安全な場所で、一時的な住まい（応急仮設住宅等）の確保を図ります。特に、沖の島地域は、水道や電気等のライフラインの復旧に時間を要することから、全島避難を選択せざるを得ない状況に陥ることも想定します。
- ・西地域・中央地域等では、日常生活で利用する商業施設や病院等の都市機能が喪失するおそれがあり、応急仮設住宅等で暮らす被災者の利便性確保や事業者等の事業継続を促すため、仮設商店等の確保を図ります。

(2) 復興期のまちづくりイメージ

- ・市街地においては、希望ヶ丘周辺等を拠点として位置づけ、賑わいや活力ある市街地としての復興を目指します。その際、高規格道路の整備状況等も踏まえながら、津波等による被害を受けない安全・安心な住まいの確保を図るとともに、公共公益施設や商工業等の再建を促します。
- ・小筑紫地域や沖の島地域においては、人口減少動向や住民の再建意向等も踏まえつつ、集落の再編等も見据えながら、復興の実現を図ります。
- ・なお、平田・山奈等や既存の住宅団地等を活用した「差し込み型移転（安全な地域の空地等を活用した移転）」により、早期復興が可能となることから、被災者の意向等も踏まえながら、その実現を検討します。特に、平田・山奈等では、市民生活を支える商業施設や病院等の都市機能が津波の被害を受けないことから、早期復興を図る場所として選ばれるまちづくりに取組みます。

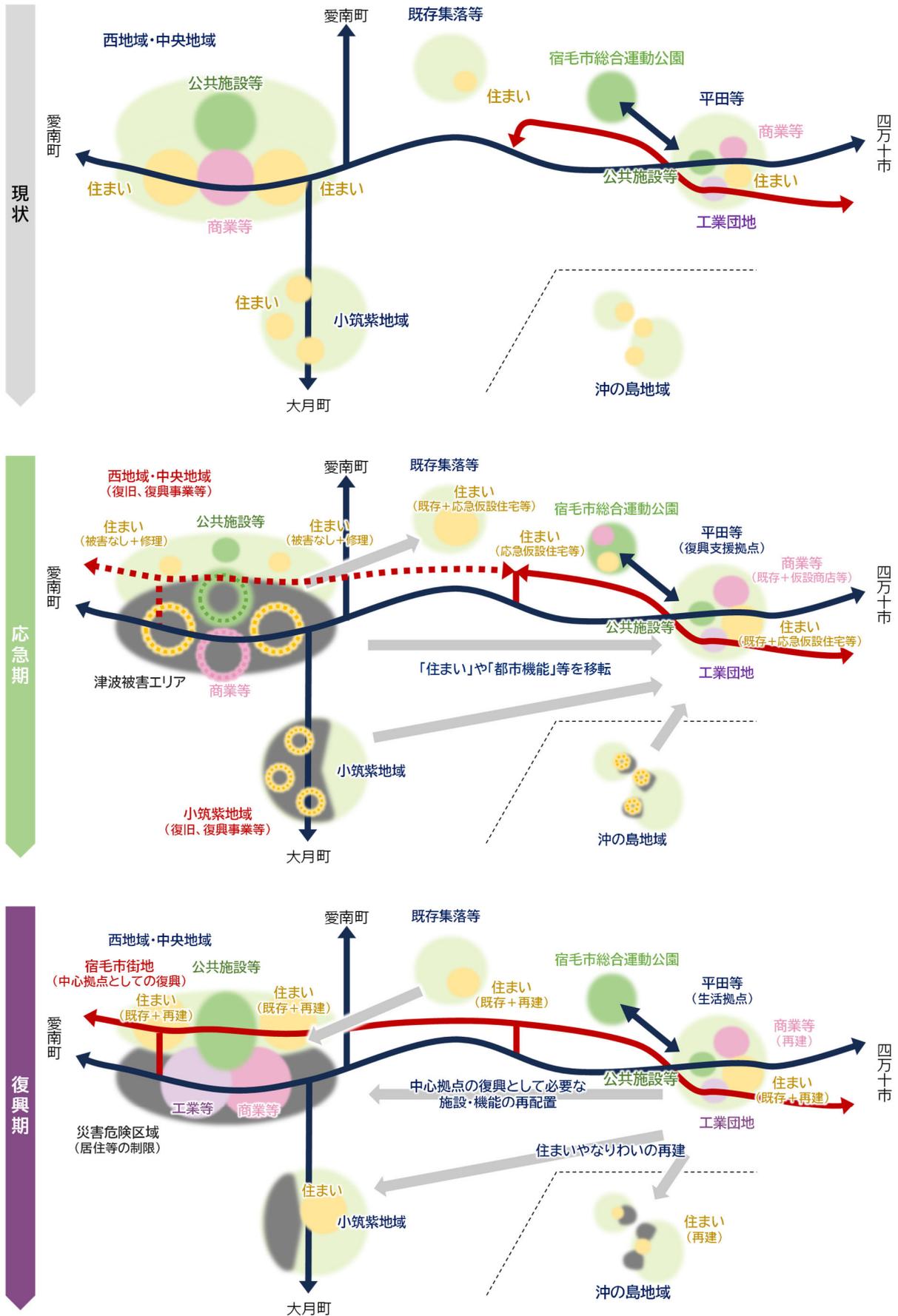


図 応急期と復興期の復興まちづくりイメージ

■参考：津波災害に対して安全な都市機能の確認

応急期・復興期のまちづくりにおける住まいの場の選択に当たっては、日常生活を支える各種施設の再建が判断材料の一つになると想定されます。復興まちづくりにおいては、安全な場所での医療施設等の再建、確実な避難体制の構築のもとでの商業施設等の再建等が行われるものと想定されます。

ただし、事業者等の立場からは、津波に対して安全な場所やアクセスしやすい場所での再建を望む声があがると想定されるとともに、再建までに時間を要する可能性もあります。

それらの状況等も踏まえながら、平田・山奈等の既存施設が充実している地域での早期再建を希望する被災者等の意向を踏まえた復興まちづくりを検討していくことが重要と考えています。

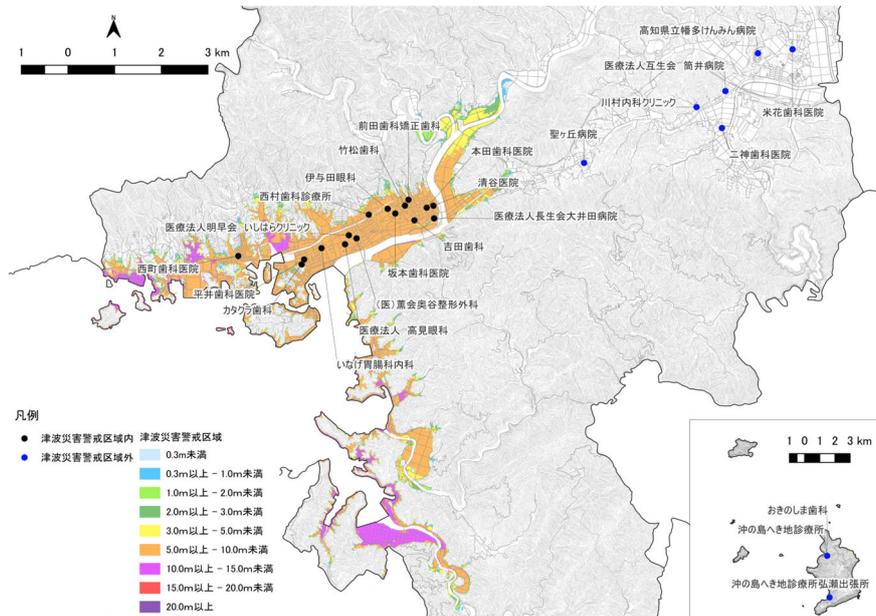


図 医療施設の立地と津波浸水想定区域

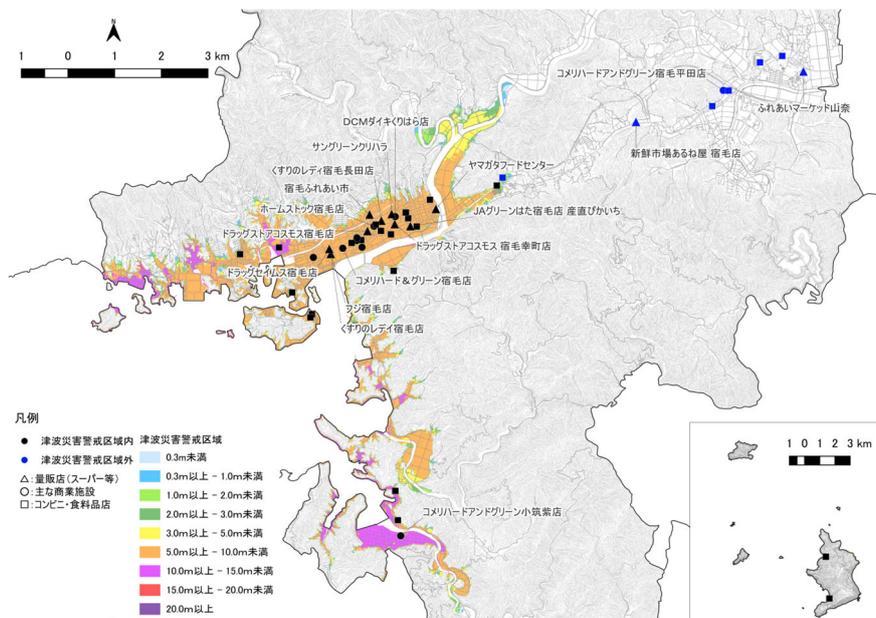


図 商業施設の立地と津波浸水想定区域

3. 応急期のまちづくり

3-1. 応急仮設住宅の確保

災害によって住宅等に被害を受けた被災者等に対して、恒久的な住宅を確保するまでの一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の確保を行います。

(1) 津波により甚大な被害が想定される世帯の概数

- ・東日本大震災から得られた知見として、浸水深 2.0m以下の場合には、木造家屋等が全壊となる割合は大幅に低下すると示されています。
- ・そこで、地域ごと（国勢調査の小地域単位）に、GIS 上で浸水深 2.0m以上に含まれる建物比率を計測し、世帯数に乗じることで、甚大な被害が想定される世帯数を算出しました。結果として、市全体で 4,582 世帯（市全体 8,508 世帯の約 54%）が一時的に住まいを失うおそれがあります。
- ・なお、津波だけでなく揺れや土砂災害等により住宅に被害を受ける世帯があるとともに、津波により甚大な被害が想定される世帯においても、自ら住まいを確保したり、安全な地域に住む家族等を頼ったりする世帯もあることから、応急仮設住宅の必要戸数は、この限りではありません。

表 甚大な被害が想定される世帯数（※津波被害の生じる地域内）

地域区分	世帯数 (R2 国勢調査)	甚大な被害が想定される世帯数 (独自算出)	比率
中央地域	3,328	2,026	60.9%
西地域	2,387	1,749	73.3%
小筑紫地域	954	787	82.5%
沖の島地域	87	20	23.0%
対象地域内	6,756	4,582	67.8%

(2) 応急期機能配置計画における応急仮設住宅の充足状況

- ・応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）では、応急仮設住宅の必要戸数 3,475 戸に対して、公有地の 17 箇所の候補地で 1,037 戸の確保を想定しており、約 2,500 戸の住宅が不足するおそれが示されています。

(3) 応急仮設住宅および建設候補地の確保

- ・応急仮設住宅の建設候補地の再確認を実施します。その際、各種災害ハザードに留意します。
- ・公有地における応急仮設住宅の建設候補地が限られる中で、活用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の確保に取り組めます。
- ・また、平田・山奈・橋上等の安全な地域において、応急仮設住宅の建設候補地として協力いただける民有地の確保等に取り組めます。

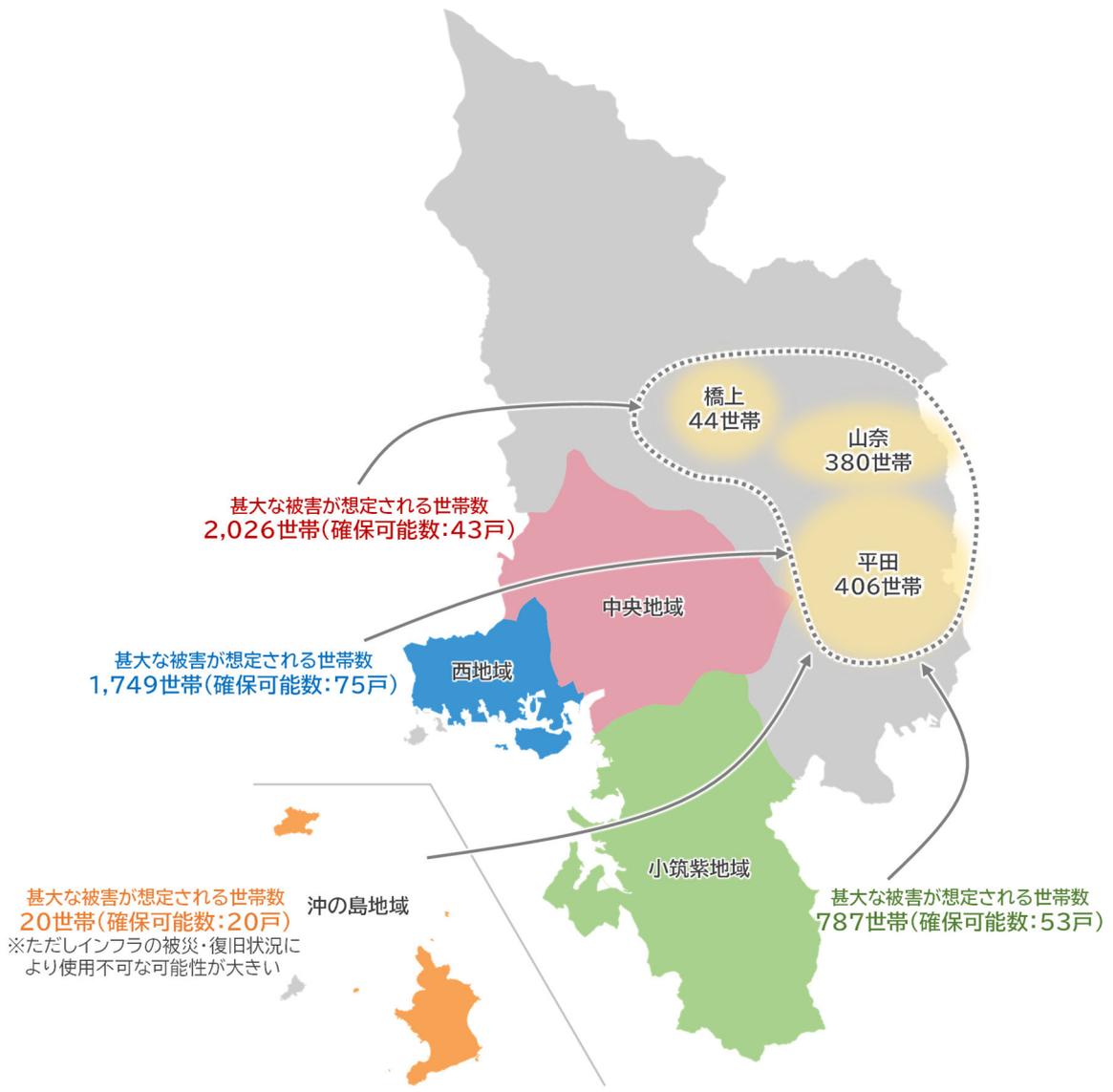


図 応急期の住まいの確保イメージ

■参考：応急仮設住宅の確保に向けて

建設型応急住宅や賃貸型応急住宅の確保だけでは、整備に要す時間や必要数の確保に関する課題が懸念されます。本市では、応急仮設住宅の早期確保に向け、令和6年5月に、一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結しました。本協定により、災害発生時には、迅速な応急仮設住宅「ムービングハウス※1」の供給の支援が行われます。



※1：ムービングハウスとは、被災地に迅速に設置できる移動式木造住宅のことです。

図 ムービングハウス
出典：(一社) 日本ムービングハウス協会

3-2. 都市機能や産業施設等の再建

西地域・中央地域等では、日常生活で利用する商業施設や病院等の都市機能が喪失するおそれがあります。これらの施設は、住まいの場と密接したものであり、一時的な住まいの確保にあわせて仮設商店等の確保を進めます。

また、事業者等の事業継続のため、復興事業を導入する際の土地利用等と調整を図りながら、事業者等の再建を促します。

3-3. 産業基盤の早期復旧

被災者の生活再建のためには、なりわいの復興が重要であり、各地の樹園地・農地の復旧、漁港の早期復旧等に取り組めます。その際、事業の継続意向等を確認し、過剰な復旧・復興にならないような配慮を行います。

なお、津波被害のない平田に位置する高知西南中核工業団地は、大規模災害が発生したとしても、市の活力を生み出す拠点として、また、地域の雇用の維持にも寄与することから、被災企業等の早期の復旧支援を図ります。

4. 復興期のまちづくり

4-1. 基本的な考え方

大規模災害が発生したとしても、市外への人口流出等を抑制し、住み続けたいまち、雇用や訪れる場として選ばれるまちとして、市全体が維持・発展していくまちづくりを目指します。

(1) 命を守るための土地利用等

■命を守ることを最優先としたまちづくりの検討

- ・関係機関と連携し、L1 津波に対応した海岸堤防や河川堤防等の整備促進を図ります。なお、海岸堤防等の整備に当たっては、景観等に配慮した整備方法を検討します。
- ・L1 津波に対応した堤防等の整備を行ったとしても、再度被害が発生するおそれのある区域は、災害危険区域の指定等により、居住の制限を行います。

■参考：堤防等の整備による津波浸水想定区域

南海トラフ地震の発生への備えとして、現在においても L1 津波（発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）に対応した堤防等の整備が進められています。堤防等の整備には、予算や期間を要するものの、南海トラフ地震等による甚大な被害が発生した際の復興まちづくりには、堤防等の整備を進めた上でのまちづくりを考えることになるものと想定されます。

ただし、L2 津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）が発生した際には、津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、その検討の基礎資料として、高知県より「事前復興まちづくり計画検討のための津波シミュレーション結果」（令和6年5月）が示されています。

この結果を見ると、浸水範囲や浸水深の低減効果等が見受けられるものの、既存の市街地・集落等が形成されているところでは、堤防等が機能したとしても、L2 津波の際には大きな被害を受ける可能性があることが示されています。

そのため、大規模災害が発生した際の復興まちづくりにおいては、既存市街地や集落等において著しい浸水被害が想定される区域に、災害危険区域の指定等による居住に供する建築物の制限等を行うことを想定します。

表 津波シミュレーションの条件

	津波浸水想定 (平成 24 年 12 月公表)	事前復興まちづくり計画検討のための 津波シミュレーション結果(参考資料)
事前復興まちづくり 計画の検討に活用	活用する	活用する
津波警戒避難体制等 の検討に活用	活用する	活用しない
地震・津波条件	<ul style="list-style-type: none"> ● L1 (H16 高知県モデルをもとに設定) ● L2 (H24 内閣府モデル) 	● L2 (H24 内閣府モデル)
堤防条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防等なし ● コンクリート構造物 : 地震発生と同時に転倒・破壊 ● 盛土構造物 : 地震発生と同時に 75%沈下 : 津波越流時に破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防等あり ● 地震発生時も津波越流時も破壊しない

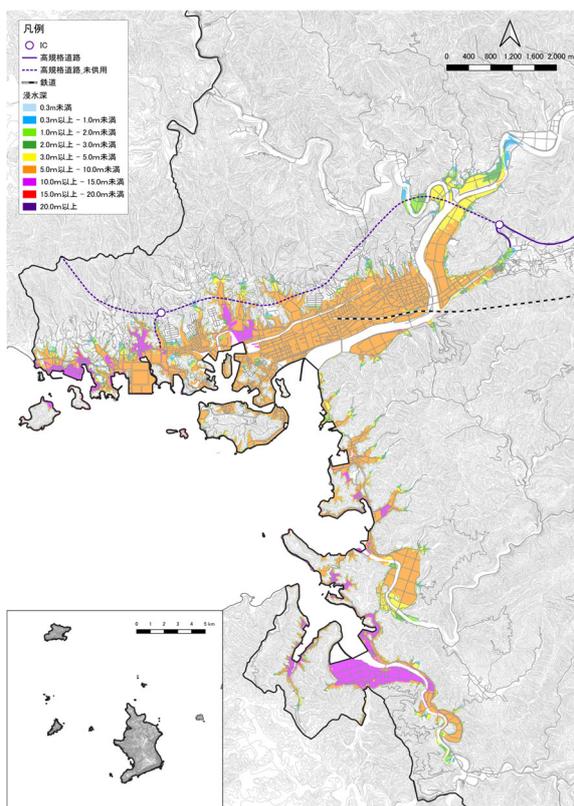


図 津波浸水想定

(L2 : 津波が越流時点で破壊等)

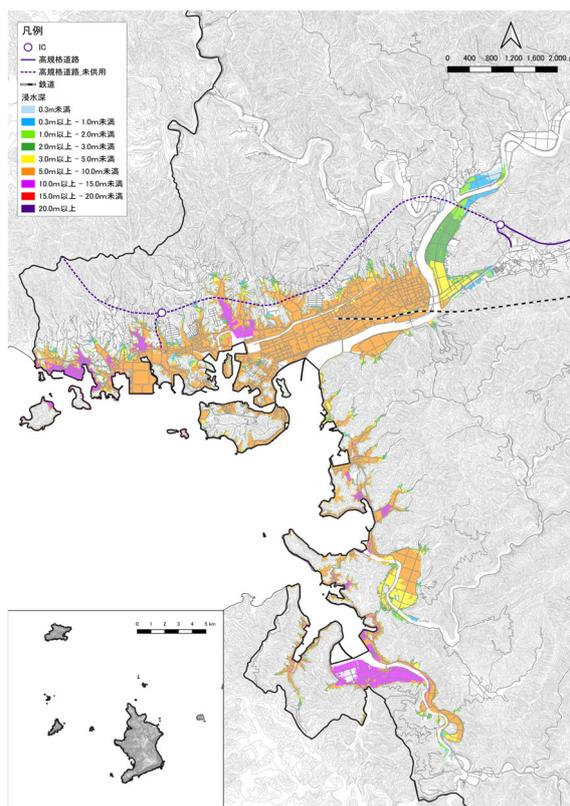


図 津波浸水想定

(L2 : 全ての堤防等が「破壊しない」と仮定した場合)

出典：事前復興まちづくり計画検討のための津波シミュレーション結果（参考資料）（令和6年）

(2) 安全・安心な住まいの確保

■既存ストックを活用した住まいの確保

- ・再度の津波被害を受けない既存の住宅団地の空地・空家、公営住宅等の活用をはじめ、平田・山奈・橋上等の既存集落の基盤を活かした早期再建を促します。

■安全な住まいの確保

- ・高規格道路の整備とあわせた新たな造成地等の確保を検討し、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の活用により、安全な住まいの確保を図ります。
- ・島しょ部においては、大規模災害発生時の人口規模や復興に関する住民意向等を踏まえた上で、島内の安全な場所又は島外での再建を検討します。

(3) 利便性が高く、魅力的なまちとしての復興

■拠点となるエリアの形成

- ・市役所周辺や既成市街地等については、商業・業務機能の集積等を促し、利便性が高く魅力的な市街地の形成を図ります。
- ・商業施設や病院等の市民生活を支える都市機能は、住まいの場からのアクセス性に配慮しながら、適切な配置での再建・立地を促します。

■市民生活を支えるネットワークの形成

- ・高規格道路の整備促進に努めるとともに、住まいと各種の拠点を結ぶ道路・公共交通ネットワークの構築を図ります。

(4) 更なる活力を生み出す産業基盤等の再興

■宿毛湾港を核とした産業拠点の形成

- ・高規格道路の整備により、陸路・航路のアクセス性が高まることを活かし、市内産業の核となる拠点形成を促します。

■農業・漁業の生産基盤の再興

- ・本市産業を支える第一次産業の維持・発展を促すとともに、従事者の収入機会を守るため、農地・樹園地、漁港等の産業基盤の早期復旧を図ります。
- ・漁港等の復旧に当たっては、従事者の再建意向や担い手の状況等を踏まえながら、集約等も含めた検討を行います。

■新たな魅力を生み出す土地利用の検討

- ・災害危険区域として指定を行う平地部については、地域の活性化や産業振興等に寄与する土地利用を検討します。

(5) 地域ごとの個性の維持・発展

■地域を象徴する資源の復旧・復興

- ・観光施設や地域の文化・伝統、景観資源等については、地域住民の誇りや愛着、アイデンティティを形成するものとして、復旧・復興を図ります。
- ・市民祭宿毛まつりをはじめ、地域に根付いた祭りやイベントの維持・再生を図ります。

■地域コミュニティの維持・発展

- ・住まいの場の確保等においては、地域コミュニティの維持・発展に配慮します。

4-2. 復興期のまちづくりイメージ

復興期のまちづくりイメージとして、津波による甚大な被害を受ける沿岸部を中心としたまちづくりイメージ（ゾーニング図）を示します。

■復興期のまちづくりイメージについて

復興期のまちづくりイメージは、地域住民の皆様と話し合いながらとりまとめた地域別の事前復興まちづくり計画の結果を踏まえつつ、いつ発生するかわからない南海トラフ地震等の大規模災害に対して、現段階で想定される復興まちづくりの姿として検討したものです。

そのため、この復興期のまちづくりイメージは、大規模災害が発生した際の復興まちづくりを議論するための基礎となるものと言えます。

大規模災害が発生した際には、災害の規模や被害の様相、災害発生時における人口動向や社会情勢、地域住民の皆様方の意向等に応じて、その時点でのより良い復興の姿を描いていくものとします。

凡例	ゾーン名称	ゾーンの復興方針
	住まいゾーン (既存ストック活用)	<ul style="list-style-type: none"> 現在の居住地近くでの再建を希望する被災者の意向を踏まえて、既存住宅地や津波浸水想定区域外での住まいの再建を促します。 また、平田・山奈・橋上等の既存集落等の基盤を活かした住まいの再建を促します。
	住まいゾーン (造成等)	<ul style="list-style-type: none"> 高規格道路の整備とあわせた造成地の確保等を見据えながら、被災した住まいの背後地等での住まいの再建を促します。 住まいの再建においては、被災状況や住民意向等を踏まえながら、持続可能な復興まちづくりとして、集約したまちづくりも検討します。
	公共施設集積 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 希望ヶ丘への公共施設等の集積を活かし、市の中心拠点としての機能の維持・強化を目指します。
	商業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 中心拠点となる希望ヶ丘や公共交通拠点の形成等とあわせて、商業施設等の集積を促し、賑わい空間の形成を目指します。
	地域活性化ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 既存の住家等は、安全な地域への移転を促すとともに、居住の制限を検討します。 移転元地の活用として、地域の活性化に資する土地利用等を検討し、賑わい創出を目指します。
	工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 宿毛湾港や高規格道路への良好なアクセス性を活かし、工場や企業等の立地を促し、地域の活力を生み出す空間の形成を目指します。

凡例	ゾーン名称	ゾーンの復興方針
	農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・文旦や直七をはじめとする農業生産基盤の早期復旧を図るとともに、農業従事者の再建に向けた支援に努めます。 ・また、新たな魅力創出に取組み、農産物の生産振興等を目指します。
	水産ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・なりわいの維持のためにも漁港の早期復旧を図るとともに、漁業従事者の再建に向けた支援に努めます。 ・なお、漁港の復旧に当たっては、被災状況や担い手の意向等も踏まえながら、早期復旧する漁港や漁港の集約等を検討します。
	交通拠点形成ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・土佐くろしお鉄道が被災した際には、その再建は困難になる可能性がある中で、新たなモビリティの導入の検討等とあわせた交通拠点の形成を目指します。 ・その際、中心拠点となる希望ヶ丘へのアクセス性を高める配置等を検討します。 ・航路の玄関口となる片島港や沖の島の港については、早期の復旧を図るとともに、魅力向上に向けた拠点形成を目指します。
	観光振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・大島の咸陽島や道の駅すくもサニーサイドパーク等の主要観光施設は、再建とあわせて、新たな魅力の創出を検討します。 ・沖の島地域は、釣りやマリンレジャー等の観光拠点としての更なる振興を目指します。
	道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・高規格道路の整備促進を図るとともに、拠点となる希望ヶ丘と各復興まちづくりの拠点・住まいを結ぶ道路ネットワークの再編を目指します。
	公共交通ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・土佐くろしお鉄道が被災した際には、その再建は困難になる可能性がある中で、新たなモビリティの導入の検討を行い、市民の生活等を支える公共交通網の形成を図ります。 ・住まいの再建の配置を踏まえたバス路線等の確保を検討します。 ・離島を結ぶ航路については、早期の復興を図ります。

なお、次頁で示すイメージでは、住まいの確保の考え方のみを吹き出しで示しており、各地域の復興まちづくりイメージにおいて、それぞれの都市施設や産業基盤等の詳細な考え方を示していません。

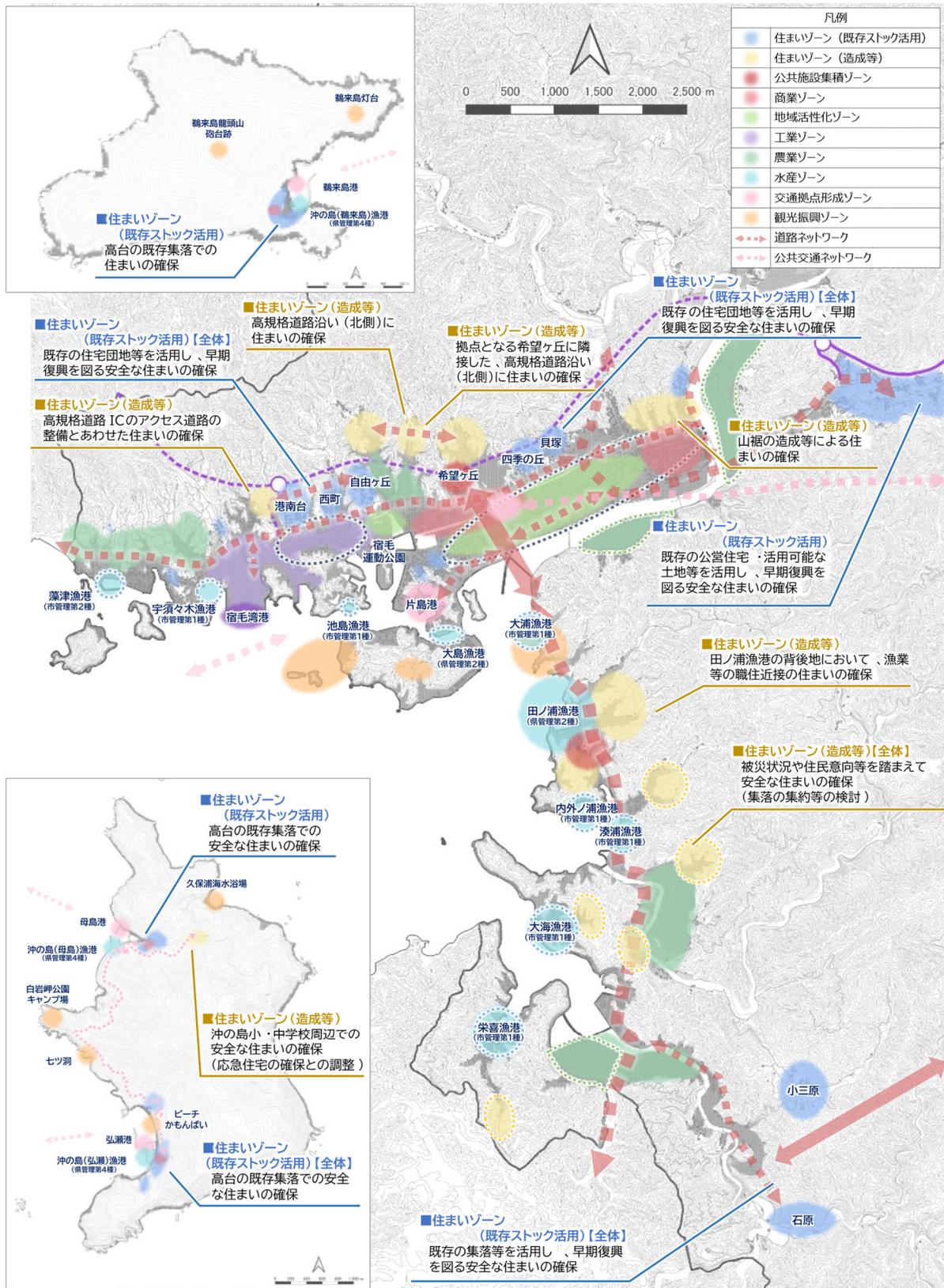


図 復興期のまちづくりイメージ

■参考：高校生が描く復興まちづくり

令和7年10月に、宿毛高校生を対象とした防災教育の一環として「安心して暮らすことができる地域を創る」をテーマとした事前復興まちづくりに関するワークショップを実施しました。

その中で、宿毛市の復興まちづくりの姿（理想や夢）について意見をいただきました。復興期のまちづくりイメージに示した「地域活性化ゾーン」等における新たな土地利用への参考意見として下記に整理します。



図 高校生ワークショップの様子

【宿毛市の復興まちづくりの姿に関する主な意見】

分類	意見(33人が記入、46の意見に分類)
復興まちづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増、にぎやかなまち（4人） ・病院や学校等の重要な施設は安全な高台等へ（4人） ・安全なまち（2人） ・漁業・農業が発展するまち（1人） ・元の町に戻す（1人）
復興まちづくりで重要な施設等	
娯楽施設等（12人）	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマパーク（5人） ・観覧車（3人） ・映画館（2人） ・公園・広場、遊べる場所（2人）
店舗等（8人）	<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設（2人） ・本屋（2人） ・飲食店、カフェ（2人） ・コンビニエンスストア（2人）
観光施設（6人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ（4人） ・観光地化（1人） ・モータースポーツイベント（1人）
自然（5人）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を感じる施設（4人） ・自然体験アスレチック（1人）
スポーツ施設（2人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ドーム（1人） ・町全体が筋トレ施設（1人）
避難施設等（1人）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難タワー（1人）

第3編 地域別の事前復興まちづくり計画

第1章 地域別の事前復興まちづくり計画の位置づけ等

1. 地域別の事前復興まちづくり計画の位置づけ等

1-1. 地域別の事前復興まちづくり計画の位置づけ

地域別の事前復興まちづくり計画は、津波による甚大な被害が想定される地域を対象に、具体的な可住地の考え方や土地利用、復興パターン等を検討し、災害発生後の速やかな復興まちづくりの実現に寄与するものです。

1-2. 対象地域

地域別の事前復興まちづくり計画は、津波による甚大な被害が想定され、復興まちづくりにおいて大きな改編の検討が必要となる地域として、中央地域、西地域、小筑紫地域、沖の島地域の4地域を対象地域とします。

1-3. 検討方法

地域別の事前復興まちづくり計画の検討に当たっては、地域ワークショップを開催し、地域の方々との意見交換を行いながらとりまとめました。



図 地域別の事前復興まちづくり計画の対象地域



図 地域別ワークショップの状況

2. 地域別の事前復興まちづくり計画の検討事項

地域別の事前復興まちづくり計画は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、被災者の住まい等が段階的に変化していくことを踏まえた上で、「復興まちづくりの姿」と「復興まちづくりの実現に向けた備え」の検討を行いました。

「復興まちづくりの姿」とは、南海トラフ地震等の大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けたことを想定した上で、どのような復興まちづくりの実現を目指していくべきかを事前に検討したものです。

また、大規模災害発生から復興に至るまでの過程における取組は、「復興まちづくりの姿」へとつながるものであることから、「復興まちづくりの実現に向けた備え」として、時間経過に応じた「想定される行動や取組」と「事前の備え」（＝復興事前準備）の整理を行いました。

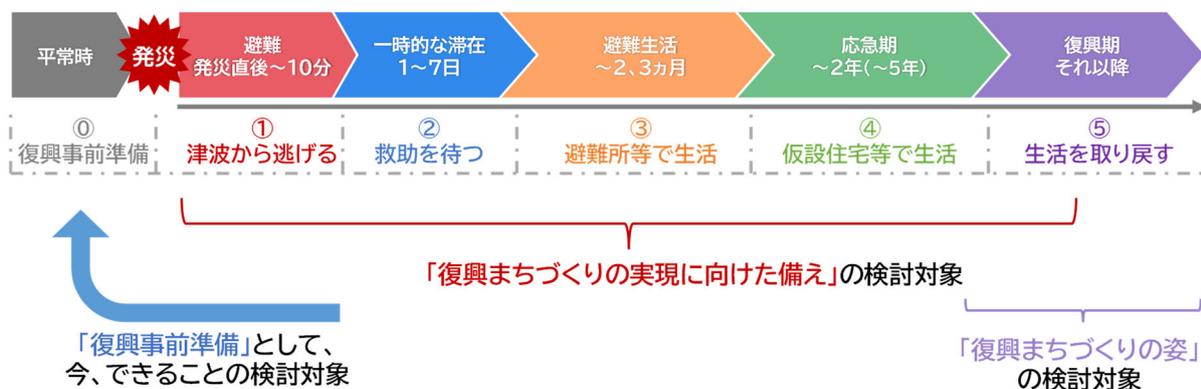


図 地域別の事前復興まちづくり計画の検討事項

第2章 西地域の事前復興まちづくり計画

1. 西地域の概要

西地域は、市役所等の高台移転が行われた希望ヶ丘を含み、市の拠点としての機能を有する地域です。西端は愛媛県との県境に位置し、樹園地が広がり文旦や直七等の柑橘類の生産が行われています。また、重要港湾宿毛湾港や宿毛湾港工業流通団地等を有し、産業拠点としても重要な役割を担っています。

平地部の大部分に5.0m以上、一部では10.0m以上の津波浸水深が想定されており、甚大な被害が生じる可能性を有しています。

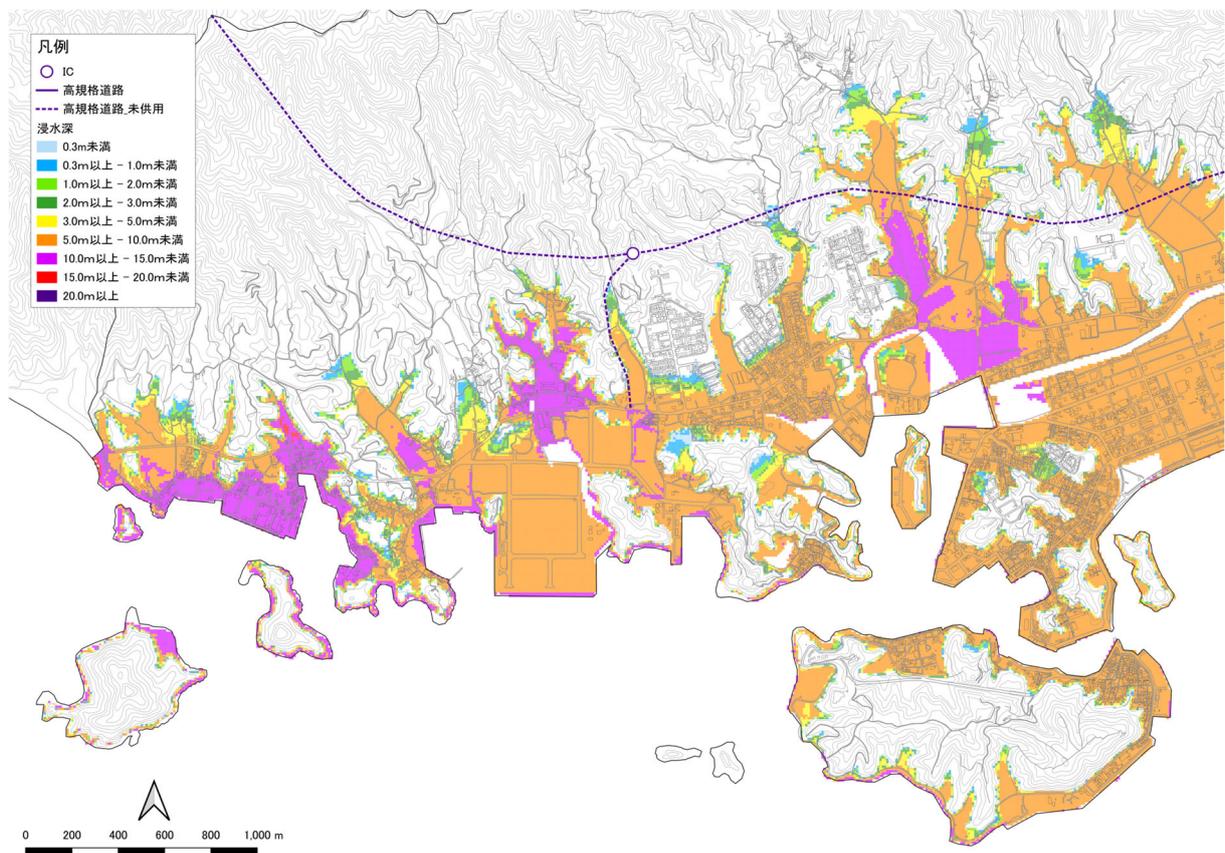


図 西地域の津波浸水想定

出典：令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について

2. 西地域の復興まちづくりの実現に向けた備え

2-1. 大規模災害の発生から避難生活までの段階に応じた備え

大規模災害の発生から避難生活までの時間経過に応じた地域住民の皆様がとるべき行動や取組とともに、行動や取組を踏まえた「事前の備え」について整理します。

①津波から逃げる

想定される行動や取組

事前の備え (主として、○：住民、地域、●：市、◎：協働)

■揺れから命を守る

- ・大規模地震が発生した際には、命を守るために身の安全の確保

■速やかな避難

- ・揺れがおさまったら避難場所等へ速やかな避難

■家屋等の耐震化

- 揺れから命を守るとともに、建物倒壊等による避難の支障とならないように、家屋等の耐震化

■家具類の転倒等の対策

- 地震による家具の転倒・落下・移動を防ぐため家具類の固定

■地震火災への備え

- ◎空家等の除却

■避難経路の整備

- ◎舗装や手すり、照明設備等の整備
- ◎避難路沿いのブロック塀等の除却・建て替え
- 橋梁の耐震化の推進

■避難訓練等への参加

- 避難訓練等への積極的な参加
- 避難場所や避難経路の事前確認

■車避難のルール化

- ◎車避難に関するルール等の検討

■的確な情報伝達の仕組みづくり

- 防災行政無線等の整備
- ◎宿毛市防災アプリの周知

震災直後
〜10分

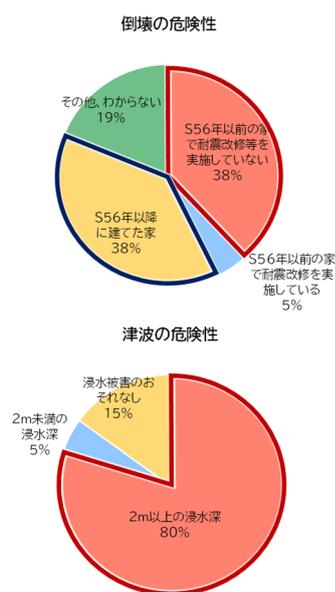


図 WS参加者の災害リスク

②救助を待つ

	想定される行動や取組	事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)
1日～7日	■指定緊急避難場所等での滞在 <ul style="list-style-type: none">・津波が収束し、浸水被害がおさまり、安全な移動が可能となるまで、又は、救援・救助が来るまでの期間、指定緊急避難場所等での一時的な滞在	■避難場所の環境整備 <ul style="list-style-type: none">◎指定緊急避難場所での一時的な滞在に向け、主要な避難場所への備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄 ■非常持出品等の準備 <ul style="list-style-type: none">○住民一人ひとりが非常持出品等の準備○備蓄倉庫への個人の備蓄品等の保管

③避難所等で生活

	想定される行動や取組	事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)
2, 3ヶ月(～半年)	■指定避難所等での生活 <ul style="list-style-type: none">・西地域には、十分な数の津波災害時の指定避難所がないことから、地域外での生活を見据えた対応・一定期間、生活インフラ（電気、ガス、水道）が使えない状況下での生活	■避難所の確保 <ul style="list-style-type: none">●周辺市町村との連携も見据えた避難所の確保 ■避難所運営マニュアルの周知 <ul style="list-style-type: none">◎住民が主体となった避難所運営体制の構築に向け、避難所運営マニュアルの周知や訓練の実施 ■地域外の避難所等での生活に関する理解 <ul style="list-style-type: none">○住民一人ひとりが地域外の避難所生活を強いられる可能性があることへの理解 ■生活インフラの強靱化 <ul style="list-style-type: none">●老朽化対策の推進●関係機関との連携のもと早期復旧を図る体制の強化

2-2. 応急期への備え

(1) 基本的な考え方

地域ワークショップの参加者の段階的な住まいの場に関する意向を見ると、応急期においても地域内で住み続けたいという意向が高くなっています。ただし、西地域は、想定される津波浸水想定区域が広く、応急仮設住宅の建設候補地は限られている状況にあり、地域外での安全な場所での応急期の生活を見据えることとします。

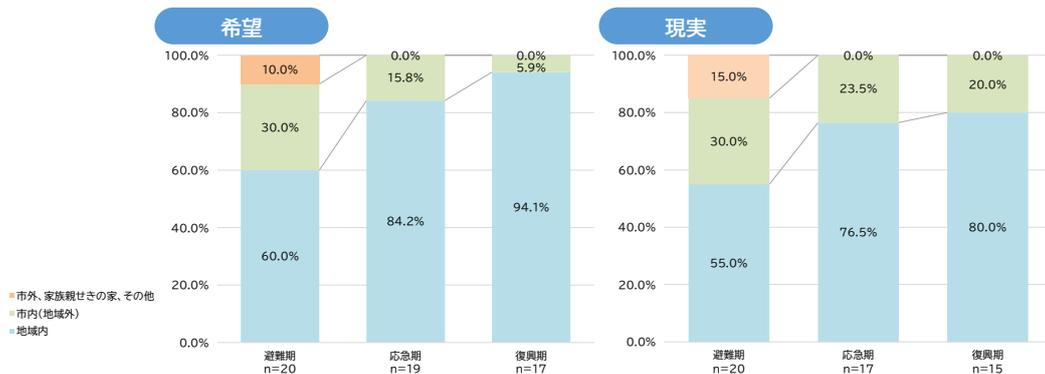


図 ワークショップ参加者の段階的な住まいの場の意向

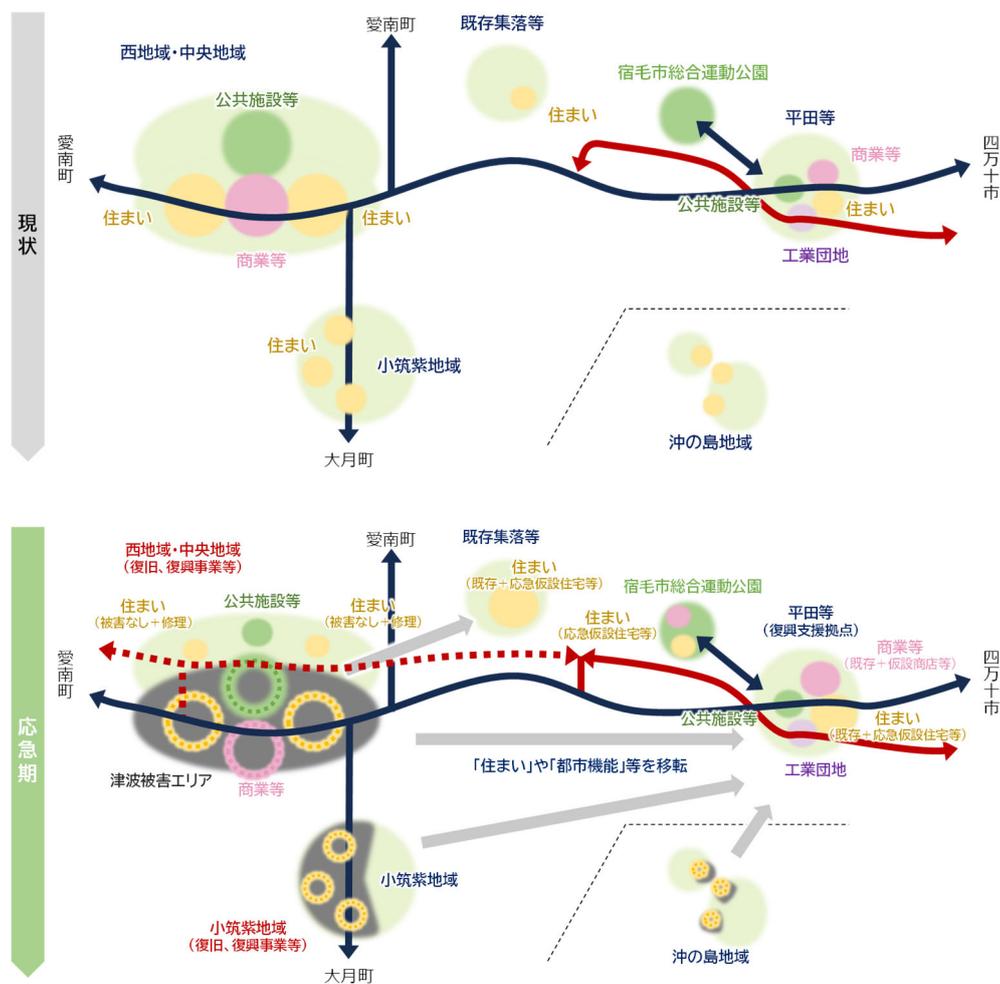


図 現状と応急期のまちのイメージ

(2) 応急期における備え

応急期において、地域住民の皆様がとるべき行動や取組に応じた「事前の備え」について整理します。

④仮設住宅等で生活

想定される行動や取組

事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)

2年(5年)

■地域外の応急仮設住宅への入居

- ・地域外（例えば、平田・山奈・橋上等）の建設型応急住宅への入居
- ・地域コミュニティ等に配慮しながら応急仮設住宅へ入居

■安全な地域での仮住まい

- ・家族の家など、安全な地域での仮住まいの確保
- ・地域外での生活の際は、地域との連絡体制の構築

■復興まちづくりの方針検討

- ・復興まちづくりの方針が決まるまでは、建築物等の新築（改築）を進めないよう調整
- ・復興まちづくりの方針検討のための議論等

■建設型応急住宅の建設候補地の確保

- ◎市有地以外の建設型応急住宅の建設候補地の確保
- ◎民有地の候補地における土地所有者等との事前調整

■賃貸型応急住宅等の事前検討

- 活用可能な公営住宅、空家等のリスト化

■他地域での応急期の生活に関する事前の理解

- 応急期は、住民一人ひとりが地域外での生活を強いられる可能性があることへの理解

■応急期の生活の場と西地域の移動を支える公共交通等の事前検討

- 安全な地域（例えば、平田・山奈・橋上等）と西地域の移動を支える公共交通等の検討

■雇用の維持に向けた取組

- ◎漁港や漁業施設（養殖施設を含む）、共同利用施設等の早期復旧に向けた事前検討（補助制度の理解、早期復旧する漁港等の方針等）

(3) 応急仮設住宅の確保

津波の浸水深が2m以上となると、木造家屋等の全壊する可能性が高まると言われています。試算として、国勢調査の小地域別に浸水深2m以上に含まれる建物比率を算出し、それを世帯数に乗じることで、甚大な被害を受ける可能性のある世帯数を試算しました。

西地域で津波によって甚大な被害が想定される世帯数は約1,750世帯(市全体では約4,580世帯)となっています。津波浸水想定区域が広がる西地域では、応急仮設住宅の建設候補地の確保は困難であり、平田・山奈・橋上等での応急期の生活を想定する必要があります。

また、市全体の津波によって甚大な被害を受けた世帯の3割程度の約1,370世帯が応急仮設住宅への入居を行うとなった場合、建設候補地が不足することが想定され、市全体で民有地等を含めた建設候補地の選定を行うことが重要です。

表 地域別の甚大な被害が想定される世帯数の目安

地域区分	世帯数 (R2 国勢調査)	甚大な被害が 想定される世帯数	比率
高砂	396	396	100%
片島	491	440	90%
大島	213	200	94%
西片島	55	55	100%
西町	474	341	72%
藻津	93	86	92%
宇須々木	93	64	69%
港南台	220	22	10%
樺	18	15	83%
池島	38	37	97%
自由ヶ丘	128	0	0%
大深浦	98	50	51%
小深浦	58	31	53%
新港	12	12	100%
西地域合計	2,387	1,749	73%

2-3. 復興期への備え

(1) 基本的な考え方

西地域での生活を取り戻し、住み続けて良かった、ここで再建をして良かったと思えるまちの実現を図るため、西地域の魅力を維持・創出する復興まちづくりを目指します。

(2) 復興期における備え

復興期においては、「西地域の復興まちづくりの姿」で示す「大規模災害が発生した際の西地域の復興方針等」に示した項目を示すとともに、項目に応じた「事前の備え」について整理します。

⑤生活を取り戻す

想定される行動や取組
(復興まちづくりの姿)

事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)

【命を守る】

- まちの安全を高める海岸堤防等の整備
- 危険な区域における居住の制限
- 海岸堤防等の整備
 - 関係機関と連携のもと海岸堤防等の整備促進
- 事前の集団移転の検討
 - ◎防災集団移転等の理解を深め、事前の集団移転の検討

【生活を再建する】

- 安全な住まいの確保
- 既存住宅団地の活用
- 新たな住まいの確保に向けた検討
- 市民の生活や産業活動等を支える道路ネットワークの形成
- 航路の拠点としての復旧・復興
- 生活利便性の高いまちの形成
- 安全かつ利便性の高いエリア等への移転の検討
- 円滑な復興の推進に向けた条件整備
 - 地籍調査の推進
- 安全な住まいの確保
 - 関係機関との連携のもと、高規格道路の整備に伴う新たな造成地の確保に向けた検討
 - 既存住宅団地への差し込み式での入居が可能な空地や空家のリスト化
 - 再建時には、他地域への移転も見据える必要があることへの理解
 - 浸水区域外の公営住宅等の計画的な更新
- 交通ネットワークの強化
 - 関係機関との連携のもと、高規格道路の整備促進
 - ◎公共交通の維持、利用促進
 - ◎沖の島航路の維持・活用促進
- 生活を支える施設等の維持、活性化
 - 公共公益施設等における災害対策の推進と事前の高台移転等の検討

それ以降

⑤生活を取り戻す（続き）

想定される行動や取組
(復興まちづくりの姿)

事前の備え (主として、○：住民、地域、●：市、◎：協働)

それ以降

【なりわいを再生する】

- 文旦をはじめとする樹園地等の復旧・復興
- 農業生産基盤等の復旧・復興
- 漁業の再建
- 宿毛港湾を核とする産業拠点の形成
- 地場産業の再興
- 大島等を活かした観光振興

■各種支援制度等の整理

- 各種の被災者支援制度や活用可能な復興事業等の整理

■第一次産業の振興

- ◎担い手確保や生産基盤の強化等による第一次産業の振興
- ◎大規模災害時における漁港の集約に関する事前検討

■商工業の振興

- 企業誘致や創業支援、経営基盤の強化の支援等により、活力と賑わいを生み出す産業振興
- 高規格道路や宿毛湾港等を活かした産業団地の形成

■観光振興

- ◎咸陽島や大島桜公園等の観光資源の活用により、観光地としての魅力向上

【歴史・文化を継承する】

- 地域を象徴する資源を活かした復旧・復興
- 地域に根付いた祭り等の再興

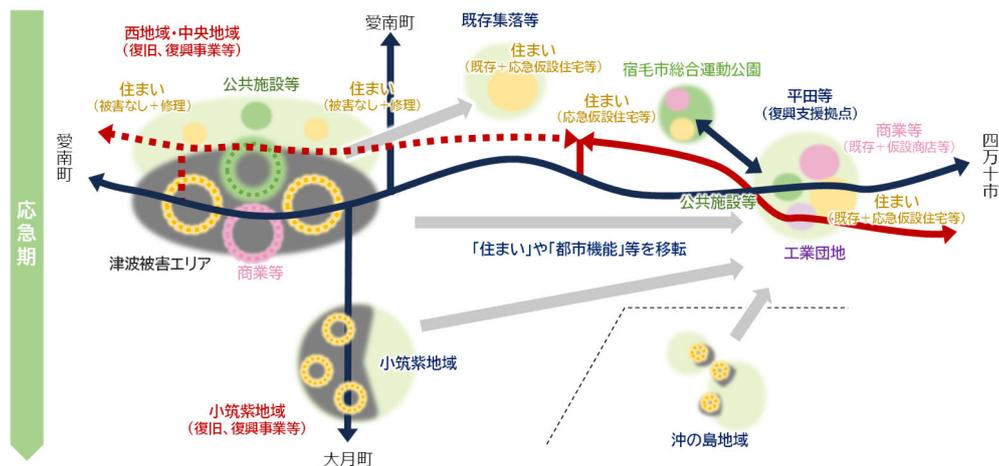
■地域コミュニティの維持・活性化

- 人口減少等が進行する中で、地域の祭りやイベントの継続

(3) 応急期と復興期のまちのイメージ

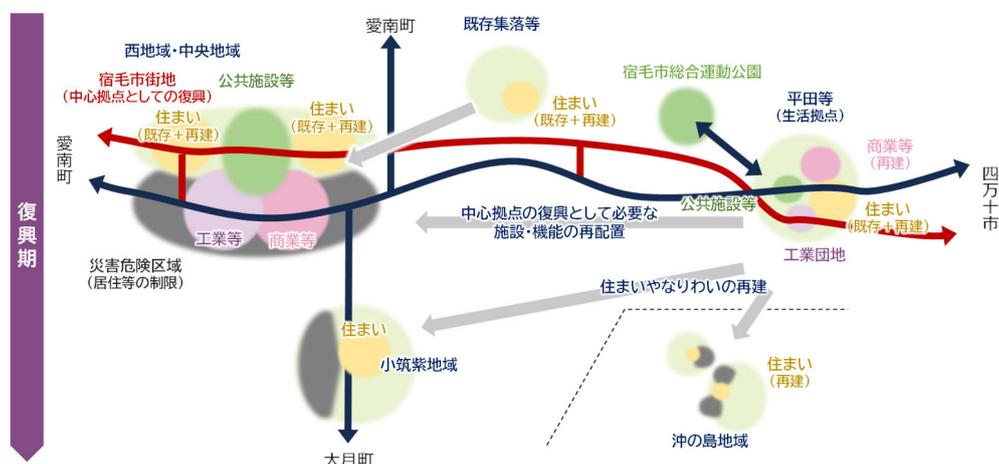
■ 応急期

- ・津波によって甚大な被害を受けた住まいや商業、各種施設等について、安全な地域での一時的な機能確保を行います。
- ・西地域内では、応急仮設住宅の建設地として速やかに確保できる土地が限られることから、宿毛市総合運動公園や平田・山奈・橋上等を活用します。
- ・平田・山奈等での住まいの確保の際は、早期に再建を図ることが可能であることから、恒久的な住まいの再建との調整を図ります。



■ 復興期

- ・西地域において、再度被害を受けない安全な土地での住まいの再建等を促します。
- ・まちの活力や賑わいを生み出す産業の誘致や再建を促すとともに、公共施設等の再配置を図ります。
- ・人口減少が進む中で、持続発展するまちとして、コンパクトなまちの再建を図ります。
- ・平田・山奈等での早期再建を選択する住民等の支援を図り、暮らしやすいまちづくりの実現を図ります。



3. 西地域の復興まちづくりの姿

3-1. 復興の基本目標

大規模災害が発生した際を想定した西地域の復興における基本目標等を以下のように定めます。

■復興の基本目標

市の活力を担い、魅力ある人・もの・心が行き交う 生産・産業・交流拠点としての復興

- ・既存の住宅地や産業基盤（果樹園や漁港、工業団地等）、観光施設等の再興を図るとともに、高規格道路の整備をはじめとした新たな都市基盤等の整備により、本市の生産や産業等を支える拠点としての復興を目指します。
- ・また、高規格道路や片島港などの交通ネットワークを活かし、魅力ある人・もの・心（地域住民同士、来訪者との交流等）が行き交う拠点としての復興を目指します。

3-2. 復興方針

市全体の復興目標で掲げた4つの柱に基づき、大規模災害の発生後を想定した西地域の復興方針等を以下のように定めます。

命を守る

再び災害が発生したとしても市民の命を守ることができる安全なまちの形成

■まちの安全を高める海岸堤防等の整備

- ・関係機関と連携し、L1 津波に対応した海岸堤防の整備促進を図る。なお、景観等に配慮した防潮堤の整備方法を検討する。

■危険な区域における居住の制限

- ・再度被害が発生するおそれのある区域は、災害危険区域の指定等により、居住の制限を行う。

生活を再建する

安全・安心な住まいと生活環境の再建

■安全な住まいの確保

- ・防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の活用により、津波被害を受けることのない安全な住まいの確保を図る。
- ・漁村又は農村集落においては、被災した際の漁業・農業の継続意向や職住近接・職住分離に関する意向、コミュニティの維持等を踏まえながら、安全な住まいの確保を図る。

■既存住宅団地の活用

- ・既存の住宅団地（自由ヶ丘・西町・港南台）の空家や低未利用地等を活かした安全な住まいの確保を図る。
- ・市営住宅の更新等とあわせた安全な住まいの確保を図る。

■新たな住まいの確保に向けた検討

- ・高規格道路及び高規格道路 IC へのアクセス道路の整備と併せた安全な住まいの確保を検討する。
- ・市役所の背後地にて、高規格道路の整備と整合を図りながら安全な住まいの確保や公共公益施設の集約等を検討する。

■市民の生活や産業活動等を支える道路ネットワークの形成

- ・高規格道路の整備促進を図る。
- ・新たな住まいの確保とあわせて、既存の住宅団地を東西に結ぶ動線の確保を検討する。
- ・住まいの再建の場を踏まえながら、国道 56 号や小筑紫方面等へのアクセス道の強化を図る。

■航路の拠点としての復旧・復興

- ・沖の島への唯一の定期航路となる片島港の早期再建を図る。
- ・航路の起終点として、魅力を高める。

■生活利便性の高いまちの形成

- ・高規格道路 IC との近接性を活かした利便性の高い住まいの再建を図る。
- ・住まいの再建に当たっては、近接した場所に生活サービス施設等の立地を促し、生活しやすいまちの復興を検討する。

■安全かつ利便性の高いエリア等への移転の検討

- ・津波の被害を受けず、医療施設や商業施設等が立地している平田・山奈等への移転等を検討する。

なりわいを再生する

魅力と活力あふれる働く場の維持・創出

■文旦をはじめとする樹園地等の復旧・復興

- ・本市の特産品である文旦をはじめとする樹園地等の農業基盤の復旧・復興を図る。
- ・農業用施設等の復旧・復興を図る。

■漁業の再建

- ・大島（県管理第 2 種）、宇須々木（市管理第 1 種）、藻津（市管理第 2 種）、池島（市管理第 1 種）の各漁港は、担い手の状況等を踏まえながら、集約も見据えた復旧方針を検討する。
- ・漁港や養殖施設の早期再建、復興を図る。
- ・漁港の背後地については、作業場の確保や水産関連産業等の誘致を図る。

■宿毛湾港を核とする産業拠点の形成

- ・宿毛湾港を核として、産業拠点の形成を促す。
- ・高規格道路 IC と宿毛湾港の動線強化により、魅力ある産業団地の形成を図る。
- ・住宅の移転元地（災害危険区域）を活用し、地域の活性化に寄与する土地利用を検討する。

■地場産業の再興

- ・既存の造船業や水産加工等の産業の再興を促す。

■大島等を活かした観光振興

- ・咸陽島や大島桜公園をはじめとした観光資源を活かし、交流人口の増加を図る。

歴史・文化を継承する

次世代への地域資源の継承と更なる魅力の発揮・まちの活性化

■地域を象徴する資源を活かした復旧・復興

- ・咸陽島や大島の桜等、地域を代表する美しい資源について、復興のシンボルとして復旧・復興を図る。

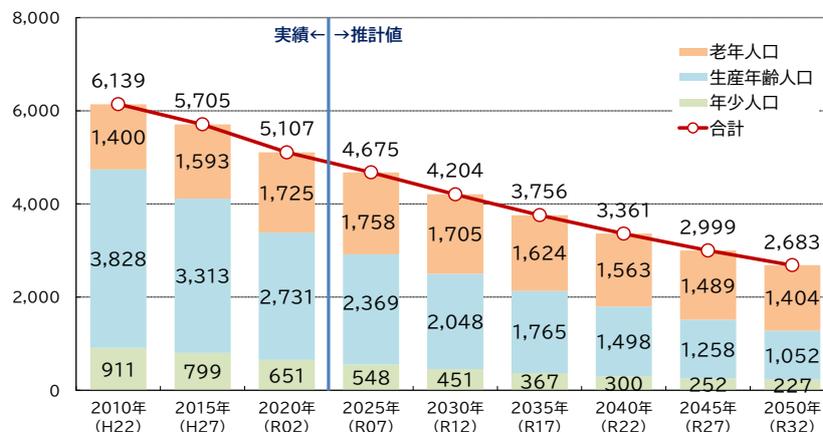
■地域に根付いた祭り等の再興

- ・池島盆踊りや西町音頭、片島秋祭り、大深浦秋祭りなど、地域の各種の祭り・イベント等を継承し、地域の活力や絆を紡ぐ。

■参考：人口動向

西地域（大島小学校区、咸陽小学校区）の人口動向をみると、令和2年の人口は5,107人となっていますが、令和17年には3,756人（R2年比：74%）、令和27年には2,999人（R2年比：59%）まで減少する可能性があります。

持続可能なまちとしての復興には、ある程度の規模を持った市街地・集落の形成を図る観点が重要になります。

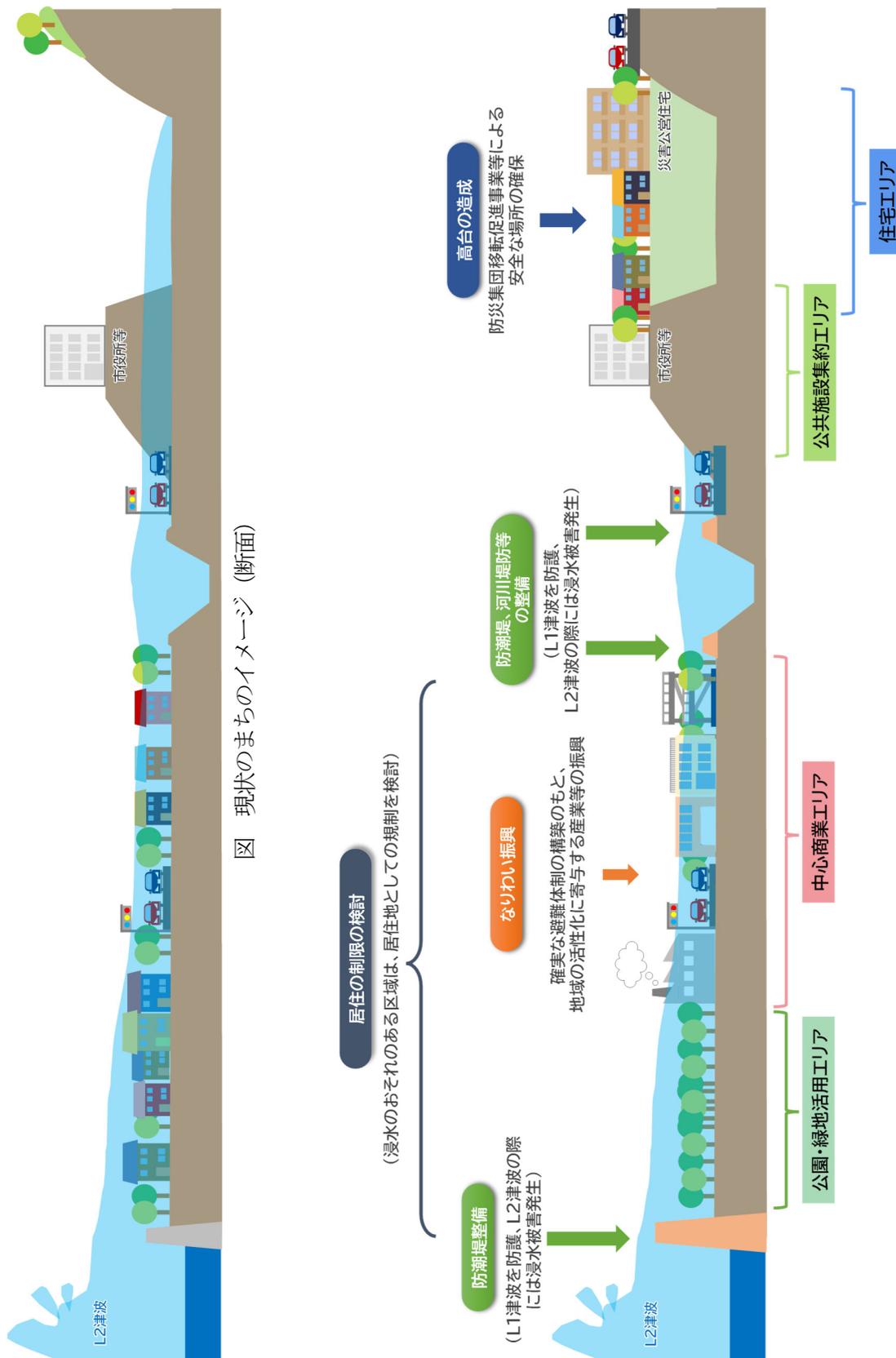


※平成22年から令和2年の人口増減の傾向が続くものと仮定して、コーホート変化率法を用いて独自に推計を行ったもの

図 人口の推移と将来人口推計

3-3. 復興まちづくりイメージ

大規模災害が発生した際に想定した復興まちづくりイメージを示します。

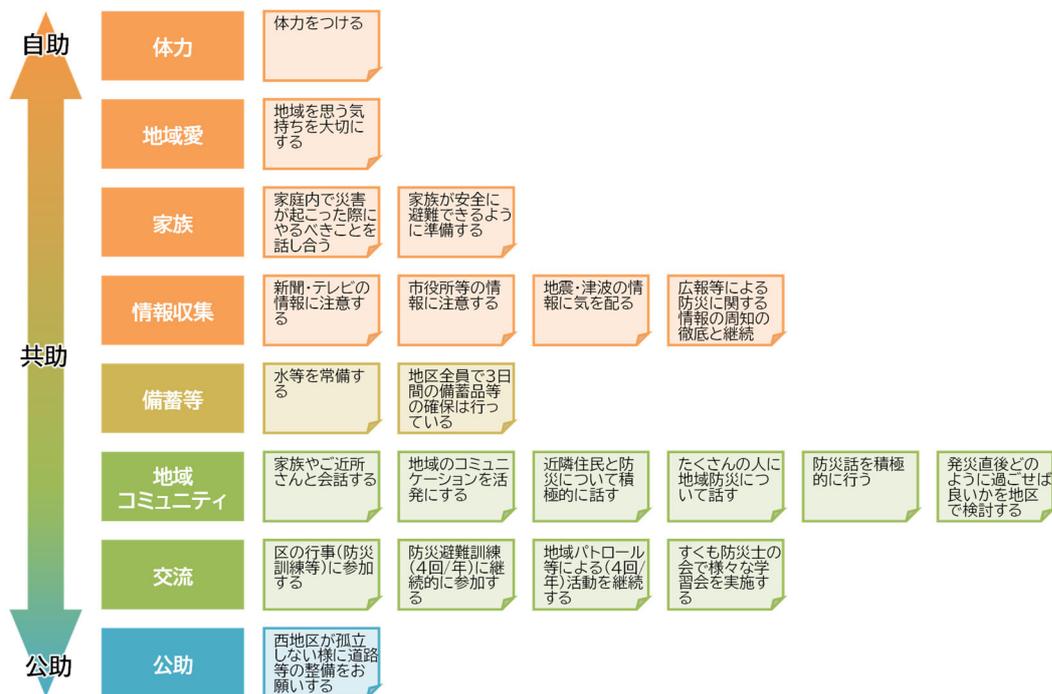


■参考：西地域の未来を描く「やってみよう（かな）宣言」

地域ワークショップにおいて、西地域の防災や事前復興まちづくりの推進に向け、参加者一人ひとりが取組めることを「やってみよう（かな）宣言」として整理していただきました。

これらは、復興事前準備の取組の一つとして、市民一人ひとりの取組が、市全体の事前復興まちづくりの推進につながるものとなります。

宣言	
<ul style="list-style-type: none"> ・平時の取組で有事の際に家族を守る ・地区から一人の犠牲者も出さない 	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の方達のつながりを大切にしたい ・防災意識向上化計画



第1回



第2回



第3回



第4回



第5回



第6回

第3章 中央地域の事前復興まちづくり計画

1. 中央地域の概要

中央地域は、本市の中心部として都市機能の集積が見られ、また、宿毛駅は鉄道やバス等の公共交通の結節点となっています。

平地部の大部分に 5.0m以上の津波浸水深が想定されており、宿毛駅周辺や既成市街地等において甚大な被害が生じる可能性を有しています。

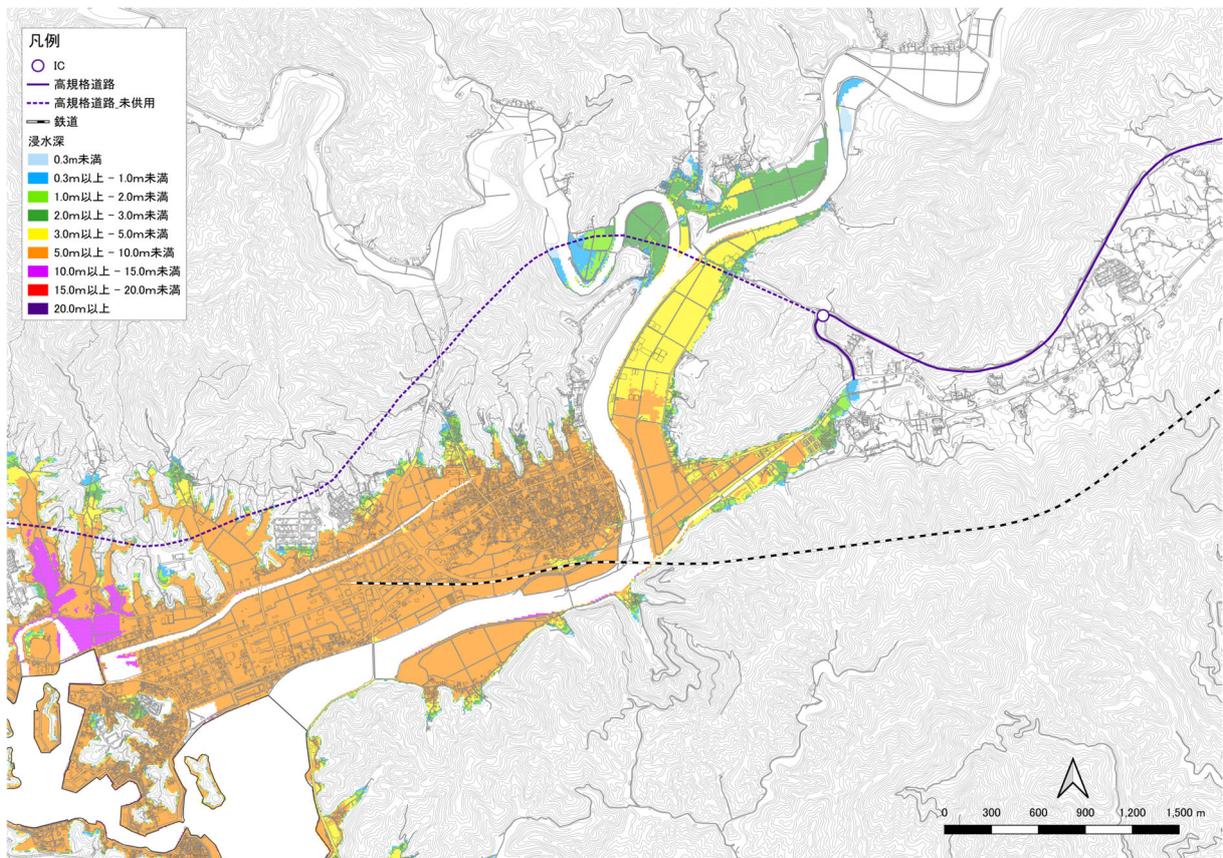


図 中央地域の津波浸水想定

出典：令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について

2. 中央地域の復興まちづくりの実現に向けた備え

2-1. 大規模災害の発生から避難生活までの段階に応じた備え

大規模災害の発生から避難生活までの時間経過に応じた地域住民の皆様がとるべき行動や取組とともに、行動や取組を踏まえた「事前の備え」について整理します。

①津波から逃げる

想定される行動や取組	事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)
<p>■揺れから命を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震が発生した際には、命を守るために身の安全の確保 <p>■速やかな避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 揺れがおさまったら避難場所等へ速やかな避難 	<p>■家屋等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○揺れから命を守るとともに、建物倒壊等による避難の支障とならないように、家屋等の耐震化 <p>■家具類の転倒等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震による家具の転倒・落下・移動を防ぐため家具類の固定 <p>■地震火災への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎空家等の除却 <p>■避難経路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎舗装や手すり、照明設備等の整備 ◎避難路沿いのブロック塀等の除却・建て替え ●橋梁の耐震化の推進 <p>■避難訓練等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練等への積極的な参加 ○避難場所や避難経路の事前確認 <p>■車避難のルール化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車避難に関するルール等の検討 <p>■的確な情報伝達の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線等の整備 ◎宿毛市防災アプリの周知

震災直後〜10分

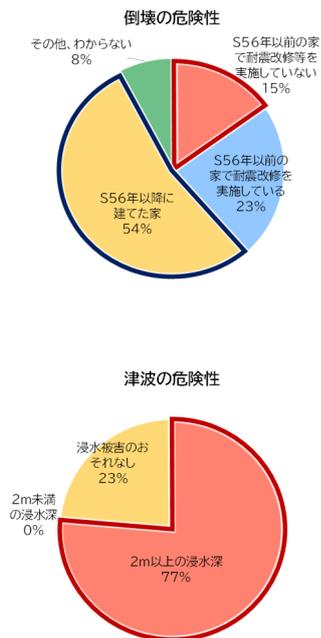


図 WS 参加者の災害リスク

②救助を待つ

	想定される行動や取組	事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)
1日～7日	■指定緊急避難場所等での滞在 <ul style="list-style-type: none">・津波が収束し、浸水被害がおさまり、安全な移動が可能となるまで、又は、救援・救助が来るまでの期間、指定緊急避難場所等での一時的な滞在	■避難場所の環境整備 <ul style="list-style-type: none">◎指定緊急避難場所での一時的な滞在に向け、主要な避難場所への備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄 ■非常持出品等の準備 <ul style="list-style-type: none">○住民一人ひとりが非常持出品等の準備○備蓄倉庫への個人の備蓄品等の保管

③避難所等で生活

	想定される行動や取組	事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)
2, 3ヶ月(～半年)	■指定避難所等での生活 <ul style="list-style-type: none">・中央地域には、十分な数の津波災害時の指定避難所がないことから、地域外での生活を見据えた対応・一定期間、生活インフラ（電気、ガス、水道）が使えない状況下での生活	■避難所の確保 <ul style="list-style-type: none">●周辺市町村との連携も見据えた避難所の確保 ■避難所運営マニュアルの作成と周知 <ul style="list-style-type: none">◎住民が主体となった避難所運営体制の構築に向け、避難所運営マニュアルの作成と周知 ■地域外の避難所等での生活に関する理解 <ul style="list-style-type: none">○住民一人ひとりが地域外の避難所生活を強いられる可能性があることへの理解 ■生活インフラの強靱化 <ul style="list-style-type: none">●老朽化対策の推進●関係機関との連携のもと早期復旧を図る体制の強化

2-2. 応急期への備え

(1) 基本的な考え方

地域ワークショップの参加者の段階的な住まいの場に関する意向を見ると、応急期においても地域内で住み続けたいという意向が高くなっています。ただし、中央地域は、想定される津波浸水想定区域が広く、応急仮設住宅の建設候補地は限られている状況にあり、地域外での安全な場所での応急期の生活を見据えることとします。



図 ワークショップ参加者の段階的な住まいの場の意向

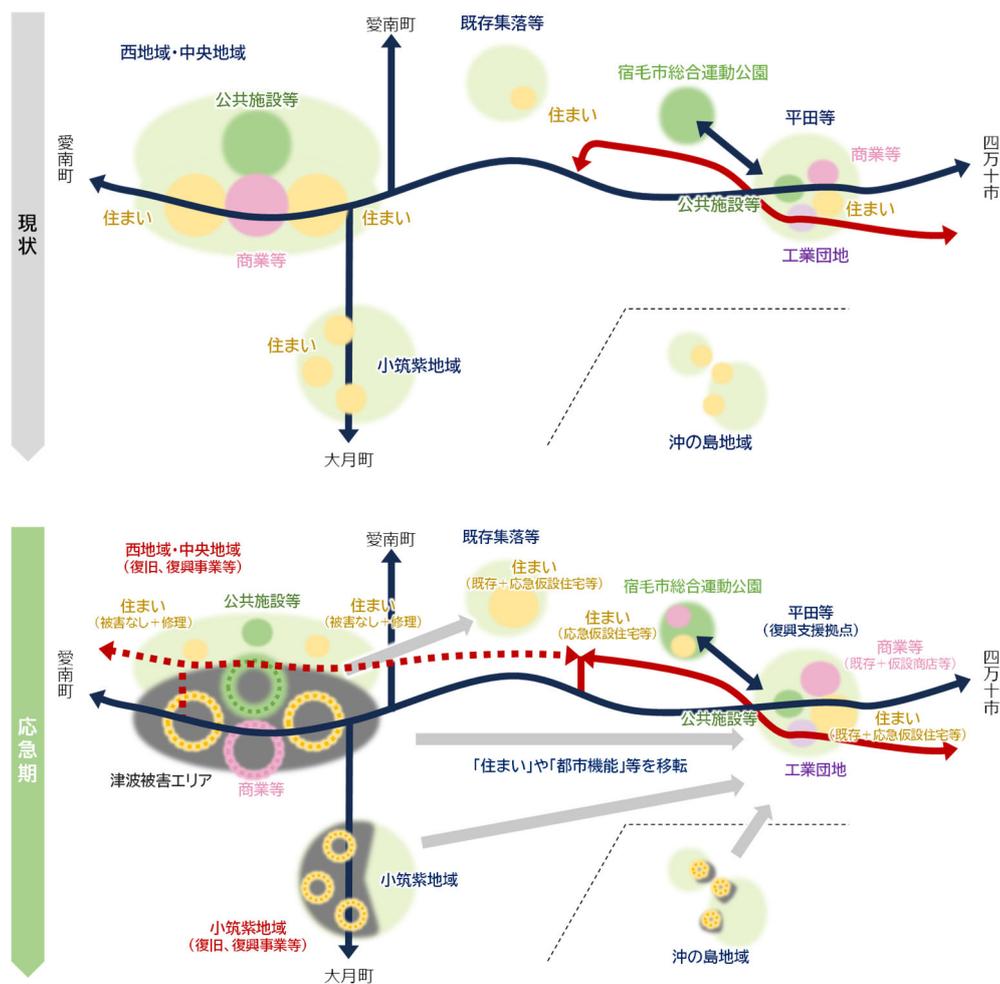


図 現状と応急期のまちのイメージ

(2) 応急期における備え

応急期において、地域住民の皆様がとるべき行動や取組に応じた「事前の備え」について整理します。

④仮設住宅等で生活

想定される行動や取組	事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)
<p>2年(5年)</p> <ul style="list-style-type: none">■地域外の応急仮設住宅への入居<ul style="list-style-type: none">・地域外(例えば、平田・山奈・橋上等)の建設型応急住宅への入居・地域コミュニティ等に配慮しながら応急仮設住宅へ入居■安全な地域での仮住まい<ul style="list-style-type: none">・家族の家など、安全な地域での仮住まいの確保・地域外での生活の際は、地域との連絡体制の構築■復興まちづくりの方針検討<ul style="list-style-type: none">・復興まちづくりの方針が決まるまでは、建築物等の新築(改築)を進めないよう調整・復興まちづくりの方針検討のための議論等	<ul style="list-style-type: none">■建設型応急住宅の建設候補地の確保<ul style="list-style-type: none">◎市有地以外の建設型応急住宅の建設候補地の確保◎民有地の候補地における土地所有者等との事前調整■賃貸型応急住宅等の事前検討<ul style="list-style-type: none">●活用可能な公営住宅、空家等のリスト化■他地域での応急期の生活に関する事前の理解<ul style="list-style-type: none">○応急期は、住民一人ひとりが地域外での生活を強いられる可能性があることの理解■応急期の生活の場と中央地域の移動を支える公共交通等の事前検討<ul style="list-style-type: none">●安全な地域(例えば、平田・山奈・橋上等)と中央地域の移動を支える公共交通等の検討

(3) 応急仮設住宅の確保

津波の浸水深が2m以上となると、木造家屋等の全壊する可能性が高まると言われています。試算として、国勢調査の小地域別に浸水深2m以上に含まれる建物比率を算出し、それを世帯数に乗じることで、甚大な被害を受ける可能性のある世帯数を試算しました。

中央地域で津波によって甚大な被害が想定される世帯数は約2,026世帯(市全体では約4,580世帯)となっています。津波浸水想定区域が広がる中央地域では、応急仮設住宅の建設候補地の確保は困難であり、平田・山奈・橋上等での応急期の生活を想定する必要があります。

また、市全体の津波によって甚大な被害を受けた世帯の3割程度の約1,370世帯が応急仮設住宅への入居を行うとなった場合、建設候補地が不足することが想定され、市全体で民有地等を含めた建設候補地の選定を行うことが重要です。

表 地域別の甚大な被害が想定される世帯数の目安

地域区分	世帯数 (R2 国勢調査)	甚大な被害が想定 される世帯数	比率
桜町	79	69	87%
与市明	121	76	63%
萩原	136	128	94%
長田町	121	119	98%
幸町	150	150	100%
松田町	110	32	29%
中央	689	689	100%
南沖須賀	16	16	100%
駅前町	77	77	100%
宿毛	20	9	45%
宿毛新田	220	218	99%
野地、草木藪	59	0	0%
四季の丘	181	5	3%
錦	86	60	70%
坂ノ下	142	122	86%
貝塚	266	117	44%
駅東町	30	30	100%
二ノ宮	198	11	6%
中角	48	0	0%
和田	278	98	35%
さくらが丘	107	0	0%
押ノ川	155	0	0%
山北	39	0	0%
中央地域合計	3,328	2,026	61%

2-3. 復興期への備え

(1) 基本的な考え方

中央地域での生活を取り戻し、住み続けて良かった、ここで再建をして良かったと思えるまちの実現を図るため、中央地域の魅力を維持・創出する復興まちづくりを目指します。

(2) 復興期における備え

復興期においては、「中央地域の復興まちづくりの姿」で示す「大規模災害が発生した際の中央地域の復興方針等」に示した項目を示すとともに、項目に応じた「事前の備え」について整理します。

⑤生活を取り戻す

想定される行動や取組
(復興まちづくりの姿)

事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)

【命を守る】

- まちの安全を高める海岸堤防等の整備
- 危険な区域における居住の制限
- 海岸堤防等の整備
 - 関係機関と連携のもと海岸堤防等の整備促進
- 事前の集団移転の検討
 - ◎防災集団移転等の理解を深め、事前の集団移転の検討

【生活を再建する】

- 安全な住まいの確保
- 既存住宅団地の活用
- 新たな住まいの確保に向けた検討
- 市民の生活や産業活動等を支える道路ネットワークの形成
- 生活利便性の高いまちの形成
- 安全かつ利便性の高いエリア等への移転の検討
- 公共交通の確保
- 円滑な復興の推進に向けた条件整備
 - 地籍調査の推進
- 安全な住まいの確保
 - 関係機関との連携のもと、高規格道路の整備に伴う新たな造成地の確保に向けた検討
 - 既存住宅団地への差し込み式での入居が可能な空地や空家のリスト化
 - 再建時には、他地域への移転も見据える必要があることへの理解
 - 浸水区域外の公営住宅等の計画的な更新
- 交通ネットワークの強化
 - 関係機関との連携のもと、高規格道路の整備促進
 - ◎公共交通の維持、利用促進
- 生活を支える施設等の維持、活性化
 - 公共公益施設等における災害対策の推進と事前の高台移転等の検討

それ以降

⑤生活を取り戻す（続き）

想定される行動や取組
(復興まちづくりの姿)

事前の備え (主として、○：住民、地域、●：市、◎：協働)

それ以降

【なりわいを再生する】

- 農業生産基盤等の復旧・復興
- 市役所周辺の拠点性の強化
- 既成市街地における賑わい創出
- 移転元地を活用した地域活性化

■各種支援制度等の整理

- 各種の被災者支援制度や活用可能な復興事業等の整理

■第一次産業の振興

- ◎担い手確保や生産基盤の強化等による第一次産業の振興

■商工業の振興

- 企業誘致や創業支援、経営基盤の強化の支援等により、活力と賑わいを生み出す産業振興

【歴史・文化を継承する】

- 地域に根付いた祭り等の再興

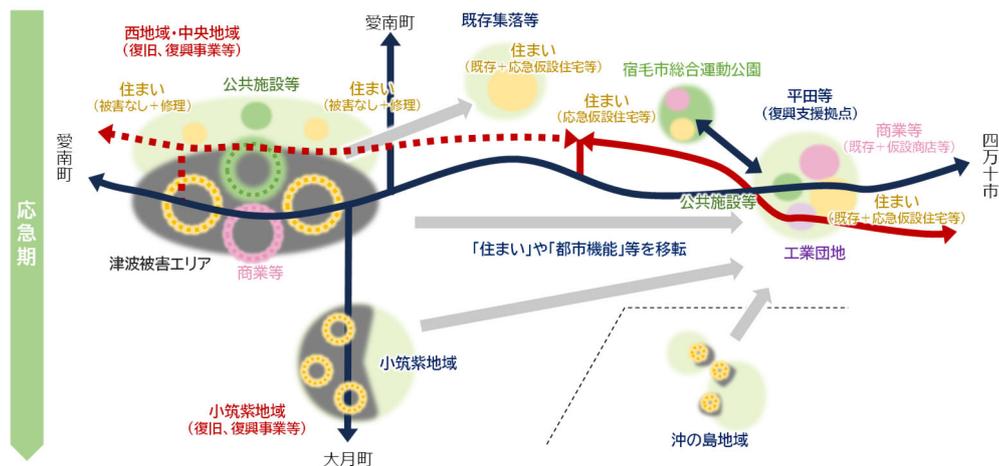
■地域コミュニティの維持・活性化

- 人口減少等が進行する中で、地域の祭りやイベントの継続

(3) 応急期と復興期のまちのイメージ

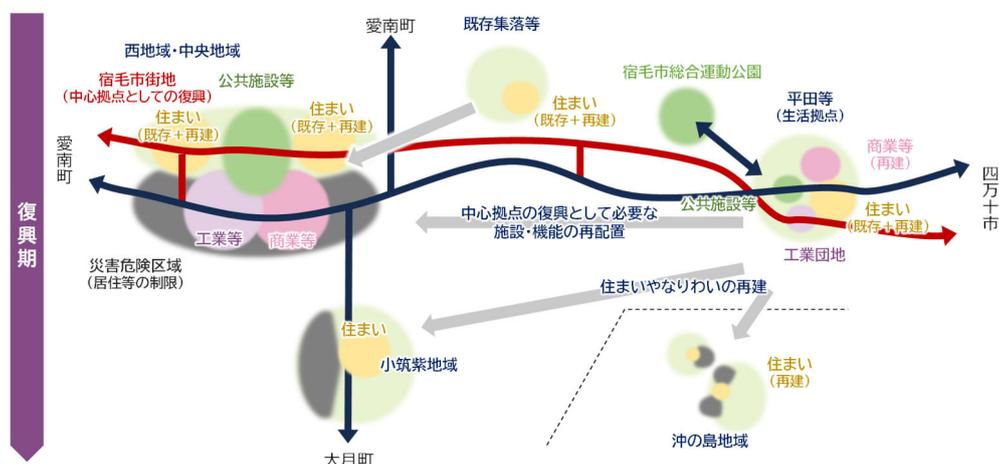
■応急期

- ・津波によって甚大な被害を受けた住まいや商業、各種施設等について、安全な地域での一時的な機能確保を行います。
- ・中央地域内では、応急仮設住宅の建設地として速やかに確保できる土地が限られることから、宿毛市総合運動公園や平田・山奈・橋上等を活用します。
- ・平田・山奈等での住まいの確保の際は、早期に再建を図ることが可能であることから、恒久的な住まいの再建との調整を図ります。



■復興期

- ・中央地域で、再度の被害を受けない安全な土地での住まいの再建等を促します。
- ・まちの活力や賑わいを生み出す産業機能の誘致や再建を促すとともに、公共施設等の再配置を図ります。
- ・人口減少が進む中で、持続発展するまちとして、コンパクトなまちの再建を図ります。
- ・平田・山奈等での早期再建を選択する住民等の支援を図り、暮らしやすいまちづくりの実現を図ります。



3. 中央地域の復興まちづくりの姿

3-1. 復興の基本目標

大規模災害が発生した際を想定した中央地域の復興における基本目標等を以下のように定めます。

■復興の基本目標

魅力のつまった市の中心拠点として、夢や希望を紡ぐ復興

- ・既存の住宅地や産業基盤、観光施設等の復興を図るとともに、高規格道路の整備をはじめとした新たな都市基盤等の整備により、本市の中心拠点として夢のある復興を図ります。
- ・また、高規格道路や鉄道駅などの交通ネットワークの形成における拠点として、人・もの・心（地域住民同士、来訪者との交流等）が行き交う拠点としての復興を図ります。
- ・一方、大規模災害が発生した際には、市民一人ひとりが気落ち、疲弊してしまう状況になります。そのような中でも、夢や希望を持って、本市や中央地域の未来を描く復興まちづくりを目指します。

3-2. 復興方針

市全体の復興目標で掲げた4つの柱に基づき、大規模災害の発生後を想定した中央地域の復興方針等を以下のように定めます。

命を守る

再び災害が発生したとしても市民の命を守ることができる安全なまちの形成

■まちの安全を高める海岸堤防等の整備

- ・関係機関と連携し、L1 津波に対応した松田川の河川堤防等の整備促進を図る。

■危険な区域における居住の制限

- ・再度被害が発生するおそれのある区域は、災害危険区域の指定等により、居住の制限を行う。

生活を再建する

安全・安心な住まいと生活環境の再建

■安全な住まいの確保

- ・防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の活用により、津波被害を受けることのない安全な住まいの確保を図る。

■既存住宅団地の活用

- ・既存の住宅団地（四季の丘・貝塚）の空家や低未利用地等を活かした安全な住まいの確保を図る。
- ・市営住宅の更新等とあわせた安全な住まいの確保を図る。

■新たな住まいの確保に向けた検討

- ・既成市街地における商業施設等の再建とあわせて、山裾の造成等による安全な住まいの確保を検討する。

■市民の生活や産業活動等を支える道路ネットワークの形成

- ・高規格道路の整備促進を図る。
- ・住まいの再建の場を踏まえながら、国道 56 号や平田方面、小筑紫方面等へのアクセス道の強化を図る。

■生活利便性の高いまちの形成

- ・国道 56 号へのアクセス利便性が高い特性等を活かし、住まいや商業施設等の再建を図る。

■安全かつ利便性の高いエリア等への移転の検討

- ・津波の被害を受けず、医療施設や商業施設等が立地している平田・山奈等への移転等を検討する。

■公共交通の確保

- ・土佐くろしお鉄道が被災した際には、その再建は、困難であることが想定されるため、BRT（バス高速輸送システム）等の新たなモビリティとしての再整備も見据える。

なりわいを再生する

魅力と活力あふれる働く場の維持・創出

■農業生産基盤等の復旧・復興

- ・和田や坂ノ下等に広がる農地は、早期の復旧・復興を図る。
- ・農業用施設等の復旧・復興を図る。

■市役所周辺の拠点性の強化

- ・現在の公共施設の集積や新たな居住地の確保等とあわせて、商業施設等の集積を促し、拠点としての強化を図る。

■既成市街地における賑わい創出

- ・既成市街地では、商業施設の再建を促すとともに、復興のシンボルとなる施設や空間の整備等を検討する。

■移転元地を活用した地域活性化

- ・住宅の移転元地（災害危険区域）を活用し、地域の活性化に寄与する土地利用を検討する。

歴史・文化を継承する

次世代への地域資源の継承と更なる魅力の発揮・まちの活性化

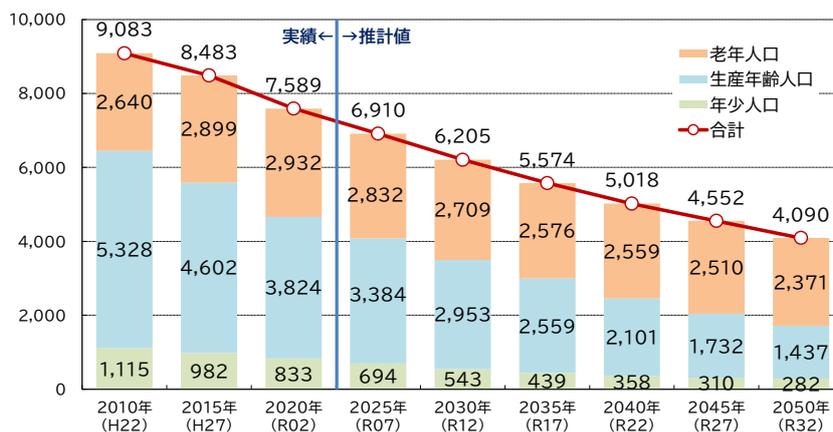
■地域に根付いた祭り等の再興

- ・地域の各種の祭り・イベント等を継承し、地域の活力や絆を紡ぐ。

■参考：人口動向

中央地域（宿毛小学校区、旧松田小学校区）の人口動向をみると、令和2年の人口は7,589人となっていますが、令和17年には5,574人（R2年比：73%）、令和27年には4,552人（R2年比：60%）まで減少する可能性があります。

持続可能なまちとしての復興には、ある程度の規模を持った市街地・集落の形成を図る観点が必要になります。



※平成22年から令和2年の人口増減の傾向が続くものと仮定して、コーホート変化率法を用いて独自に推計を行ったもの

図 人口の推移と将来人口推計

3-3. 復興まちづくりイメージ

大規模災害が発生した際を想定した復興まちづくりイメージを示します。

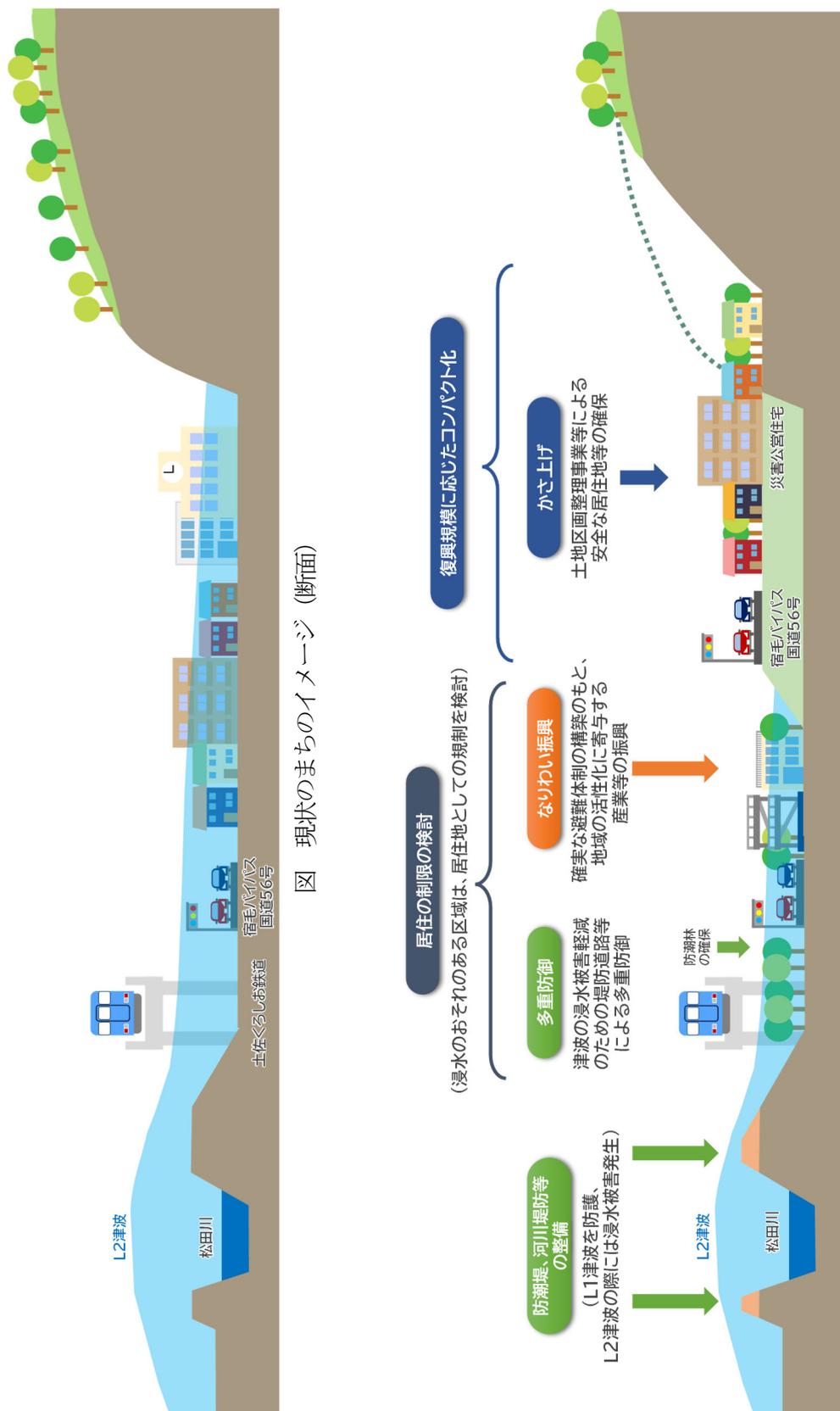
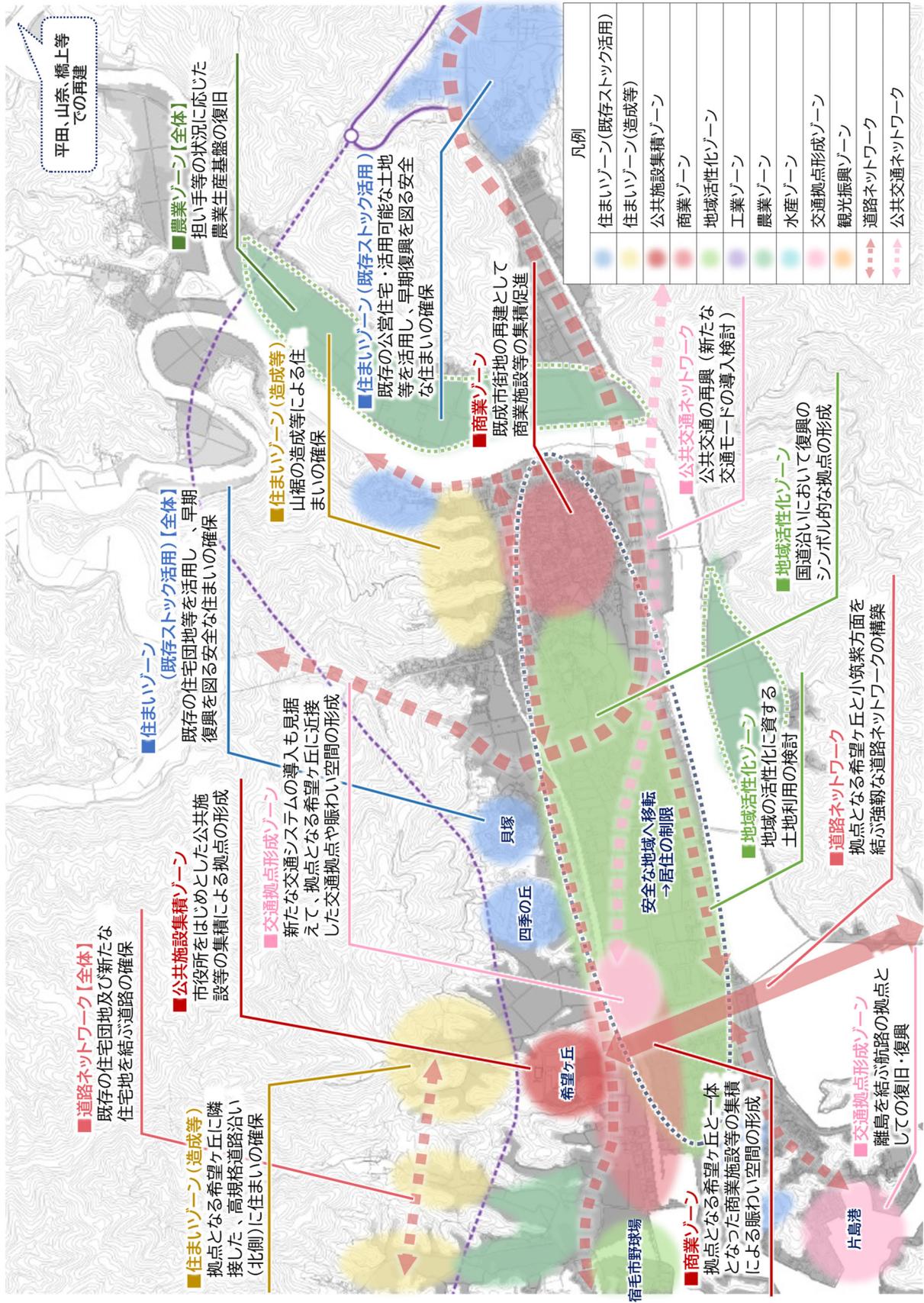


図 現状のまちのイメージ (断面)

図 復興まちづくりのイメージ (断面)



第4章 小筑紫地域の事前復興まちづくり計画

1. 小筑紫地域の概要

小筑紫地域は、市の南部に位置し、西側は宿毛湾に面しています。豊富な魚種を対象とした多様な漁業が営まれています。南北に走る国道321号沿いの谷筋に集落等が形成されています。

平地部の大部分に5.0m以上、一部では10.0m以上の津波浸水深が想定されており、甚大な被害が生じる可能性を有しています。

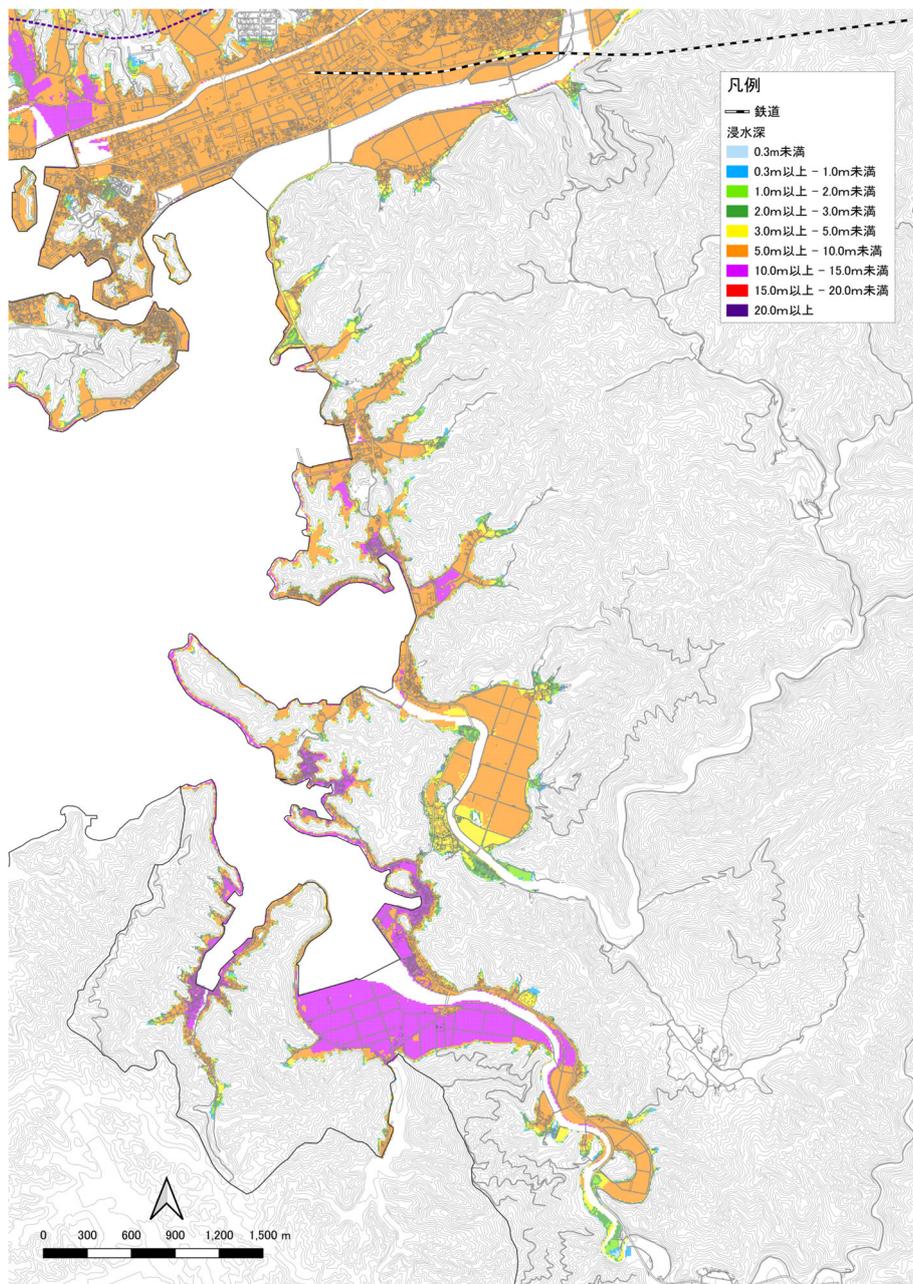


図 小筑紫地域の津波浸水想定

出典：令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について

2. 小筑紫地域の復興まちづくりの実現に向けた備え

2-1. 大規模災害の発生から避難生活までの段階に応じた備え

大規模災害の発生から避難生活までの時間経過に応じた地域住民の皆様がとるべき行動や取組とともに、行動や取組を踏まえた「事前の備え」について整理します。

①津波から逃げる

想定される行動や取組

事前の備え (主として、○：住民、地域、●：市、◎：協働)

■揺れから命を守る

- ・大規模地震が発生した際には、命を守るために身の安全の確保

■速やかな避難

- ・揺れがおさまったら避難場所等へ速やかな避難

■家屋等の耐震化

- 揺れから命を守るとともに、建物倒壊等による避難の支障とならないように、家屋等の耐震化

■家具類の転倒等の対策

- 地震による家具の転倒・落下・移動を防ぐため家具類の固定

■地震火災への備え

- ◎空家等の除却

■避難経路の整備

- ◎舗装や手すり、照明設備等の整備
- ◎避難路沿いのブロック塀等の除却・建て替え
- 橋梁の耐震化の推進

■避難訓練等への参加

- 避難訓練等への積極的な参加
- 避難場所や避難経路の事前確認

■車避難のルール化

- ◎車避難に関するルール等の検討

■的確な情報伝達の仕組みづくり

- 防災行政無線等の整備
- ◎宿毛市防災アプリの周知

震災直後
～10分

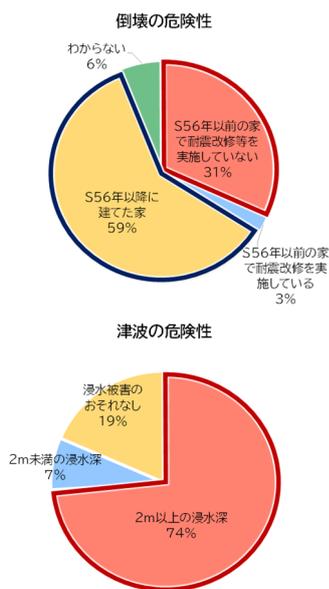


図 WS 参加者の災害リスク

②救助を待つ

1日～7日

想定される行動や取組

■指定緊急避難場所等での滞在

- ・津波が収束し、浸水被害がおさまり、安全な移動が可能となるまで、又は、救援・救助が来るまでの期間、指定緊急避難場所等での一時的な滞在

事前の備え (主として、○：住民、地域、●：市、◎：協働)

■避難場所の環境整備

- ◎指定緊急避難場所での一時的な滞在に向け、主要な避難場所への備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄

■非常持出品等の準備

- 住民一人ひとりが非常持出品等の準備
- 備蓄倉庫への個人の備蓄品等の保管

■海上輸送等の事前検討

- ◎道路網の被災が想定されることから、漁港等の基盤を活かした海上輸送等の検討

③避難所等で生活

2, 3ヶ月(～半年)

想定される行動や取組

■指定避難所等での生活

- ・小筑紫地域には、十分な数の津波災害時の指定避難所がないことから、地域外での生活を見据えた対応
- ・一定期間、生活インフラ（電気、ガス、水道）が使えない状況下での生活

事前の備え (主として、○：住民、地域、●：市、◎：協働)

■避難所の確保

- 周辺市町村との連携も見据えた避難所の確保

■避難所運営マニュアルの周知

- ◎住民が主体となった避難所運営体制の構築に向け、避難所運営マニュアルの周知や訓練の実施

■地域外の避難所等での生活に関する理解

- 住民一人ひとりが地域外の避難所生活を強いられる可能性があることへの理解

■生活インフラの強靱化

- 老朽化対策の推進
- 関係機関との連携のもと早期復旧を図る体制の強化

2-2. 応急期への備え

(1) 基本的な考え方

地域ワークショップの参加者の段階的な住まいの場に関する意向を見ると、応急期においても地域内で住み続けたいという意向が高くなっています。ただし、小筑紫地域は、想定される津波浸水想定区域が広く、応急仮設住宅の建設候補地は限られている状況にあり、地域外での安全な場所での応急期の生活を見据えることとします。

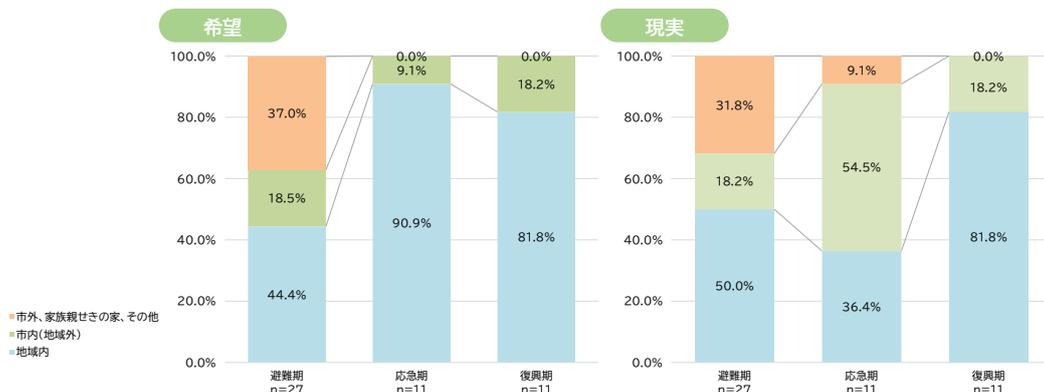


図 ワークショップ参加者の段階的な住まいの場の意向

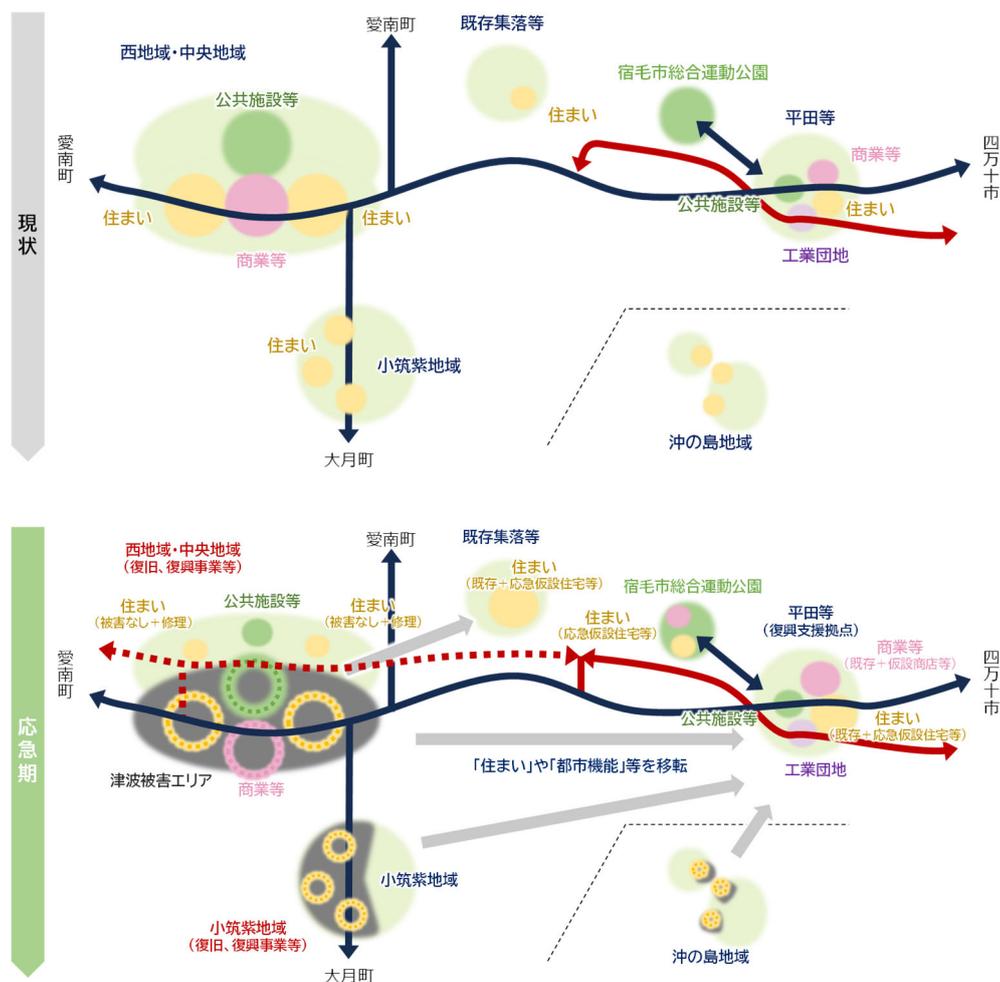


図 現状と応急期のまちのイメージ

(2) 応急期における備え

応急期において、地域住民の皆様がとるべき行動や取組に応じた「事前の備え」について整理します。

④仮設住宅等で生活

想定される行動や取組

事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)

2年(5年)

■地域外の応急仮設住宅への入居

- ・地域外（例えば、平田・山奈・橋上等）の建設型応急住宅への入居
- ・地域コミュニティ等に配慮しながら応急仮設住宅へ入居

■安全な地域での仮住まい

- ・家族の家など、安全な地域での仮住まいの確保
- ・地域外での生活の際は、地域との連絡体制の構築

■復興まちづくりの方針検討

- ・復興まちづくりの方針が決まるまでは、建築物等の新築（改築）を進めないよう調整
- ・復興まちづくりの方針検討のための議論等

■建設型応急住宅の建設候補地の確保

- ◎市有地以外の建設型応急住宅の建設候補地の確保
- ◎民有地の候補地における土地所有者等との事前調整

■賃貸型応急住宅等の事前検討

- 活用可能な空家等のリスト化

■他地域での応急期の生活に関する事前の理解

- 応急期は、住民一人ひとりが地域外での生活を強いられる可能性があることへの理解

■応急期の生活の場と小筑紫地域の移動を支える公共交通等の事前検討

- 安全な地域（例えば、平田・山奈・橋上等）と小筑紫地域の移動を支える公共交通等の検討

■雇用の維持に向けた取組

- ◎漁港や漁業施設（養殖施設を含む）、共同利用施設等の早期復旧に向けた事前検討（補助制度の理解、早期復旧する漁港等の方針等）

(3) 応急仮設住宅の確保

津波の浸水深が2m以上となると、木造家屋等の全壊する可能性が高まると言われています。試算として、国勢調査の小地域別に浸水深2m以上に含まれる建物比率を算出し、それを世帯数に乗じることで、甚大な被害を受ける可能性のある世帯数を試算しました。

小筑紫地域で津波によって甚大な被害が想定される世帯数は約787世帯（市全体では約4,580世帯）となっています。津波浸水想定区域が広がる小筑紫地域では、応急仮設住宅の建設候補地の確保は困難であり、平田・山奈・橋上等での応急期の生活を想定する必要があります。

また、市全体の津波によって甚大な被害を受けた世帯の3割程度の約1,370世帯が応急仮設住宅への入居を行うとなった場合、建設候補地が不足することが想定され、市全体で民有地等を含めた建設候補地の選定を行うことが重要です。

表 地域別の甚大な被害が想定される世帯数の目安

地域区分	世帯数 (R2 国勢調査)	甚大な被害が想定 される世帯数	比率
小筑紫町都賀川	7	0	0%
小筑紫町田ノ浦	111	84	76%
小筑紫町内外ノ浦	110	108	98%
小筑紫町呼崎	25	19	76%
小筑紫町湊	43	43	100%
小筑紫町大海	111	108	97%
小筑紫町伊与野	131	83	63%
小筑紫町小筑紫	142	140	99%
小筑紫町福良	90	75	83%
小筑紫町石原	33	0	0%
小筑紫町栄喜	151	127	84%
小筑紫地区合計	954	787	82%

2-3. 復興期への備え

(1) 基本的な考え方

小筑紫地域での生活を取り戻し、住み続けて良かった、ここで再建をして良かったと思えるまちの実現を図るため、小筑紫地域の魅力を維持・創出する復興まちづくりを目指します。

(2) 復興期における備え

復興期においては、「小筑紫地域の復興まちづくりの姿」で示す「大規模災害が発生した際の小筑紫地域の復興方針等」に示した項目を示すとともに、項目に応じた「事前の備え」について整理します。

⑤生活を取り戻す

想定される行動や取組
(復興まちづくりの姿)

事前の備え (主として、○：住民、地域 ●：市、◎：協働)

【命を守る】

- まちの安全を高める海岸堤防等の整備
- 海岸堤防等の整備
- 関係機関と連携のもと海岸堤防等の整備促進
- 危険な区域における居住の制限
- 事前の集団移転の検討
- ◎ 防災集団移転等の理解を深め、事前の集団移転の検討

【生活を再建する】

- 安全な住まいの確保
- 円滑な復興の推進に向けた条件整備
- 集落の集約による住まいの再建
- 地籍調査の推進
- 安全な住まいの確保
- 国道 321 号の早期復旧
- 入居が可能な空家等のリスト化
- 災害に強い道路ネットワークの形成
- 再建時には、他地域への移転も見据える必要があることへの理解
- 安全かつ利便性の高いエリア等への移転の検討
- 交通ネットワークの強化
- ◎ 公共交通の維持、利用促進
- 生活を支える施設等の維持、活性化
- 公共公益施設等における災害対策の推進と事前の高台移転等の検討

それ以降

⑤生活を取り戻す（続き）

想定される行動や取組
(復興まちづくりの姿)

事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)

それ以降

【なりわいを再生する】

- 農業生産基盤等の復旧・復興
- 漁業の再建
- 生活サービスの維持
- 道の駅すくもサニーサイドパークの再興

■各種支援制度等の整理

- 各種の被災者支援制度や活用可能な復興事業等の整理

■第一次産業の振興

- ◎担い手確保や生産基盤の強化等による第一次産業の振興
- ◎大規模災害時における漁港の集約に関する事前検討

【歴史・文化を継承する】

- 海の景観等を楽しめる空間の再建
- 地域に根付いた祭り等の再興

■地域コミュニティの維持・活性化

- 人口減少等が進行する中で、地域の祭りやイベントの継続

3. 小筑紫地域の復興まちづくりの姿

3-1. 復興の基本目標

大規模災害が発生した際を想定した小筑紫地域の復興における基本目標等を以下のように定めます。

■復興の基本目標

海岸沿いの魅力が連なる地域として、賑わいあるまちの復興

- ・人口減少等の社会情勢を踏まえ、将来的にも魅力あふれる地域として、維持・発展していくため、賑わいのあるまちとしての復興を図ります。
- ・また、漁業をはじめとする第一次産業の復興を図り、地域の活力の維持を図ります。

3-2. 復興方針

市全体の復興目標で掲げた4つの柱に基づき、大規模災害の発生後を想定した小筑紫地域の復興方針等を以下のように定めます。

命を守る

再び災害が発生したとしても市民の命を守ることができる安全なまちの形成

■まちの安全を高める海岸堤防等の整備

- ・関係機関と連携し、L1津波に対応した海岸堤防の整備促進を図る。なお、景観等に配慮した防潮堤の整備方法を検討する。

■危険な区域における居住の制限

- ・再度被害が発生するおそれのある区域は、災害危険区域の指定等により、居住の制限を行う。

生活を再建する

安全・安心な住まいと生活環境の再建

■安全な住まいの確保

- ・防災集団移転促進事業等の活用により、津波被害を受けることのない安全な住まいの確保を図る。
- ・小筑紫保育園周辺の高台を活用した安全な住まいの確保を検討する。
- ・漁村・農村集落においては、被災した際の漁業・農業の継続意向や職住近接・職住分離に関する意向、コミュニティの維持等を踏まえながら、安全な住まいの確保を図る。

■集落の集約による住まいの再建

- ・人口減少・高齢化等が進む中で、被災状況や住民意向等を踏まえて、集落の集約によるまとまりのある住宅地の再建を検討する。

■国道 321 号の早期復旧

- ・国道 321 号は、地域住民の生活を支えるとともに、周辺市町村の生活・生産活動等を支える重要な道路であり、早期の復旧を図る。

■災害に強い道路ネットワークの形成

- ・海岸沿いを走る国道 321 号は、再度津波による被災が懸念されることから、バイパス整備や平田方面へのアクセス路の確保などを関係機関に要望する。

■安全かつ利便性の高いエリア等への移転の検討

- ・津波の被害を受けず、医療施設や商業施設等が立地している平田・山奈等への移転等を検討する。

なりわいを再生する

魅力と活力あふれる働く場の維持・創出

■農業生産基盤等の復旧・復興

- ・伊与野や福良等に広がる農地は、早期の復旧・復興を図る。
- ・農業用施設等の復旧・復興を図る。

■漁業の再建

- ・田ノ浦（県管理第 2 種）、大浦（市管理第 1 種）、内外ノ浦（市管理第 1 種）、湊浦（市管理第 1 種）、大海（市管理第 1 種）、栄喜（市管理第 1 種）の各漁港は、担い手の状況等を踏まえながら、集約も見据えた復旧方針を検討する。
- ・漁港の背後地については、作業場の確保や水産関連産業等の誘致を図る。

■生活拠点の形成

- ・田ノ浦漁港周辺における住まいの確保とあわせて、公共公益施設や商店等の誘致を促し、生活拠点の形成を図る。

■道の駅すくもサニーサイドパークの再興

- ・だるま夕日が観える道の駅すくもサニーサイドパークは、地域の魅力を発信する拠点として再建を図る。

次世代への地域資源の継承と更なる魅力の発揮・まちの活性化

■海の景観等を楽しめる空間の再建

- ・だるま夕日に代表される海の景観を楽しめる視点場等の整備を図る。

■地域に根付いた祭り等の再興

- ・常念さんの盆踊りや栄喜秋祭りなど、地域の各種の祭り・イベント等を継承し、地域の活力や絆を紡ぐ。

■参考：人口動向

小筑紫地域（小筑紫小学校区）の人口動向をみると、令和2年の人口は1,810人となっていますが、令和17年には1,251人（R2年比：69%）、令和27年には979人（R2年比：54%）まで減少する可能性があります。

持続可能なまちとしての復興には、ある程度の規模を持った市街地・集落の形成を図る観点が重要になります。



※平成22年から令和2年の人口増減の傾向が続くものと仮定して、コーホート変化率法を用いて独自に推計を行ったもの

図 人口の推移と将来人口推計

3-3. 復興まちづくりイメージ

大規模災害が発生した際に想定した復興まちづくりイメージを示します。



図 現状のまちのイメージ (断面)

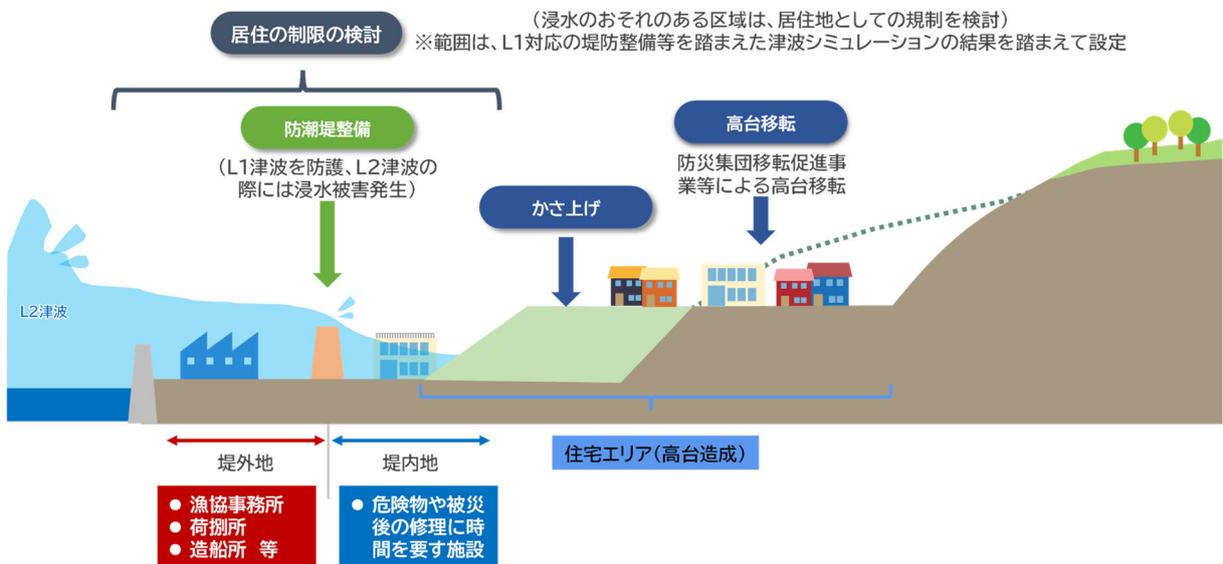
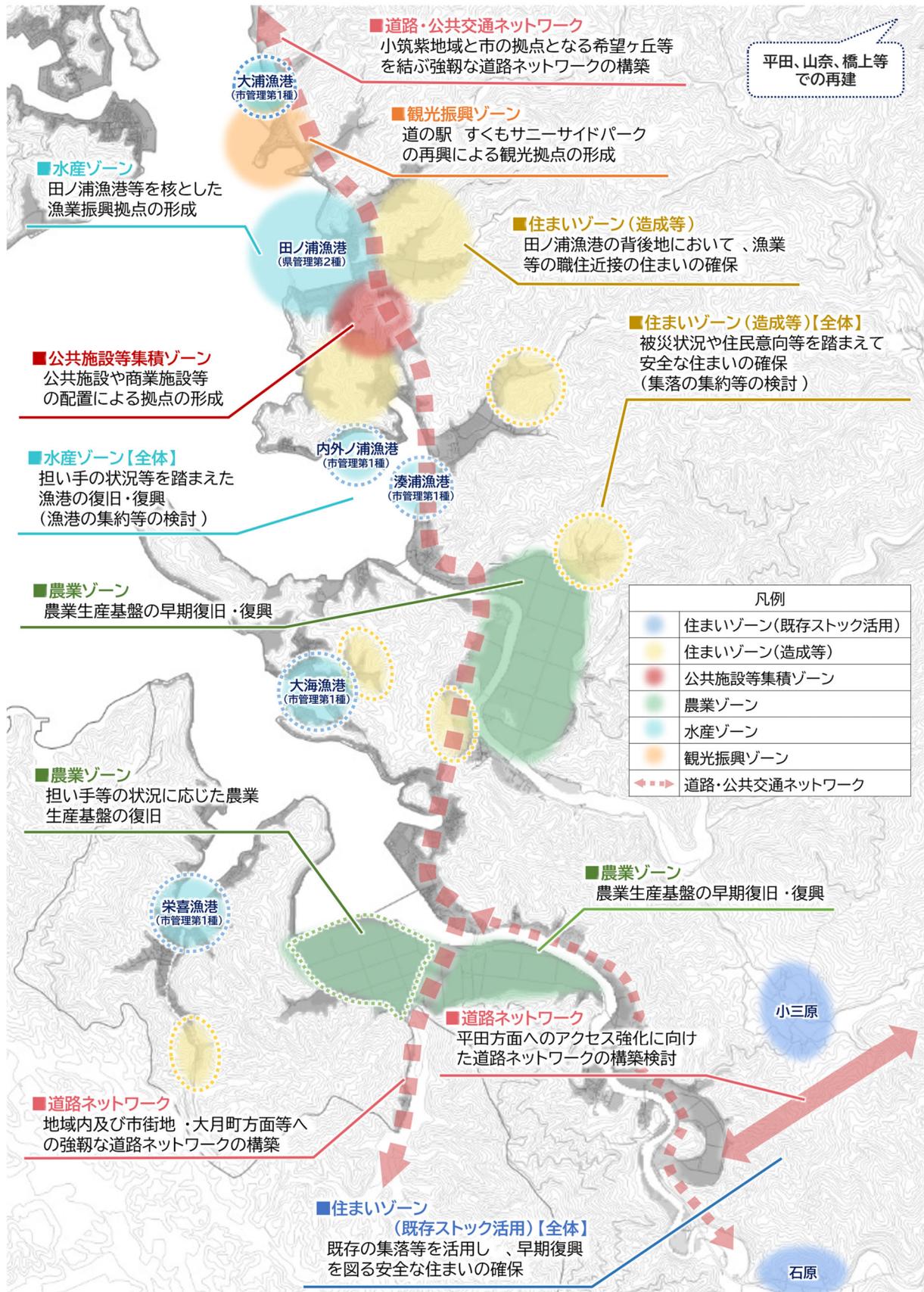


図 復興まちづくりのイメージ (断面)



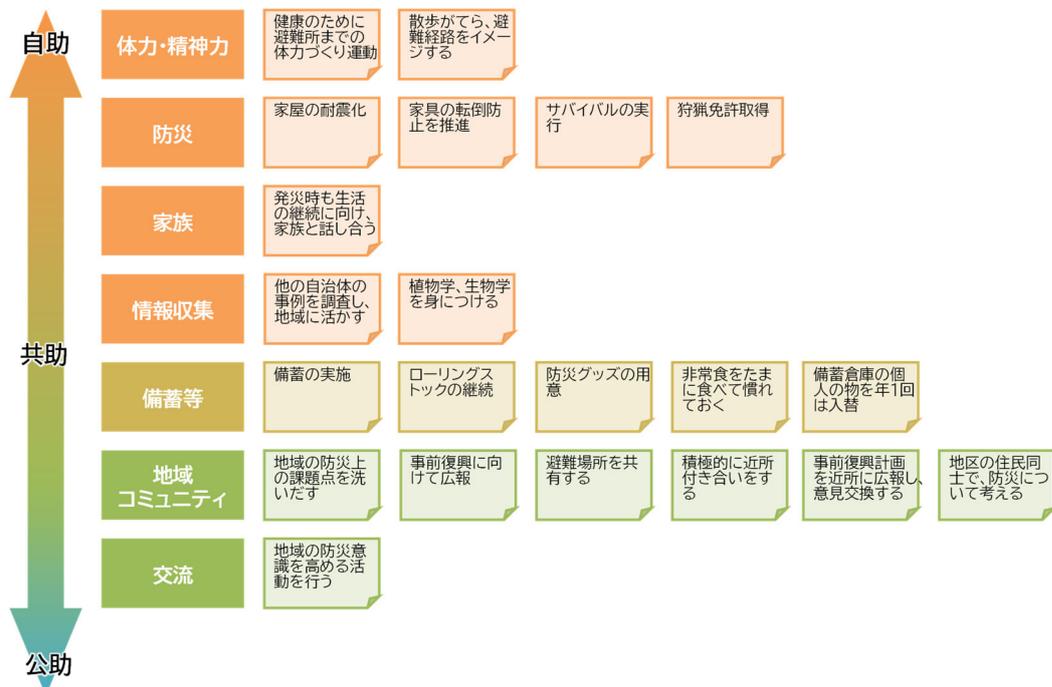
■参考：小筑紫地域の未来を描く「やってみよう（かな）宣言」

地域ワークショップにおいて、小筑紫地域の防災や事前復興まちづくりの推進に向け、参加者一人ひとりが取組めることを「やってみよう（かな）宣言」として整理していただきました。

これらは、復興事前準備の取組の一つとして、市民一人ひとりの取組が、市全体の事前復興まちづくりの推進につながるものとなります。

宣言

- ・災害後に活躍できる者
- ・継続して防災知識を収集し、地域の防災力向上
- ・日常的な準備、自分でできることは自分でやる
- ・災害時に近所の人が命を最優先した行動ができるような意識づくり



第5章 沖の島地域の事前復興まちづくり計画

1. 沖の島地域の概要

沖の島地域は、沖の島と鶴来島のほか、無人島である姫島、水島、三ノ瀬島等から構成されています。市営定期船沖の島航路が運航されており、片島港を出航して沖の島の母島港や弘瀬港、鶴来島港を巡航しています。

また、沖の島全体が足摺宇和海国立公園に指定されており、海岸地形の優れた自然景観に恵まれた地域となっています。

沖の島地域は、急峻な地形的条件から石垣を築いて住宅が建てられていることから、津波による被害は一部となっていますが、沿岸部では10.0m以上の津波浸水深が想定されています。

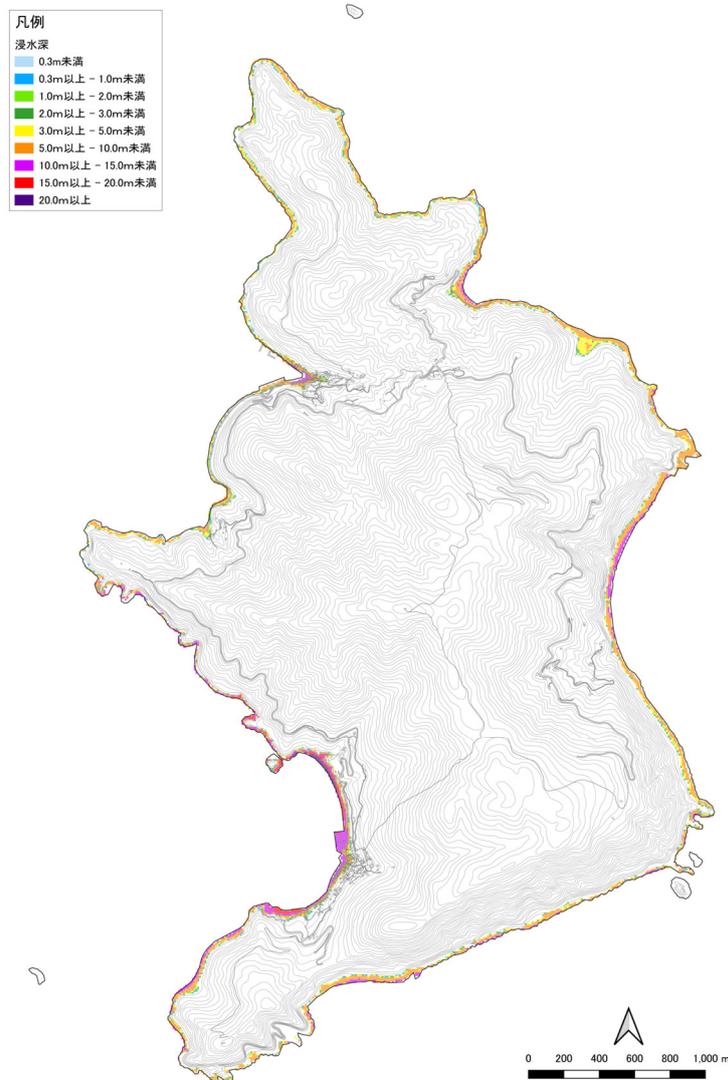


図 沖の島地域（沖の島）の津波浸水想定

出典：令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について

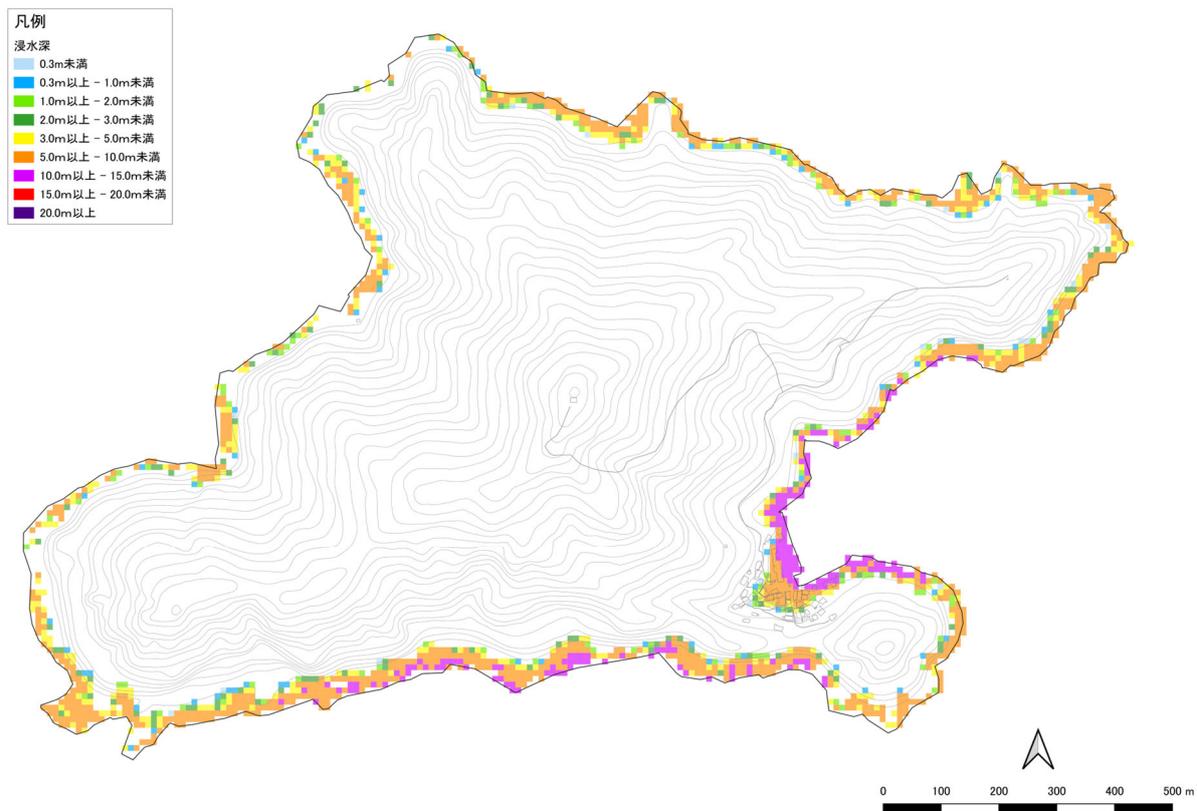


図 沖の島地域（沖の島）の津波浸水想定

出典：令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について

2. 沖の島地域の復興まちづくりの実現に向けた備え

2-1. 大規模災害の発生から避難生活までの段階に応じた備え

大規模災害の発生から避難生活までの時間経過に応じた地域住民の皆様がとるべき行動や取組とともに、行動や取組を踏まえた「事前の備え」について整理します。

①津波から逃げる

想定される行動や取組	事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)
■揺れから命を守る ・大規模地震が発生した際には、命を守るために身の安全の確保	■家屋等の耐震化 ○揺れから命を守るとともに、建物倒壊等による避難の支障とならないように、家屋等の耐震化
■速やかな避難 ・揺れがおさまったら避難場所等へ速やかな避難	■家具類の転倒等の対策 ○地震による家具の転倒・落下・移動を防ぐため家具類の固定
■船を守る ・船を速やかに動かすことが出来る場合、船で沖へ避難	■地震火災への備え ◎空家等の除却
	■避難経路の整備 ◎舗装や手すり、照明設備等の整備 ◎避難路沿いのブロック塀等の除却・建て替え ●橋梁の耐震化の推進
	■避難訓練等への参加 ○避難訓練等への積極的な参加 ○避難場所や避難経路の事前確認
	■車避難のルール化【沖ノ島】 ◎車避難に関するルール等の検討
	■的確な情報伝達の仕組みづくり ●防災行政無線等の整備 ◎宿毛市防災アプリの周知 ●衛星携帯電話等の配備

発災直後
10分

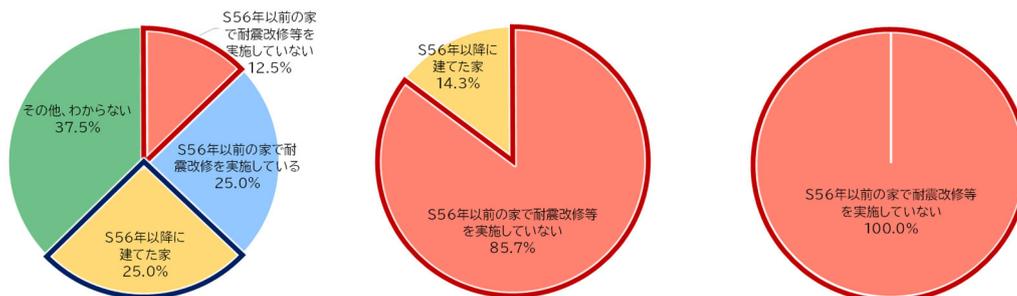


図 WS参加者の災害リスク【倒壊の危険性】(左:母島、中央:弘瀬、右:鶴来島)

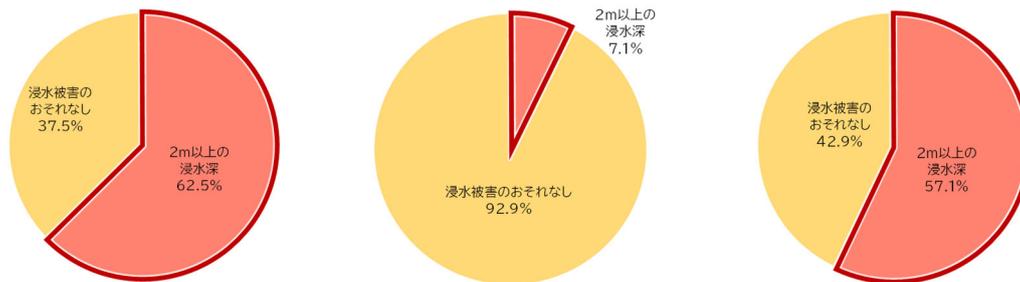


図 WS参加者の災害リスク【倒壊の危険性】(左：母島、中央：弘瀬、右：鵜来島)

②救助を待つ

	想定される行動や取組	事前の備え (主として、○：住民、地域 ●：市、◎：協働)
1日～7日	■指定緊急避難場所等での滞在 ・津波が収束し、浸水被害がおさまり、安全な移動が可能となるまで、又は、救援・救助が来るまでの期間、指定緊急避難場所等での一時的な滞在	■避難場所の環境整備 ◎指定緊急避難場所での一時的な滞在に向け、主要な避難場所への備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄 ■非常持出品等の準備 ○住民一人ひとりが非常持出品等の準備 ○備蓄倉庫への個人の備蓄品等の保管

③避難所等で生活

	想定される行動や取組	事前の備え (主として、○：住民、地域 ●：市、◎：協働)
2, 3ヶ月～半年	■指定避難所等での生活 ・一定期間、生活インフラ（電気、ガス、水道）が使えない状況下での生活が強いられる可能性が高いことから、地域外（島外）での生活を見据えた対応	■避難所の確保【市全体】 ●市内他地域・周辺市町村との連携も見据えた避難所の確保 ■避難所運営マニュアルの周知【市全体】 ◎住民が主体となった避難所運営体制の構築に向け、避難所運営マニュアルの周知や訓練の実施 ■地域外の避難所等での生活に関する理解 ○住民一人ひとりが地域外の避難所生活を強いられる可能性があることへの理解 ○中山間地域（平田・山奈・橋上等）との交流の継続 ■生活インフラの強靱化 ●老朽化対策の推進 ●関係機関との連携のもと早期復旧を図る体制の強化

2-2. 応急期への備え

(1) 基本的な考え方

地域ワークショップの参加者の段階的な住まいの場に関する意向を見ると、応急期においても地域内で住み続けたいという意向が高くなっています。

一方、沖の島地域は、応急仮設住宅の建設候補地が限られているとともに、生活インフラ（電気・ガス・水道）の復旧までに時間を要することから、島内で一時的な住まいを確保することは、困難な状況になることが想定されます。

そのため、島内での応急仮設住宅の確保（ただし、建設候補地は沖の島の「沖の島小中学校グラウンド」に限られる）とあわせて、地域外での安全な場所での応急期の生活を見据えることとします。

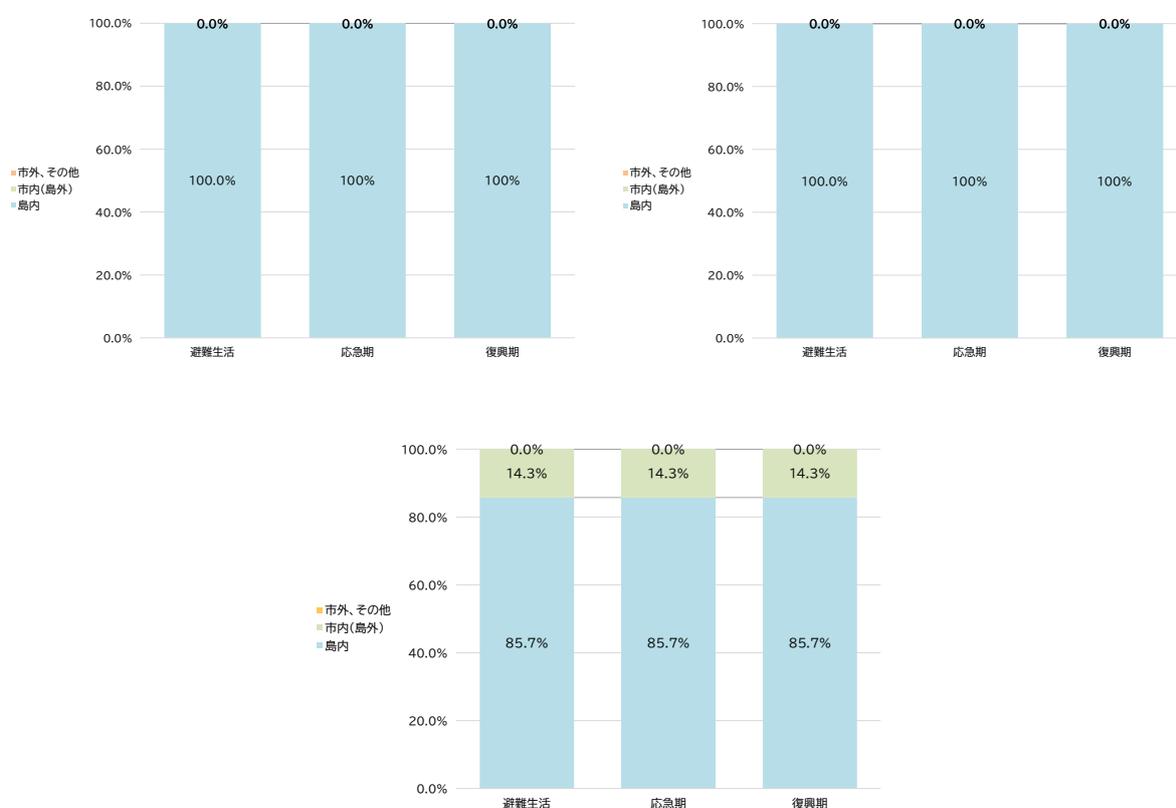


図 ワークショップ参加者の段階的な住まいの場の意向（希望）
（上右：母島、上右：弘瀬、下：鵜来島）

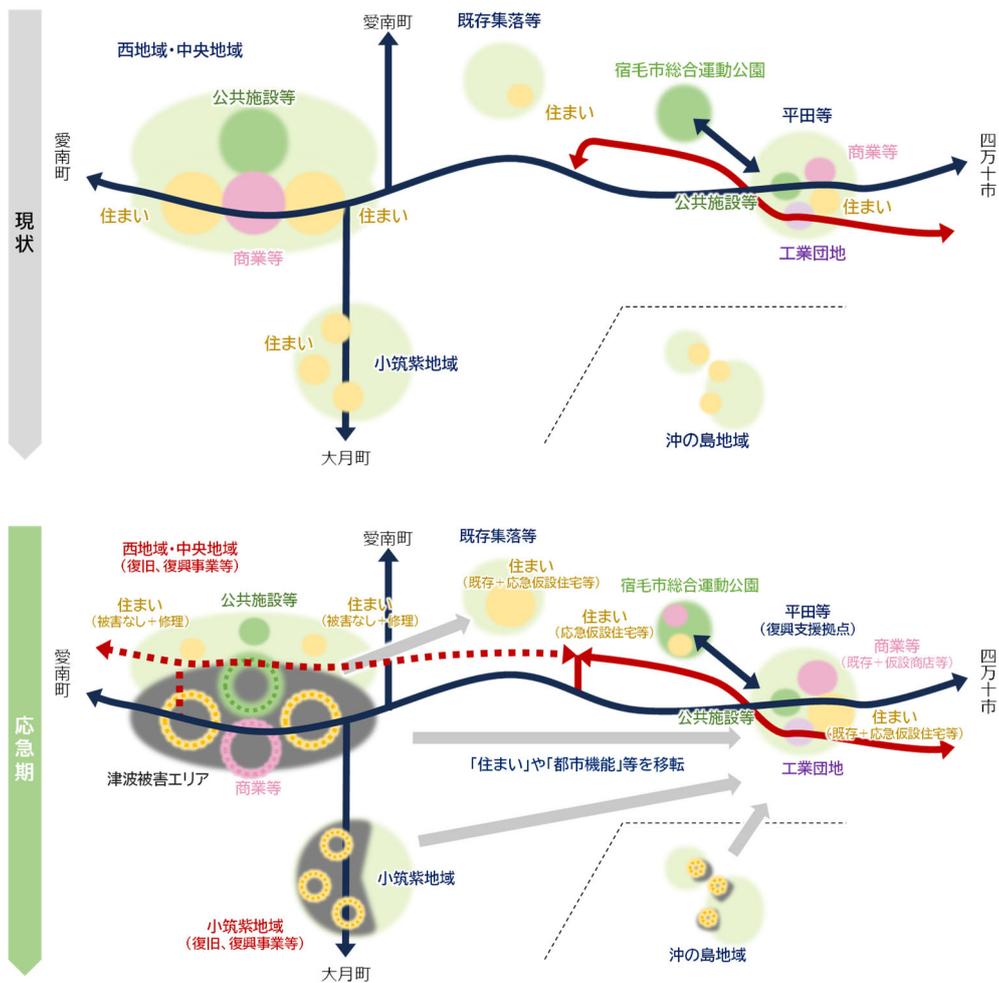


図 現状と応急期のまちのイメージ

(2) 応急期における備え

応急期において、地域住民の皆様がとるべき行動や取組に応じた「事前の備え」について整理します。

④仮設住宅等で生活

想定される行動や取組

事前の備え (主として、○:住民、地域、●:市、◎:協働)

2年(5年)

■地域外の応急仮設住宅への入居

- ・地域外（例えば、平田・山奈・橋上等）の建設型応急住宅への入居
- ・地域コミュニティ等に配慮しながら応急仮設住宅へ入居

■安全な地域での仮住まい

- ・家族の家など、安全な地域での仮住まいの確保
- ・地域外での生活の際は、地域との連絡体制の構築

■復興まちづくりの方針検討

- ・復興まちづくりの方針が決まるまでは、建築物等の新築（改築）を進めないよう調整
- ・復興まちづくりの方針検討のための議論等

■建設型応急住宅の建設候補地の確保【市全体】

- ◎市有地以外の建設型応急住宅の建設候補地の確保
- ◎民有地の候補地における土地所有者等との事前調整

■賃貸型応急住宅等の事前検討【市全体】

- 活用可能な公営住宅、空家等のリスト化

■他地域での応急期の生活に関する事前の理解

- 応急期は、住民一人ひとりが地域外での生活を強いられる可能性があることの理解

■応急期の生活の場と沖の島地域の移動を支える公共交通等の事前検討

- 安全な地域（例えば、平田・山奈・橋上等）と沖の島地域の移動を支える航路の確保に向けた検討

(3) 応急仮設住宅の確保

津波の浸水深が2m以上となると、木造家屋等の全壊する可能性が高まると言われています。試算として、国勢調査の小地域別に浸水深2m以上に含まれる建物比率を算出し、それを世帯数に乗じることで、甚大な被害を受ける可能性のある世帯数を試算しました。

沖の島地域で津波によって甚大な被害が想定される世帯数は約20世帯（市全体では約4,580世帯）となっています。

建物倒壊等による一時的な住まいの確保を必要とする世帯も想定される中で、島内における応急仮設住宅の建設候補地は、沖の島の「沖の島小中学校グラウンド」（約20世帯分の確保を想定）のみとなっています。また、電気や水道等のライフラインの復旧までに時間を要することも想定されます。

そのため、応急期の生活の場は、被災状況やライフラインの復旧状況等にもよりますが、平田・山奈・橋上等での応急期の生活を想定する必要があります。

なお、市全体の津波によって甚大な被害を受けた世帯の3割程度の約1,370世帯が応急仮設住宅への入居を行うとなった場合、建設候補地が不足することが想定され、市全体で民有地等を含めた建設候補地の選定を行うことが重要です。

表 地域別の甚大な被害が想定される世帯数の目安

地域区分	世帯数 (R2 国勢調査)	甚大な被害が想定 される世帯数	比率
母島	32	8	25%
弘瀬	39	6	15%
鵜来島	16	6	38%
沖の島地域全体	87	20	23%

2-3. 復興期への備え

(1) 基本的な考え方

沖の島地域での生活を取り戻し、住み続けて良かった、ここで再建をして良かったと思えるまちの実現を図るため、沖の島地域の魅力を維持・創出する復興まちづくりを目指します。

(2) 復興期における備え

復興期においては、「沖の島地域の復興まちづくりの姿」で示す「大規模災害が発生した際の沖の島地域の復興方針等」に示した項目を示すとともに、項目に応じた「事前の備え」について整理します。

⑤生活を取り戻す

想定される行動や取組
(復興まちづくりの姿)

事前の備え (主として、○：住民、地域 ●：市、◎：協働)

【命を守る】

- 命を守ることを最優先に、島外での再建も見据えた検討
- 危険な区域における居住の制限
- 海岸堤防等の整備
- 関係機関と連携のもと海岸堤防等の整備促進

【生活を再建する】

- 安全な住まいの確保
- 新たな住まいの確保に向けた検討
- 航路の復旧・復興
- 安全かつ生活利便性の高いまちの形成
- 円滑な復興の推進に向けた条件整備
- 地籍調査の推進
- 安全な住まいの確保
- 再建時には、他地域への移転も見据える必要があることへの理解
- 航路の早期復旧・復興
- ◎沖の島航路の維持・活用促進
- 交通ネットワークの強化
- ◎地域住民の生活を支える島循環線やグリーンローモビリティ等の維持・活用促進 (沖の島)

それ以降

⑤生活を取り戻す（続き）

想定される行動や取組 （復興まちづくりの姿）

事前の備え（主として、○：住民、地域、●：市、◎：協働）

それ以降

【なりわいを再生する】

- 漁業の再建
- 地場産業の再興
- 豊かな地域資源等を活かした観光振興

■ 各種支援制度等の整理

- 各種の被災者支援制度や活用可能な復興事業等の整理

■ 第一次産業の振興

- ◎ 担い手確保や生産基盤の強化等による第一次産業の振興

■ 島の魅力の維持・向上

- ◎ マリンスポーツや海水浴、磯釣り等に多くの来訪者が訪れるよう、島の魅力を高める

【歴史・文化を継承する】

- 地域を象徴する資源を活かした復旧・復興
- 地域に根付いた祭り等の再興

■ 島独特の文化や暮らしをつなぐ

- 島独特の景観（石段や石垣、魚や野菜を干すための干棚等）を守り・育てる

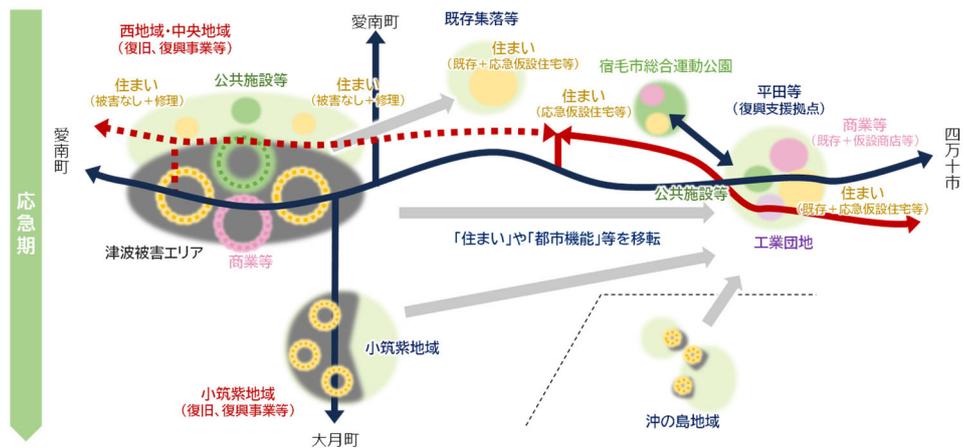
■ 地域に根付いた祭り等の再興

- 人口減少等が進行する中で、地域の祭りやイベントの継続

(3) 応急期と復興期のまちのイメージ

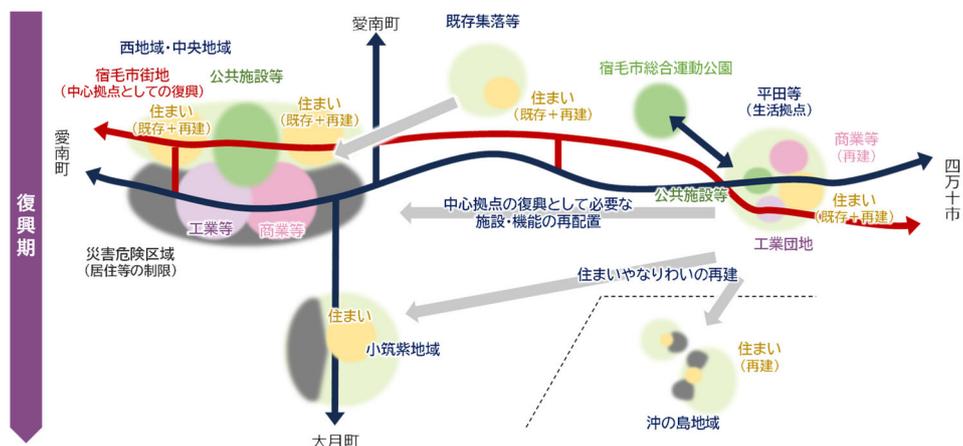
■ 応急期

- ・津波によって甚大な被害を受けた住まいや商業、各種施設等について、安全な地域での一時的な機能確保を行います。
- ・沖の島地域内では、応急仮設住宅の建設地として速やかに確保できる土地に限られること、ライフライン等に支障がでる可能性があることから、宿毛市総合運動公園や平田・山奈・橋上等を活用します。また、沖の島地域では、一時的な全島避難も想定します。
- ・平田・山奈等での住まいの確保の際は、早期に再建を図ることが可能であることから、恒久的な住まいの再建との調整を図ります。



■ 復興期

- ・沖の島地域で、再度の被害を受けない安全な土地での住まいの再建等を促します。
- ・まちの活力や賑わいを生み出す産業機能の誘致や再建を促すとともに、公共施設等の再配置を図ります。
- ・人口減少が進む中で、持続発展するまちとして、コンパクトなまちの実現に向けた集落の集約等も検討します。
- ・平田・山奈等での早期再建を選択する住民等の支援を図り、暮らしやすいまちづくりの実現を図ります。



3. 沖の島地域の復興まちづくりの姿

3-1. 復興の基本目標

大規模災害が発生した際を想定した沖の島地域の復興における基本目標等を以下のように定めます。

■復興の基本目標

いつまでも「ただいま」と言える島の復興

- ・たとえ被災したとしても、ふるさとである島での生活が再建できる復興を目指します。
- ・また、島内の豊かな自然を活かした観光振興等を通じて、交流人口の維持・増加を図り、賑わいのある島づくりを目指します。
- ・これらにより、島民や出身者に限らず、初めて来た人も心安らぐ場所として「ただいま」と言える、言いたくなる島を目指します。

3-2. 復興方針

市全体の復興目標で掲げた4つの柱に基づき、大規模災害の発生後を想定した沖の島地域の復興方針等を以下のように定めます。

命を守る

再び災害が発生したとしても市民の命を守ることができる安全なまちの形成

■命を守ることを最優先に、島外での再建も見据えた検討

- ・大規模災害発生時の人口規模や復興に関する住民意向等を踏まえた上で、島内又は島外での再建を検討する。

■危険な区域における居住の制限

- ・再度被害が発生するおそれのある区域は、災害危険区域の指定等により、居住の制限を行う。

生活を再建する

安全・安心な住まいと生活環境の再建

■安全な住まいの確保

- ・防災集団移転促進事業等の活用により、津波被害を受けることのない安全な住まいの確保を図る。
- ・津波浸水被害の懸念がない高台の空家・空地等を活かして、住まいの再建を図る。

■航路の早期復旧・復興

- ・島外への移動手段となる定期航路の早期再建を図る。
- ・航路の起終点として、魅力を高める。

■コミュニティの拠点となる施設の確保

- ・沖の島支所や鶴来島離島センター等が被災した際には、安全な場所でのコミュニティ施設の確保を検討する。

■島内の移動を支える交通手段の確保

- ・地域住民の生活を支える沖ノ島循環線の復旧・維持を図る（沖の島）。

■安全かつ利便性の高いエリア等への移転の検討

- ・津波の被害を受けず、医療施設や商業施設等の立地が維持されている平田・山奈等への移転等を検討する。

なりわいを再生する

魅力と活力あふれる働く場の維持・創出

■漁業の再建

- ・沖の島（母島）漁港（県管理第4種）、沖の島（弘瀬）漁港（県管理第4種）、沖の島（鶴来島）漁港（県管理第4種）は、早期の復旧を図る。
- ・魅力的な漁場を活かした渡船等の維持・再建を図る。

■海を活かした島の魅力の向上

- ・マリンスポーツや海水浴、磯釣り等に多くの来訪者が訪れるよう、島の魅力を高める復興まちづくりに取り組む。

歴史・文化を継承する

次世代への地域資源の継承と更なる魅力の発揮・まちの活性化

■島独特の文化や暮らしをつなぐ

- ・石段や石垣、魚や野菜を干すための干棚等は、島独特の景観を形成しており、復興に当たっては、それらの景観を守り・育てる。

■地域に根付いた祭り等の再興

- ・島外の住民が数多く参加する傘鉾や神輿と牛鬼のかき合いが行われる沖の島秋祭り、鶴来島秋祭り（春日神社大祭）など、地域の各種の祭り・イベント等を継承し、地域の活力や絆を紡ぐ。

■参考：人口動向

沖の島地域（母島、弘瀬、鵜来島）の人口動向をみると、著しい人口減少傾向が見受けられるとともに、将来の人口減少が想定されています。

持続可能なまちとしての復興には、ある程度の規模を持った集落の形成を図る観点が重要になります。

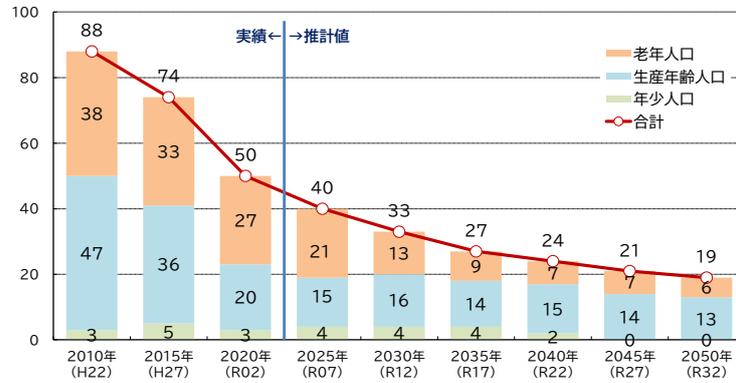


図 人口の推移と将来人口推計（母島）

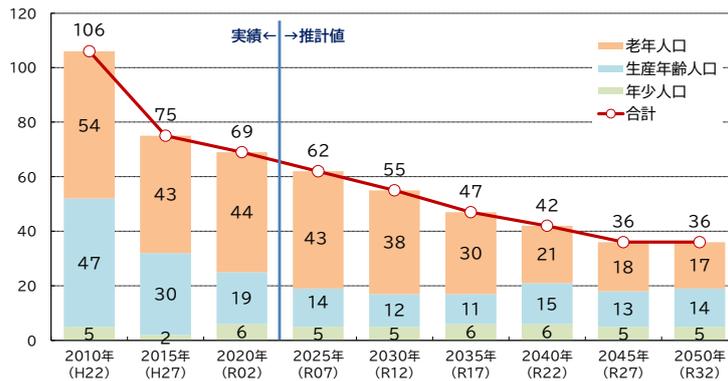


図 人口の推移と将来人口推計（弘瀬）

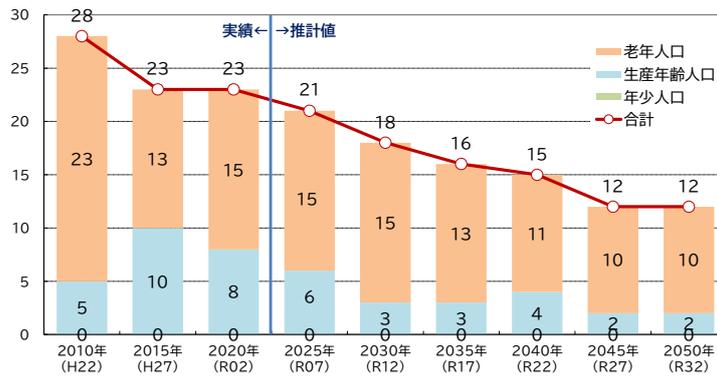


図 人口の推移と将来人口推計（鵜来島）

※平成22年から令和2年の人口増減の傾向が続くものと仮定して、コーホート変化率法を用いて独自に推計を行ったもの

3-3. 復興まちづくりイメージ

大規模災害が発生した際を想定した復興まちづくりイメージとして、沖の島と鶴来島のそれぞれでイメージ図を示します。



図 現状のまちのイメージ (断面)



図 復興まちづくりのイメージ (断面)

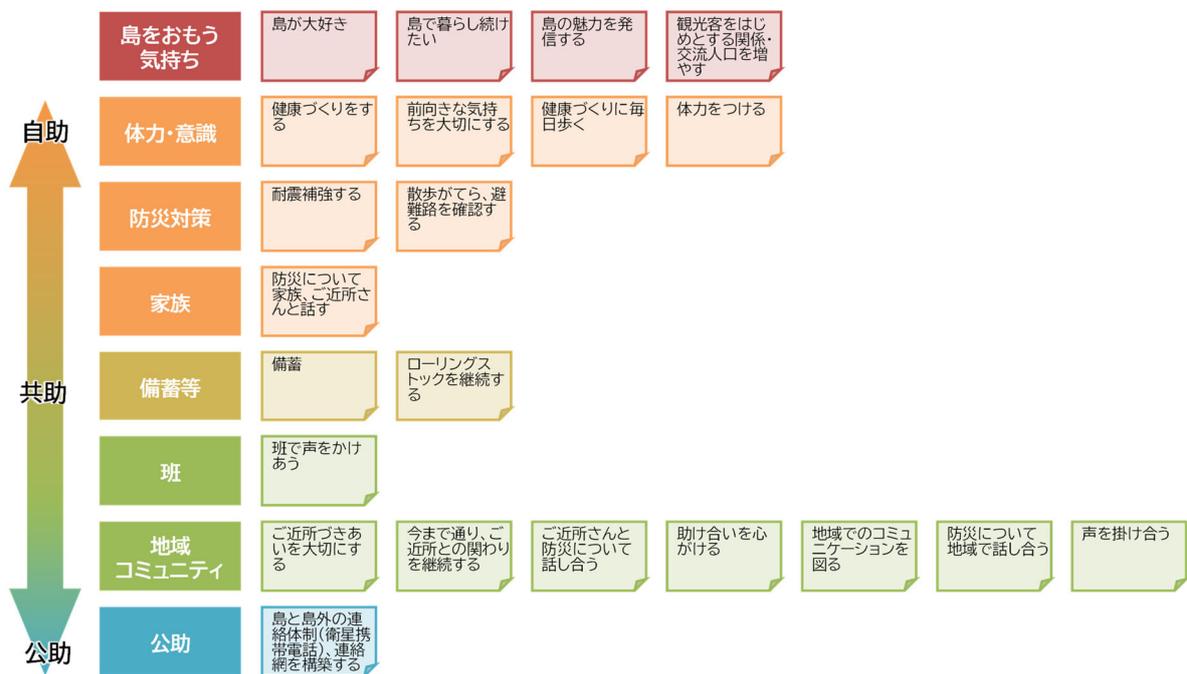
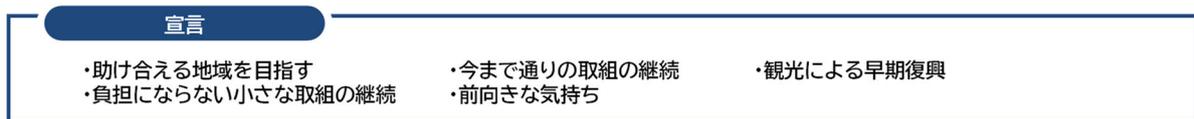
【鵜来島】



■参考：沖の島地域の未来を描く「やってみよう（かな）宣言」

地域ワークショップにおいて、沖の島地域の防災や事前復興まちづくりの推進に向け、参加者一人ひとりが取組めることを「やってみよう（かな）宣言」として整理していただきました。

これらは、復興事前準備の取組の一つとして、市民一人ひとりの取組が、市全体の事前復興まちづくりの推進につながるものとなります。



宣言

・普段の努力について惜しまないこと
・できることを考えて行動する

・負担にならない小さな取組
・地域のことを話し合っって何が大切か、一人ひとりがどうしたいかを具体的ににする



第1回 (鵜来島)



第2回 (鵜来島)



第3回 (鵜来島)

第4編 復興事前準備

第1章 復興事前準備の位置づけ

1. 復興事前準備の位置づけ

復興事前準備は、復興方針や地域別の事前復興まちづくり計画、復興手順書等の検討を通じて、今現在、取組むべき「事前の備え」として整理を行うものです。

円滑かつ適切な復興まちづくりを実現するために重要な取組であり、計画的な推進を図っていくこととします。

第2章 復興事前準備

1. 復興事前準備の取組

復興事前準備の取組は、地域別の事前復興まちづくり計画で整理した、段階ごとの「事前の備え」となります。これは、市民、地域、市、関係機関等が連携を図りながら進めていくものとなります。

以下に、「避難期（一時的な滞在を含む）」と「応急期」、「復興期」における事前の備えとして検討した取組を整理します。

■避難・一時的な滞在に関する事前の備え



家屋等の耐震化	・揺れから命を守るとともに、建物倒壊等による避難の支障とならないように、家屋等の耐震化
家具類の転倒等の対策	・地震による家具の転倒・落下・移動を防ぐため家具類の固定
地震火災への備え	・空家等の除却
避難路の整備	・舗装や手すり、照明設備等の整備 ・避難路沿いのブロック塀等の除却・建て替え ・橋梁の耐震化の推進
避難訓練等への参加	・避難訓練等への積極的な参加 ・避難場所や避難経路の事前確認
車避難のルール化	・車避難に関するルール等の検討
的確な情報伝達の仕組みづくり	・防災行政無線等の整備 ・宿毛市防災アプリの周知 ・衛星携帯電話等の配備
避難場所の環境整備	・指定緊急避難場所での一時的な滞在に向け、主要な避難場所への備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄
非常持出品等の準備	・住民一人ひとりが非常持出品等の準備 ・備蓄倉庫への個人の備蓄品等の保管
海上輸送等の事前検討	・道路網の被災が想定されることから、漁港等の基盤を活かした海上輸送等の検討

■避難生活に関する事前の備え



避難所の確保	・周辺市町村との連携も見据えた避難所の確保
避難所運営マニュアルの周知	・住民が主体となった避難所運営体制の構築に向け、避難所運営マニュアルの周知や訓練の実施
地域外の避難所等での生活に関する理解	・住民一人ひとりが地域外の避難所生活を強いられる可能性があることへの理解
生活インフラの強靱化	・老朽化対策の推進 ・関係機関との連携のもと早期復旧を図る体制の強化

■応急期に向けた事前の備え



建設型応急住宅の建設候補地の確保	・市有地以外の建設型応急住宅の建設候補地の確保 ・民有地の候補地における土地所有者等との事前調整
賃貸型応急住宅等の事前検討	・活用可能な公営住宅、空家等のリスト化
他地域での応急期の生活に関する事前の理解	・応急期は、住民一人ひとりが地域外での生活を強いられる可能性があることへの理解
応急期の生活の場と被災した地域の移動を支える公共交通等の事前検討	・安全な地域（例えば、平田・山奈・橋上等）と被災地域の移動を支える公共交通等の検討
雇用の維持に向けた取組	・漁港や漁業施設（養殖施設を含む）、共同利用施設等の早期復旧に向けた事前検討（補助制度の理解、早期復旧する漁港等の方針等）

■復興期に向けた事前の備え



命を守る

海岸堤防等の整備	・関係機関と連携のもと海岸堤防等の整備促進
事前の集団移転の検討	・防災集団移転等の理解を深め、事前の集団移転の検討

生活を再建する

円滑な復興の推進に向けた条件整備	・地籍調査の推進
安全な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、高規格道路の整備に伴う新たな造成地の確保に向けた検討 ・既存住宅団地への差し込み式での入居が可能な空地や空家のリスト化 ・再建時には、他地域への移転も見据える必要があることへの理解 ・浸水区域外の公営住宅等の計画的な更新
交通ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、高規格道路の整備促進 ・公共交通の維持、利用促進 ・沖の島航路の維持・活用促進
生活を支える施設等の維持、活性化	・公共公益施設等における災害対策の推進と事前の高台移転等の検討

なりわいを再生する

各種支援制度等の整理	・各種の被災者支援制度や活用可能な復興事業等の整理
第一次産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保や生産基盤の強化等による第一次産業の振興 ・大規模災害時における漁港の集約に関する事前検討
商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致や創業支援、経営基盤の強化の支援等により、活力と賑わいを生み出す産業振興 ・高規格道路や宿毛湾港等を活かした産業団地の形成
観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域が有す優れた観光資源の活用により、観光地としての魅力向上 ・マリンスポーツや海水浴、磯釣り等に多くの来訪者が訪れるよう、島の魅力を高める

歴史・文化を継承する

地域コミュニティの維持・活性化	・人口減少等が進行する中で、地域の祭りやイベントの継続
-----------------	-----------------------------

2. 復興事前準備の重点施策

復興事前準備の整理を踏まえて、重点的に取組むべき施策を以下のように整理します。

(1) 地籍調査の推進

応急対応や復旧・復興事業等における道路等のインフラ整備や住まいの移転等の際には、土地の境界の確認が重要となります。

そのため、復旧・復興等の基盤となる地籍調査の計画的な推進を図ります。

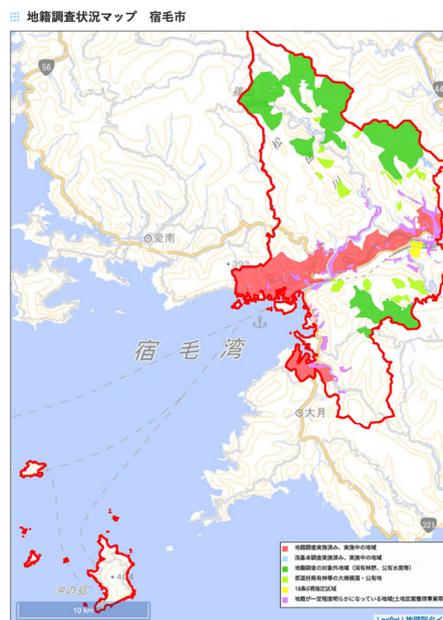


図 地籍調査の状況

出典：地籍調査 Web サイト

(2) 高規格道路の整備促進

高規格道路（四国横断自動車道 宿毛内海道路）の整備は、大規模災害発生直後の救出・救援、人・物資の輸送等をはじめ、応急期や復興期のまちづくりにも重要な役割を担います。

そのため、関係機関と連携を図りながら、高規格道路の整備促進を図ります。また、高規格道路の整備とあわせて、応急期や復興期において必要となる土地の確保等について、検討や要望等を行います。

(3) 長期浸水対策の推進

本市は、南海トラフ地震に伴う地盤沈降によって、広範囲にわたる長期浸水が予想されています。

その対策のため、宿毛市長期浸水対策検討結果をとりまとめ、関係機関との連携のもと、「止水・排水対策」と「救助救出対策」等の様々な取組を進めています。

長期浸水対策は、避難期における被災者の救助救出だけでなく、早期の復旧・復興への条件整備につながるものであり、引き続き、関係機関との連携のもと、計画的な対策に取り組めます。

(4) 応急仮設住宅の建設候補地の確保に向けた検討

現在の応急仮設住宅の建設候補地は、公有地を対象としているため、最大規模の南海トラフ地震等が発生した際には不足するおそれがあります。

一方で、年々、人口減少が深刻化しており、未利用地等も増加しています。社会情勢等の変化に応じて、応急期に必要な土地利用等の規模も変化していくものと想定されます。

活用可能な公有地や市営住宅等の再確認を行うとともに、高規格道路の整備に伴う活用可能な土地の確保、みなし仮設となる民間賃貸住宅等の確保の方法、協力いただける民有地の確保等、様々な検討を進めます。

なお、候補地の確保に当たっては、津波浸水想定区域だけでなく、洪水浸水や土砂災害等の様々な災害ハザードに配慮します。

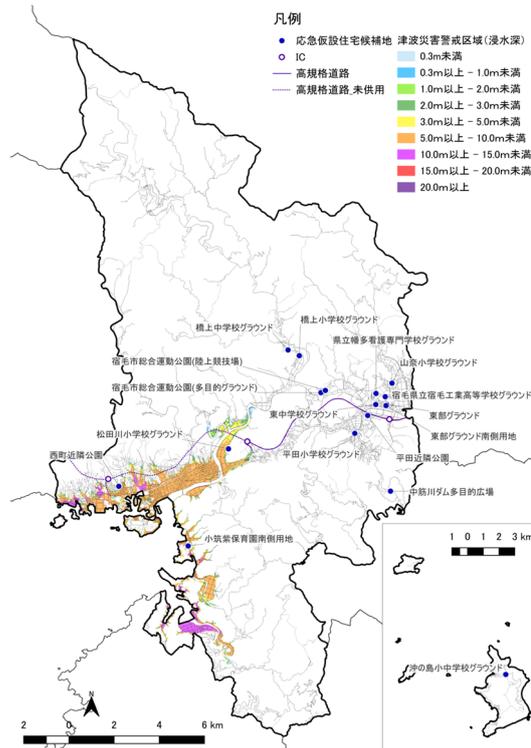


図 応急仮設住宅の建設候補地

出典：応急期機能配置計画

(5) 応急期機能配置計画の見直し

応急期機能配置計画は、発災時において、避難所や応急仮設住宅用地等の様々な機能（施設・用地）が必要となる中で、特定の公共施設・用地に競合するおそれがあるため、事前に必要な機能の配置を計画するものです。速やかかつ適切な復興に向けて、重要な計画であり、本市では平成29年3月に計画を策定しています。

県の被害想定の見直しや本計画の検討結果等を踏まえて、見直しを行います。

(6) 事前復興に関する住民・職員等の意識の高揚

本計画の策定における地域ワークショップや高校生への防災教育等を通じて、参加者に対しては、大規模災害発生後の復興まちづくりにおいて必要となる検討事項等の理解促進が図られました。

大規模災害は、いつ発生するかわからない中で、引き続き、地域の担い手となる子どもたちを含めた幅広い市民に対して、事前復興まちづくりに関する理解促進や意識高揚を図るため、防災教育の継続や講演会等の機会を確保し、市民への周知を図っていきます。

また、大規模災害から復興までの取組は、全ての職員が関わることを意識を高めるため、作成した復興手順書等を用いた訓練の実施や事前復興に関する研修等を実施し、職員一人ひとりの防災対応能力の向上等を図ります。

なお、高知県において、中山間地域における事前復興まちづくりの指針作成が進められており、それらの動向を踏まえながら、平田・山奈・橋上等における事前復興まちづくり計画の検討等に取組みます。

(7) 事前の集団移転の実現に向けた検討

①防災集団移転促進事業の概要

防災集団移転促進事業は、自然災害が発生した地域又は災害のおそれがある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う施工者に対し、事業費の一部を補助するものです。

津波による甚大な被害が想定されている本市においては、南海トラフ地震が発生する前の事前の移転を検討することで、市民の命を守り、持続発展するまちづくりにつながります。

ただし、事前の集団移転においては、地域での合意形成や移転者の負担等が大きな課題になると考えられます。

防災集団移転促進事業の概要



自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

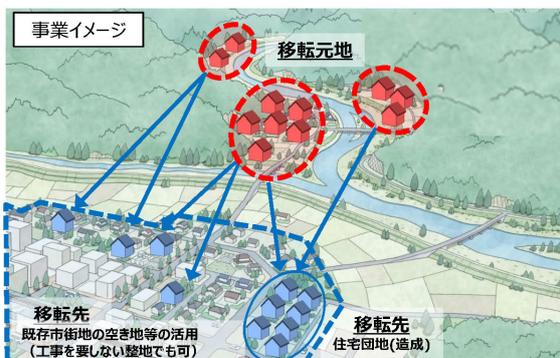
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）

※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
 浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域



【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2） 限度額の有(○)無(-)

補助対象経費区分	右以外の 場合	災害発生前の移転の場合		
		※3	※4	※5
補助対象経費（①～⑦）の合計	○	-	-	-
① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	○	○	○	○
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	○	○	○	○
③ 住宅団地に係る公共施設の整備	○	○	○	○
④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	○	○	○
⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	○	○	○	○
⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	○	○	○	○
⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-	-	-

イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
 ※3 移転元地防除のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
 ※4 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと
 ※5 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域（※移転者が保有する移転元地の住宅用に併用する建築物は移転後に除却）
 ※6 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村
 ・地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域

補助基本額（事業費）に対する財源内訳

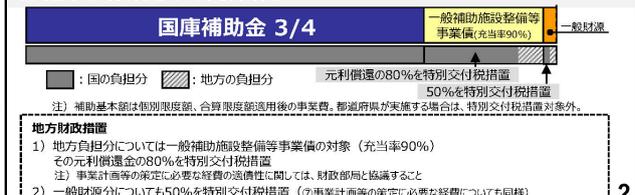


図 防災集団移転促進事業の概要

出典：国土交通省 HP

②地域ワークショップでの主な意見

地域ワークショップでは、事前の集団移転に関して、以下のような意見が出ています。

	進めていくことの見解、課題等	課題に対する対策
事前移転を進めていく必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・考えざるを得ない ・命を守るためには必要 ・市の人口を維持していくためにも考える必要あり ・今の家の思い出などを持って移転ができる 	
事前移転を進めていくことは困難	<ul style="list-style-type: none"> ・今ある家を捨てることは困難 ・歴史・思い出を捨てられない ・事後の方が考えやすい、仕方ない状況で進めやすい ・いつ起こるか分からない災害に対して移転はギャンブル ・仕事（農業・漁業）の近くに住み続けたい 	
住民の合意	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりが考える必要がある ・各世帯で条件が違うので合意形成は難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ➡地区の総会での説明会や意見交換をする機会、回覧板等での情報提供 ➡魅力的な説明が重要 ➡理解することが必要 ➡個々に空家を借りるなどの方が良い
コミュニティの維持	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が分断するきっかけになるおそれ ・隣人がバラバラになるおそれ 	
移転者の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・資金的な負担がある ・高齢者はローンが組めない、家を建てる気にはなれない 	<ul style="list-style-type: none"> ➡支援が必要（特に、高齢者に対して）
災害公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅が確保できないと進まない 	
家族構成等	<ul style="list-style-type: none"> ・独居の高齢者等は移転が困難 ・家族構成や世帯の収入等によって困難さが違う 	
移転元地	<ul style="list-style-type: none"> ・まだらに家が残った場合などの土地利用が困難になる 	
移転先	<ul style="list-style-type: none"> ・移転場所が見つけれない ・候補地を示してくれないと検討できない ・不便な場所になる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ➡移転先の候補地やイメージを提示

③今後の進め方

国が示した防集事業の実施に向けた活用ステップ（イメージ）を参考に、実現に向けた検討を進めていきます。

まず、市民や地域に対して本計画をはじめとする事前復興の取組の周知とあわせて、事前の集団移転の制度等の情報発信を行います。一方で、移転先の事前検討として、高規格道路の整備とあわせた適地の確保などを進めていきます。地域の関心が高まり、検討を行うことの合意が図られた段階で、具体的な候補地の選定等を行います。

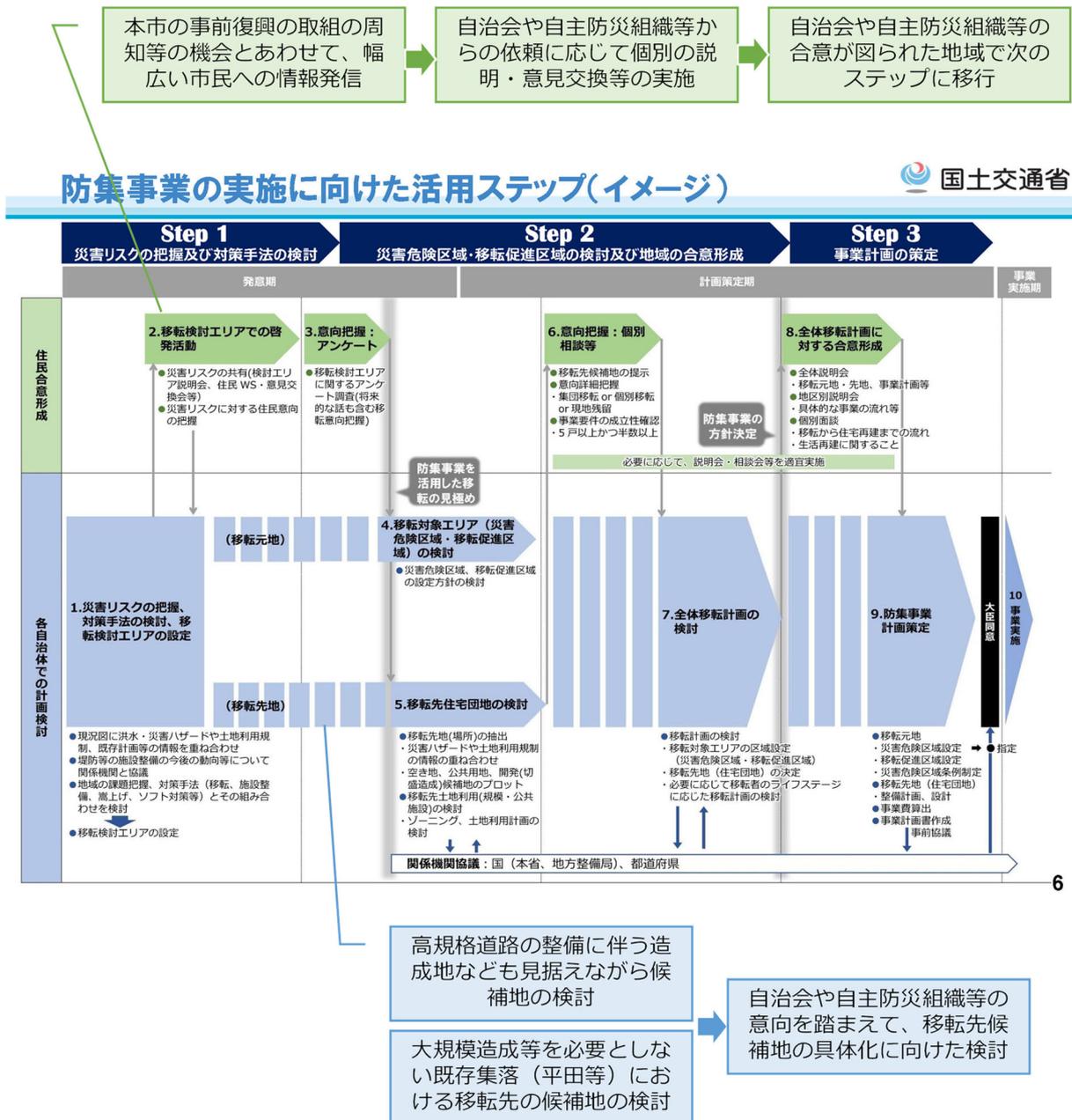


図 事前の集団移転の実現に向けた検討

出典：国土交通省の資料に加筆

第5編 計画の推進と運用

第1章 計画の推進と運用

1. 計画の推進と定期的な見直し

事前復興まちづくり計画は、大規模災害が発生するその時まで、随時、見直す必要があります。今日、被災したら、どのような復興まちづくりを行うかという検討を繰り返すことが重要です。

特に、人口減少が進む中で、住民の再建に関する意向も変化し、復興事業等の規模も変わっていくものと想定されます。

そのため、事前復興まちづくり計画に位置づけた復興事前準備の進捗状況の確認を行うとともに、市民との事前復興に関する対話の機会の確保、職員の復興に関わる訓練や研修等を継続し、概ね5年程度を目標に、その取組の成果や得られた知見等を計画に反映していくものとします。

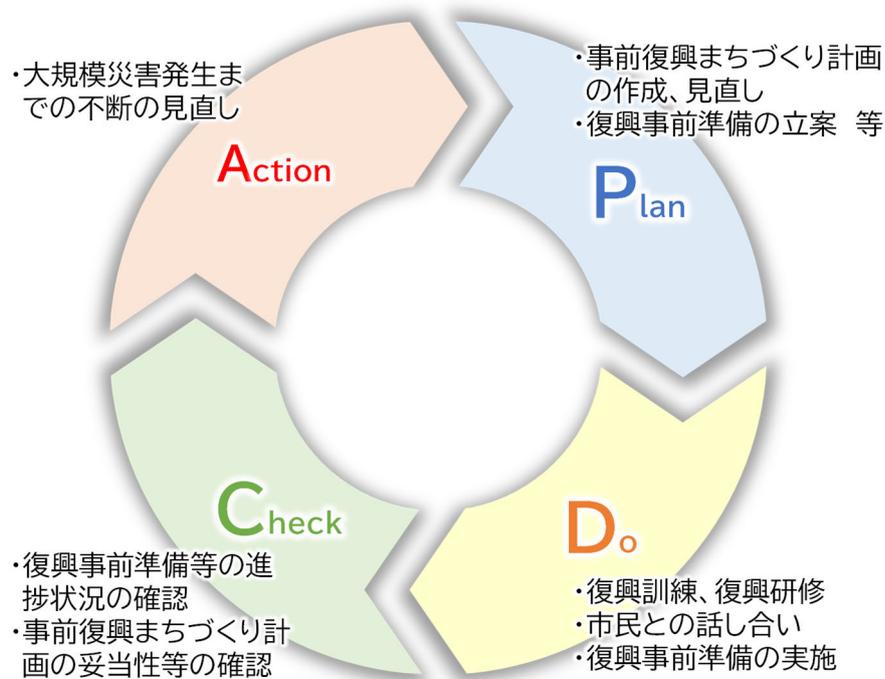


図 PDCA サイクルによる計画の見直しイメージ

2. 大規模災害発生後の運用

大規模災害が発生し、法に基づく復興計画の策定を行う際には、事前復興まちづくり計画の策定時の体制を基本に、復興計画の策定体制を構築します。

また、被害の状況等を確認した上で、「復興方針」と「地域別の事前復興まちづくり計画」を活用し、早期の復興計画の策定等に取り組めます。

參考資料

1. 策定経過

開催日	会議名等	概要
令和5年 8/30	第1回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市事前復興まちづくり計画の策定について ・宿毛市事前復興まちづくり計画の検討方針
令和6年 1/9	第2回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市事前復興まちづくり計画 復興方針・復興手順書(骨子)
令和6年 5/7	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市事前復興まちづくり計画の策定について ・地域ワークショップの開催について
令和6年 6/7	事前復興まちづくり 講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・高知大学教育研究部自然科学系理工学部門 教授、宿毛市 防災・減災アドバイザー 原 忠 教授による講演会 「災害に強いまちづくり ～地震災害に着目して～」
令和7年 2/4	第3回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域WSの開催状況等の報告 ・宿毛市の事前復興まちづくりの方向性について
令和7年 2/18	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域WSの開催状況等の報告 ・宿毛市の事前復興まちづくりの方向性について
令和7年 9/22	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域WSの開催状況等の報告 ・宿毛市の事前復興まちづくりの方向性について
令和7年 12/15	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市事前復興まちづくり計画(素案)について
令和8年 1/9～2/9	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市事前復興まちづくり計画(案)について市民への周知と意見募集
令和8年 1/30	第4回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各課調査の結果を踏まえた宿毛市事前復興まちづくり計画(案)について
令和8年 2/26	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市事前復興まちづくり計画(案)について

2. 宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 宿毛市事前復興まちづくり計画の策定等について審議するため、宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌分掌)

第2条 委員会は、宿毛市事前復興まちづくり計画に関して審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者又は構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

2 委員のうち欠員を生じた場合は、補充することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長なる。ただし、委員長が決定するまでに行われる会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事前復興まちづくり計画事務を所管する部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3. 策定委員名簿

■委員

所属	氏名	備考
高知大学	原 忠	※委員長
宿毛市自主防災会連絡協議会	濱田 頼之	
宿毛市地区長連合会	中脇 南海男	
宿毛市連合婦人会	高倉 里美	
社会福祉法人宿毛市社会福祉協議会	中平 佳宏	※副委員長
宿毛市校長会	佐田 有里	
宿毛商工会議所	澤田 直栄	
すくも湾漁業協同組合	河原 宜人	
公益社団法人宿毛青年会議所	小栗 聖也	～令和 6. 12
	清家 聖史	令和 7. 1～
高知県宿毛警察署	中島 光春	～令和 7. 3
	甲藤 康宏	令和 7. 4～
国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所	須田 泰造	～令和 7. 3
	柳川 克一	令和 7. 4～
高知県幡多土木事務所 宿毛事務所	島崎 孝	
高知県総合防災対策推進 幡多地域本部	谷脇 久志	～令和 7. 3
	西森 昭彦	令和 7. 4～
宿毛市	上村 秀生	
四国電力送配電株式会社 中村支社ネットワークサービス部 宿毛サービスセンター	大峯 賢治	

■アドバイザー

所属	氏名	備考
独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）	篠田 康二	～令和 7. 3
	細田 知明	令和 7. 4～

4. 地域ワークショップ 開催概要

■西地域

開催日	WSの開催	参加者	内容
令和6年 7/26	第1回 西地域WS	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画について ・災害発生から復興までの道のり ■グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・津波からの安全な避難を確認する ・避難のあとの生活を想像する
令和6年 10/21	第2回 西地域WS	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復興まちづくり（主に住まい）の事例 ・安全な住まいの確保に向けた復興事業等 ■グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・応急期～復興期の生活を想像する ・地域の復興における安全な住まいの場を考える
令和7年 1/18	第3回 西地域WS	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・応急期と復興期の住まい ■グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・応急期の住まいのパターンに応じた暮らしを考える ・復興期の住まいのパターンに応じた暮らしを考える
令和7年 6/21	第4回 西地域WS	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生後の復興まちづくり ■グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・生活に欠かせないもの ・復興まちづくりゾーニング
令和7年 9/6	第5回 西地域WS	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・西地域の事前復興まちづくり計画（素案） ・事前の集団移転の実現に向けて ■グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・西地域の事前復興まちづくりへの提案 ・事前の集団移転の実現に向けた検討
令和7年 11/8	第6回 西地域WS	10名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会の意見 ・西地域の事前復興まちづくり計画（案） ■グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・西地域事前復興まちづくり計画（案）の確認 ・自分・地域が主役の取組を宣言しよう

2024 07.26 宿毛市事前復興まちづくり計画 第1回 西地域ワークショップだより

2回目以降からのご参加は大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第1回 西地域ワークショップを開催しました
 令和6(2024)年7月26日(土)に第1回 西地域ワークショップを開催しました。当日は、20名の方にご参加いただき、西地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「津波からの安全な避難を確保しよう」、「復興のあとの生活を確保しよう」をテーマに、4組に分かれて意見を出し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

自宅の「倒壊の危険性」および「津波の危険性」
 倒壊の危険性がある方は、全体の4割程度となっています。自宅の津波浸水深度が2m以上となっている方は、全体の半数となっています。地域の多くの方が、地震・津波により自宅の倒壊や浸水を受けやすい状況となっています。

避難生活の住みやすい場所
 避難先は、自宅も倒壊し、避難先(自宅を含む)を選択する方が半数であり、地区内を必要とする方が多くなっています。

2024 10.21 宿毛市事前復興まちづくり計画 第2回 西地域ワークショップだより

2回目以降からのご参加は大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第2回 西地域ワークショップを開催しました
 令和6(2024)年10月21日(月)に第2回 西地域ワークショップを開催しました。当日は、20名の方にご参加いただき、西地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「応急期～復興期の生活を想像してみよう」、「地域の復興における安全な住居の確保」をテーマに、4組に分かれて意見を出し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

応急期から復興期までの住まいの場を想像してみよう
 応急期は、地帯内で避難する人の増加と高くなっていますが、地域で応急期を過ごす準備ができていないことを踏まえ、復興期には、宿毛市内の他の安全な場所を確保する必要があると考えました。
 復興期は、地帯内を希望する人が多くないです。復興期には、地帯内の広範囲で安全な住居の確保が課題です。市外の安全な場所(復興期を想定している)は、大規模な造成の実現)を希望しています。
 なお、応急期も復興期も希望の状況がわからなからかでの選択が難しいとの意見もありました。

地域内の生活の継続を希望する人多くなっています

2025 01.18 宿毛市事前復興まちづくり計画 第3回 西地域ワークショップだより

第3回 西地域ワークショップを開催しました
 令和7(2025)年1月18日(土)に第3回 西地域ワークショップを開催しました。当日は、16名の方にご参加いただき、西地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「応急期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう」、「復興期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう」をテーマに、3組に分かれて意見を出し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

応急期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう

パターン	1. 応急期にのみ居住する	2. 応急期と復興期に居住する	3. 復興期にのみ居住する
希望する	100%	100%	100%
希望しない	0%	0%	0%

復興期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう

パターン	1. 復興期にのみ居住する	2. 応急期と復興期に居住する	3. 応急期にのみ居住する
希望する	100%	100%	100%
希望しない	0%	0%	0%

2025 06.21 宿毛市事前復興まちづくり計画 第4回 西地域ワークショップだより

第4回 西地域ワークショップを開催しました
 令和7(2025)年6月21日(土)に第4回 西地域ワークショップを開催しました。当日は、11名の方にご参加いただき、西地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「生活に欠かせないもの」、「復興まちづくりリーディングをテーマに意見を出し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

2025 09.06 宿毛市事前復興まちづくり計画 第5回 西地域ワークショップだより

第5回 西地域ワークショップを開催しました
 令和7(2025)年9月6日(土)に第5回 西地域ワークショップを開催しました。当日は、15名の方にご参加いただき、西地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「西地域の事前復興まちづくりへの提案」、「事前の事前経路の実現に向けた検討」をテーマに意見を出し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

復興まちづくりのイメージ(家)

復興方針(家)

復興方針	1. 復興期にのみ居住する	2. 応急期と復興期に居住する	3. 応急期にのみ居住する
希望する	100%	100%	100%
希望しない	0%	0%	0%

2025 11.08 宿毛市事前復興まちづくり計画 第6回 西地域ワークショップだより

第6回 西地域ワークショップを開催しました
 令和7(2025)年11月8日(土)に第6回 西地域ワークショップを開催しました。当日は、9名の方にご参加いただき、西地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「西地域の事前復興まちづくり計画(案)の確認」、「自分・地域が主役の取組を宣言しよう」をテーマに意見を出し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

西地域の事前復興まちづくり計画(案)の確認
 復興まちづくりにおいて特に重要なこととして、「生活の継続性の高いまちづくり」、「復興の拠点としての活用(復興)」、「復興を促すための復興」が挙げられました。
 そして、事前経路の実現できる取組(復興期準備)の重要性が確認されました。

自分・地域が主役の取組を宣言しよう

宣言内容	宣言内容
1. 復興期にのみ居住する	1. 復興期にのみ居住する
2. 応急期と復興期に居住する	2. 応急期と復興期に居住する
3. 応急期にのみ居住する	3. 応急期にのみ居住する

■中央地域

開催日	WSの開催	参加者	内容
令和6年 7/30	第1回 中央地域WS	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画について ・災害発生から復興までの道のり <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波からの安全な避難を確認する ・避難のあとの生活を想像する
令和6年 10/18	第2回 中央地域WS	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復興まちづくり（主に住まい）の事例 ・安全な住まいの確保に向けた復興事業等 <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急期～復興期の生活を想像する ・地域の復興における安全な住まいの場を考える
令和7年 1/18	第3回 中央地域WS	8名	<ul style="list-style-type: none"> ・応急期と復興期の住まい <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急期の住まいのパターンに応じた暮らしを考える ・復興期の住まいのパターンに応じた暮らしを考える
令和7年 6/21	第4回 中央地域WS	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生後の復興まちづくり <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に欠かせないもの ・復興まちづくりゾーニング
令和7年 9/6	第5回 中央地域WS	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・中央地域の事前復興まちづくり計画（素案） ・事前の集団移転の実現に向けて <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央地域の事前復興まちづくりへの提案 ・事前の集団移転の実現に向けた検討
令和7年 11/8	第6回 中央地域WS	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会の意見 ・中央地域の事前復興まちづくり計画（案） <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央地域事前復興まちづくり計画（案）の確認 ・自分・地域が主役の取組を宣言しよう

2024 07.30 宿毛市事前復興まちづくり計画 第1回 中央地域ワークショップだより

第1回 中央地域ワークショップを開催しました
 令和4(2024)年7月30日(火)に第1回 中央地域ワークショップを開催しました。当日は、13名の方にご参加いただき、中央地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「津波からの安全な避難を確保しよう」、「避難のあとと生活を支えるための準備」をテーマに分けて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

2日連続からのご参加も大歓迎!
 ご家族やご友人を誘ってぜひお社の上へ来てご参加ください!!

自宅の「倒壊の危険性」および「津波の危険性」
 倒壊の危険性がある方は、全体の2割程度となっています。自宅の津波浸水深が2m以上となっている方は、全体の約半数となっています。地域のみなさんが、地震・津波により自宅が倒壊する危険性を受けやすい状況になっています。

避難生活の住まいの場
 避難生活期は、「地域内の避難所(自宅を含む)」を選択する方が7割程度であり、地域内を希望する方が多くなっています。

2024 10.18 宿毛市事前復興まちづくり計画 第2回 中央地域ワークショップだより

第2回 中央地域ワークショップを開催しました
 令和4(2024)年10月18日(金)に第2回 中央地域ワークショップを開催しました。当日は、14名の方にご参加いただき、中央地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「応急期～復興期の生活を想像してみよう」、「地域の復興における安全な住まいの場」をテーマに分けて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

3日連続からのご参加も大歓迎!
 ご家族やご友人を誘ってぜひお社の上へ来てご参加ください!!

応急期から復興までの住まいの場を想像してみよう
 応急期は、地域内を希望する人の半数と高くなっていますが、地域で応急期を通じた生活が想像されていることを見ても、復興期には、宿毛市内の他の安全な場所を希望する方が多くなっています。
 復興期には、余程が地域内を希望していますが、復興期には、地域内の他の避難所や避難先が想定されていることから、市内の安全な場所(避難先が想定されていない場合、大規模な応急の避難)を希望しています。

地域内の生活の継続を希望する人が多くなっています

2025 01.18 宿毛市事前復興まちづくり計画 第3回 中央地域ワークショップだより

第3回 中央地域ワークショップを開催しました
 令和4(2024)年1月18日(土)に第3回 中央地域ワークショップを開催しました。当日は、13名の方にご参加いただき、中央地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「応急期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう」、「復興期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう」をテーマに、2組に分けて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

応急期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう

パターン	1. 自宅(仮設)を希望する	2. 地域内の避難所(仮設)を希望する	3. 地域外の避難所(仮設)を希望する	その他
応急期	100%	0%	0%	0%
復興期	0%	21.4%	14.3%	64.3%

復興期の住まいのパターンに応じた暮らしを考えよう

パターン	1. 自宅(仮設)を希望する	2. 地域内の避難所(仮設)を希望する	3. 地域外の避難所(仮設)を希望する	その他
応急期	100%	0%	0%	0%
復興期	0%	21.4%	14.3%	64.3%

2025 06.21 宿毛市事前復興まちづくり計画 第4回 中央地域ワークショップだより

第4回 中央地域ワークショップを開催しました
 令和4(2024)年6月21日(土)に第4回 中央地域ワークショップを開催しました。当日は、14名の方にご参加いただき、中央地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「生活に欠かせないもの」、「復興まちづくりの準備」をテーマに分けて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

2025 09.06 宿毛市事前復興まちづくり計画 第5回 中央地域ワークショップだより

第5回 中央地域ワークショップを開催しました
 令和4(2024)年9月6日(土)に第5回 中央地域ワークショップを開催しました。当日は、13名の方にご参加いただき、中央地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「中央地域の事前復興まちづくりの推進」、「事前の集約移動の実現に向けた検討」をテーマに分けて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

復興まちづくりのイメージ(案)

復興方針(案)

項目	内容
1. 避難生活の支援	避難生活の支援(仮設住宅の確保、生活支援)
2. 地域内での生活の継続	地域内での生活の継続(仮設住宅の確保、生活支援)
3. 地域外の避難先	地域外の避難先(仮設住宅の確保、生活支援)
4. 復興まちづくりの推進	復興まちづくりの推進(仮設住宅の確保、生活支援)
5. 事前の集約移動の実現	事前の集約移動の実現(仮設住宅の確保、生活支援)

2025 11.08 宿毛市事前復興まちづくり計画 第6回 中央地域ワークショップだより

第6回 中央地域ワークショップを開催しました
 令和4(2024)年11月8日(土)に第6回 中央地域ワークショップを開催しました。当日は、10名の方にご参加いただき、中央地域の事前復興まちづくりについて様々なご意見をいただきました。
 ワークショップでは、「中央地域の事前復興まちづくり計画(案)の確認」、「自分・地域が主役の取組を宣言しよう」をテーマに分けて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

中央地域の事前復興まちづくり計画(案)の確認
 復興まちづくりにおいて特に重要視されている「生活の継続」や「復興まちづくりの準備」に関する取組に、復興まちづくりの準備(仮設住宅の確保、生活支援)が重要であると認識されています。
 基本方針については、「多大な被害を受けた方への支援や生活の安定化を図る」、「被災者の生活の安定化を図る」、「被災者の生活の安定化を図る」などの取組が期待されています。

自分・地域が主役の取組を宣言しよう

宣言

宣言	宣言内容
1. 生活の継続	生活の継続(仮設住宅の確保、生活支援)
2. 地域内での生活の継続	地域内での生活の継続(仮設住宅の確保、生活支援)
3. 地域外の避難先	地域外の避難先(仮設住宅の確保、生活支援)
4. 復興まちづくりの推進	復興まちづくりの推進(仮設住宅の確保、生活支援)
5. 事前の集約移動の実現	事前の集約移動の実現(仮設住宅の確保、生活支援)

■小筑紫地域

開催日	WSの開催	参加者	内容
令和6年 7/23	第1回 小筑紫地域 WS	27名	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画について ・災害発生から復興までの道のり <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波からの安全な避難を確認する ・避難のあとの生活を想像する
令和6年 10/16	第2回 小筑紫地域 WS	12名	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復興まちづくり（主に住まい）の事例 ・安全な住まいの確保に向けた復興事業等 <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急期～復興期の生活を想像する ・地域の復興における安全な住まいの場を考える
令和7年 1/17	第3回 小筑紫地域 WS	8名	<ul style="list-style-type: none"> ・応急期と復興期の住まい <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急期の住まいのパターンに応じた暮らしを考える ・復興期の住まいのパターンに応じた暮らしを考える
令和7年 6/20	第4回 小筑紫地域 WS	12名	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生後の復興まちづくり <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に欠かせないもの ・復興まちづくりゾーニング
令和7年 9/5	第5回 小筑紫地域 WS	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・小筑紫地域の事前復興まちづくり計画（素案） ・事前の集団移転の実現に向けて <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小筑紫地域の事前復興まちづくりへの提案 ・前の集団移転の実現に向けた検討
令和7年 11/7	第6回 小筑紫地域 WS	8名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会の意見 ・小筑紫地域の事前復興まちづくり計画（案） <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小筑紫地域事前復興まちづくり計画（案）の確認 ・自分・地域が主役の取組を宣言しよう

2024 07.23 宿毛市事前復興まちづくり計画 第1回 小筑紫地域ワークショップだより

2回目以降からのご参加も大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第1回 小筑紫地域ワークショップを開催しました
 令和7(2024)年7月23日(火)に第1回 小筑紫地域ワークショップを開催しました。当日は、27名の方にご参加いただき、小筑紫地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
 ワークショップでは、「震災からの安全な暮らしをどう実現するか」というテーマで、各組に分かれて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

自宅の「倒壊の危険性」および「津波の危険性」
 倒壊の危険性がある方は、全体の3割程度となっています。自宅の津波浸水深度が2m以上となっている方は、全体の7割となっています。地域の安全のため、地震・津波により自宅が何らかの被害を受けやすくなっている可能性があります。

避難生活の住まいの場
 避難先は、希望もあつて「地域内の避難所(※自衛隊含む)」を選択する方が半数以上で、地域内を希望する方が多くなっています。

2024 10.16 宿毛市事前復興まちづくり計画 第2回 小筑紫地域ワークショップだより

3回目以降からのご参加も大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第2回 小筑紫地域ワークショップを開催しました
 令和7(2024)年10月16日(水)に第2回 小筑紫地域ワークショップを開催しました。当日は、12名の方にご参加いただき、小筑紫地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
 ワークショップでは、「震災一復興期の生活を想像してみよう」「地域の復興に向けた安全な住まいの場」をテーマに、2組に分かれて意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

応急期から復興までの住まいの場を想像してみよう
 応急期は、地域内を希望する人が多くなっていますが、地域で応急期を通じず避難先が決められていることによる不安、復興期には、市内の被害が想定されていない安全な場所を希望しています。
 復興期は、希望もあつて8割の方が地域内を希望しています。

地域内での生活の継続を希望する人が多くなっています

※避難先は、第1回WS結果参照

2025 01.17 宿毛市事前復興まちづくり計画 第3回 小筑紫地域ワークショップだより

4回目以降からのご参加も大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第3回 小筑紫地域ワークショップを開催しました
 令和7(2024)年1月17日(金)に第3回 小筑紫地域ワークショップを開催しました。当日は、8名の方にご参加いただき、小筑紫地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
 ワークショップでは、「応急期の住まいの場(※自衛隊を含む)」をテーマに意見を話し合いました。

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

応急期の住まいの場(※自衛隊を含む)をテーマに意見を話し合いました

復興期の住まいの場(※自衛隊を含む)をテーマに意見を話し合いました

2025 06.20 宿毛市事前復興まちづくり計画 第4回 小筑紫地域ワークショップだより

5回目以降からのご参加も大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第4回 小筑紫地域ワークショップを開催しました
 令和7(2024)年6月20日(金)に第4回 小筑紫地域ワークショップを開催しました。当日は、8名の方にご参加いただき、小筑紫地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
 ワークショップでは、「震災一復興期の生活を想像してみよう」「復興まちづくりのイメージ」をテーマに意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

復興まちづくりのイメージ(案)

自分・地域が主役の取組を宣言しよう

2025 09.05 宿毛市事前復興まちづくり計画 第5回 小筑紫地域ワークショップだより

6回目以降からのご参加も大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第5回 小筑紫地域ワークショップを開催しました
 令和7(2024)年9月5日(木)に第5回 小筑紫地域ワークショップを開催しました。当日は、11名の方にご参加いただき、小筑紫地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
 ワークショップでは、「小筑紫地域の事前復興まちづくり(案)」の議論、「自分・地域の復興に向けた取組」をテーマに意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

復興方針(案)

自分・地域が主役の取組を宣言しよう

2025 11.07 宿毛市事前復興まちづくり計画 第6回 小筑紫地域ワークショップだより

7回目以降からのご参加も大歓迎！ご家族やご友人をお誘い合わせの上、奮ってご参加ください！！

第6回 小筑紫地域ワークショップを開催しました
 令和7(2024)年11月7日(金)に第6回 小筑紫地域ワークショップを開催しました。当日は、8名の方にご参加いただき、小筑紫地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
 ワークショップでは、「小筑紫地域の事前復興まちづくり(案)」の議論、「自分・地域の復興に向けた取組」をテーマに意見を話し合いました。

ワークショップ 各組に分かれて、活発な意見交換を実施しました。

発表 検討した内容について、それぞれ発表していただきました。

小筑紫地域の事前復興まちづくり計画(案)の確認

自分・地域が主役の取組を宣言しよう

■沖の島地域

開催日	WSの開催	参加者	内容
令和6年 9/7	第1回 沖の島地域WS	30名 母島 8名 弘瀬 15名 鵜来島 7名	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画について ・南海トラフ巨大地震が発生した際の被害 ・災害発生から復興までの道のり <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波からの安全な避難を確認しよう ・時間経過に応じた住まいの場を考える
令和7年 4/26	第2回 沖の島地域WS	30名 母島 6名 弘瀬 14名 鵜来島 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の島しょ部の復興 <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急期における生活を考えよう ・島での復興に欠かせないものを確認しよう
令和7年 11/9	第3回 沖の島地域WS	23名 母島 6名 弘瀬 10名 鵜来島 7名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会の意見 ・沖の島地域事前復興まちづくり計画（案） <p>■グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖の島地域事前復興まちづくり計画（案）の確認 ・自分・地域が主役の取組を宣言しよう

2024 09.07 宿毛市事前復興まちづくり計画
第1回 鶴来島・沖の島地域ワークショップだより

2日目は時からのご参加を大歓迎！
ご家族やご友人をお誘い合わせの上、
奮ってご参加ください！！

第1回 鶴来島・沖の島地域ワークショップを開催しました
令和6(2024)年9月7日(土)に第1回 鶴来島・沖の島地域ワークショップを開催しました。当社は、鶴来島7名、沖の島2名(毎島1名、弘島1名)の方にご参加いただき、地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
ワークショップでは、「各自の危険性を確認しよう」「避難生活から復興までの住まいの姿を想像してみよう」をテーマについて意見を出し合いました。

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

鶴来島
令和5年6月以前に建てられた建物が100%であり、倒壊の危険性が高くなっています。また、島の津波浸水深が2m以上となっている方は、全体の約7割程度となっています。
85%以上の方が避難生活から復興期にかけて島内の生活を希望されています。

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

沖の島
倒壊の危険性
津波の危険性

倒壊の危険性	津波の危険性
55年以前に建てられた建物(築年数)を調査している方が100%	津波浸水深が2m以上となっている方が77%
津波浸水深が2m以上となっている方が42%	2024年調査対象者が97%

希望する生活	応答率	復興期	復興期
島内	100.0%	85.0%	85.0%
島外	0.0%	14.3%	14.3%
島内	100.0%	95.7%	95.7%
島外	0.0%	4.3%	4.3%

沖の島 母島
倒壊の危険性がある方は、全体の1割程度となっています。
自らの津波浸水深が2m以上となっている方は、全体の約3%程度となっています。
島のすべての方が、避難期から復興期にかけて島内の生活を希望されています。

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

沖の島 母島

倒壊の危険性
津波の危険性

倒壊の危険性	津波の危険性
55年以前に建てられた建物(築年数)を調査している方が37.5%	津波浸水深が2m以上となっている方が3.0%
津波浸水深が2m以上となっている方が25.0%	2024年調査対象者が100%

希望する生活	応答率	復興期	復興期
島内	100.0%	100.0%	100.0%
島外	0.0%	0.0%	0.0%
島内	100.0%	100.0%	100.0%
島外	0.0%	0.0%	0.0%

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

沖の島 弘島

倒壊の危険性
津波の危険性

倒壊の危険性	津波の危険性
55年以前に建てられた建物(築年数)を調査している方が14.3%	津波浸水深が2m以上となっている方が3.1%
津波浸水深が2m以上となっている方が92.0%	2024年調査対象者が100%

希望する生活	応答率	復興期	復興期
島内	100.0%	100.0%	100.0%
島外	0.0%	0.0%	0.0%
島内	100.0%	100.0%	100.0%
島外	0.0%	0.0%	0.0%

※確認が出来た方々の数値です。

2025 04.26 宿毛市事前復興まちづくり計画
第2回 鶴来島・沖の島地域ワークショップだより

3日目は時からのご参加を大歓迎！
ご家族やご友人をお誘い合わせの上、
奮ってご参加ください！！

第2回 鶴来島・沖の島地域ワークショップを開催しました
令和7(2025)年4月26日(土)に第2回 鶴来島・沖の島地域ワークショップを開催しました。当社は、鶴来島10名、沖の島2名(毎島1名、弘島1名)の方にご参加いただき、地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
ワークショップでは、「各自の危険性を確認しよう」「避難生活から復興までの住まいの姿を想像してみよう」をテーマについて意見を出し合いました。

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

鶴来島
【応答率】
-全島民の検討が必要である
-応答に受け入れを表明してくれる地域との交流をする
【避難期】
-県庁が防災、漁業や観光が再開できるのか心配
-年齢、復興委員会によっては、島外を選択せざるを得ない

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

沖の島

島の復興に欠かせないもの

島の復興に欠かせないもの	島の復興に欠かせないもの
漁業	観光
防災	教育
医療	福祉
交通	文化
環境	産業
その他	その他

沖の島 母島
【応答率】
-島のシフトが必要が生じ、全島民の検討が必要
-全島民の同意、候補地を事前に把握しておきたい
【避難期】
-エリアの復旧に時間を要する
-沖の島内での集約も検討が必要

ワークショップ 活発な意見交換を実施しました。

沖の島 母島

沖の島 弘島
島の復興に欠かせないもの

島の復興に欠かせないもの	島の復興に欠かせないもの
漁業	観光
防災	教育
医療	福祉
交通	文化
環境	産業
その他	その他

2025 11.09 宿毛市事前復興まちづくり計画
第3回 鶴来島・沖の島地域ワークショップだより

第3回 鶴来島・沖の島地域ワークショップを開催しました
令和7(2025)年11月9日(土)に第3回 鶴来島・沖の島地域ワークショップを開催しました。当社は、鶴来島16名(毎島1名、弘島1名)の方にご参加いただき、地域の事前復興まちづくりについて様々な意見をいただきました。
ワークショップでは、「各自・地域が主役の取組を宣言しよう」をテーマについて意見を出し合いました。

WSの様子 活発な意見交換を実施しました。

WSの様子 活発な意見交換を実施しました。

WSの様子 活発な意見交換を実施しました。

WSの様子 活発な意見交換を実施しました。

沖の島の事前復興まちづくり計画(案)の確認
WS1 沖の島(母島)の事前復興まちづくり計画(案)の確認

自分・地域が主役の取組を宣言しよう
WS2 沖の島(母島)の事前復興まちづくり計画(案)の確認

自分・地域が主役の取組を宣言しよう
WS3 沖の島(弘島)の事前復興まちづくり計画(案)の確認

宣言の目的
宣言の目的
宣言の目的

宣言の目的
宣言の目的
宣言の目的



守り、そして取り戻す 宿毛の日常



宿毛市 危機管理課

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地
TEL(0880)62-1111 FAX(0880)62-1274